

奈良保育学院

研究紀要

第 19 号

情報処理法 後期授業について 相談提案事項	小野功一郎	1
Introduction of kids English ～高等学校までの英語教育と未来のキッズ英語～ ...	米田 安男	3
乳幼児の発達に沿う保育の歌を選曲する必要性 —心体の発達、音楽・リズムの育ちに着目して—	杉山 真規	9
多様化するニーズに対応する母子保健と子どもの健全育成	武輪 敬心	23
海事補佐人制度の研究 —国会の質問答弁から—	武輪 敬心・今井 慶宗	33
日本国憲法と琉球政府章典の比較及び相互関係 —日本本土における国会の議論から—	武輪 敬心・今井 慶宗	43
保育所等訪問支援に関する政策の研究	武輪 敬心・今井 慶宗	53
保育者としての専門性を育てるために ～アクティブラーニングを用いた授業法～	西田 明恵	61
ピアノ初心者の基礎と感性を育てる指導の研究 —保育者養成校での授業を通して—	西田 晴香	79
幼児期に多様な動きを経験するための運動プログラムの検討 —保育者養成校の授業実践報告として—	濱野ゆうり	87

情報処理法 後期授業について

相談提案事項

About the Corona Sorrow Class

小 野 功一郎
Koitiro ONO

Society5.0¹⁾ 社会へと時代のポストコロナ社会の新たな教育、情報型・非接触型の社会伝到来で、統一的なオフラインの教育モデルとオンラインの教育モデルがどのように役割を補完しあい共存していくべきと考え、持続可能なガバナンスの仕組みを築く内容としたくお願い申し上げます。

オンライン面接やテレワークにも対応できる能力を育成すべく、オンライン授業体験が必要と考えます。

文部科学省より下記参考資料

今後は、対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践で明らかになる成果や課題を踏まえ、発達段階に応じて、ICT を活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育等とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで協働的な学びを展開する必要がある。

引用) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた、初等中等教育におけるこれからのオンライン・オンライン授業等の在り方について 令和2年6月11日 文部科学省初等中等教育局より

後期処理法授業内容

オンライン保育に役立てるコンテンツ制作をハイブリッド型授業にて実施

1 幼児教育動画コンテンツ編集	・ MovieMaker / Photosによる動画編集 ・ アフレコの方法 ・ テロップの入れ方 ・ ライセンスフリー BGMの付け方 ・ ライセンスフリー音源の付け方 ・ CG活用キャラクター作成 ・ Youtubeによる限定公開
2 デジタルシアター	・ PowerPointを使用したシアターでパネルシアターやエプロンシアターでおこなっていた内容をデジタルコンテンツにする。
3 表計算リテラシー	・ 表計算

1 幼児教育動画コンテンツ編集におきましては、授業連携が必要になります。下記のような内容を、学生各自でスマホ撮影収録にて授業連携をお願いできれば幸いです。必要備品スマホ三脚（もし学校でなければ小野が用意し学校に預けます）。

コンテンツ概要	コンテンツ例
手遊び	例) 人気の／大好きな／春夏秋冬の／笑っちゃう手遊び10選
ゲーチョコキパーでなにつくろう♪	例) 【動物】猫,犬・・・【海や森の生き物】かたつむり,カニ・・・【食べ物】ラーメン,そば・・・【キャラクター】アンパンマン,食パンマン・・・【挨拶】いただきます(ごちそうさま)【お仕事】美容師,おすもうさん【その他】ダイヤモンド,ヘリコプター
お家でお母さんと一緒に作ろう	例) 手作りスタンプ、ぶるぶる石鹸、バスボム、卵や小麦粉不使用の手作りクッキー
お家で踊ろう	例) エビカニクス
シアター	パネル、エプロン、

また、オンライン保育に役立てるコンテンツを学生が制作、取り組みには教育助成の対象となるユニークな実践となりえると考えます。助成申請がおこなえる取り組みをいたく考えております。

対象教育助成機関

ソニー幼児教育支援プログラム 公益財団法人 ソニー教育財団

<https://www.sony-ef.or.jp/program/preschool.html>

児童教育研究助成 | 博報堂教育財団

<https://www.hakuhodofoundation.or.jp/subsidy/>

募集要項 | 公益財団法人 前川財団

<https://www.mayekawafoundation.org/grant/youkou.html>

実践研究助成 | パナソニック教育財団

<http://www.pef.or.jp/school/grant/>

Introduction of kids English

～ 高等学校までの英語教育と未来のキッズ英語 ～

English Education up to High School and Future Kids English

米 田 安 男
Yasuo KOMEDA

〈はじめに〉

今年度から奈良保育学院で勤務することになり、教員人生の中で初めて高等学校以外の経験をす
る。高等学校で34年間、外国語（英語）を中心に指導を重ねてきた。後半9年間は管理職（教頭・
校長）として側面から英語に対して関わってきた。近年、急速に進んだコンピュータテクノロジー
を如何にして使いこなすかが令和の時代を生き抜いて行くキーとなることは揺るぎのない事実であ
る。令和2年は新型コロナウイルスの拡散により、教育現場では凄まじい取り組みがなされている。
無論、本学も同様で、対面授業から遠隔授業へのシフトを余儀なくされている。現在の状況が今後
どの程度継続するかにもよるが、過去の指導方法を基本として、適切なICT教育とのハイブリッド
化を進めることが必要不可欠であると考えている。

1 高等学校までの英語教育

現在、30歳以上の皆さんは、中学校時代に英語を習い始め、高等学校卒業までの6年間、英語と
悪戦苦闘を繰り返してきたと思う。思い返すと小学校時代にローマ字を習い、訳も分からない状態
から中学校1年生で“This is a pen.”を習ったように思う。当時は、「リスニング」のことを「ヒ
アリング」と言いながら授業が展開されていた。今になって「リスニング」と「ヒアリング」の違
いは確実に説明できるが、当時はどうだったのかと疑問符がつく。また、“This is a pen.”が何故
教科書の3ページ目に記載されたのか、英語圏ではこのようにして英語（母国語）を学んでいたの
か、本当に不思議である。

更に日本の英語教育は、英文法が出来ていなければ試験や検定にも合格出来ないという「文法1
番」という流れがあり、そのことばかりを意識して、ひたすら暗記に明け暮れていたと記憶してい
る。

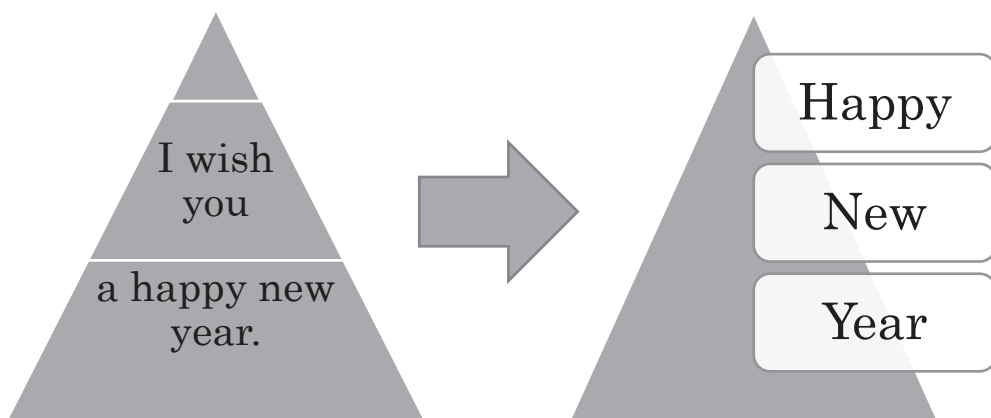
さて、ここ10年前頃から英語の4技能（speaking / listening / reading / writing）が大切だと広
く叫ばれる世の中に変化してきた。当然、以前も同様の指導が大切だという認識はあったと思うが、
現在のような状況ではなかった。また学習教材についてもカセットテープが主流で、先生がカセッ
トデッキを教室まで持参し、巻き戻しを何回もしながら今で言う「リスニング」を行う状況であっ
た。カセットのテープは早送りや巻き戻しをすると、テープが伸び、音声に変化し、何を言ってい
るのか分からなくなるといった現在では考えられない授業を受講してきた。当然のことながら、現

在の生徒の皆さんには想像も出来ない事が日常茶飯事に起こっていたのである。今となれば懐かしささえあるが、もっと良い環境で英語を学習していればと思うこともある。現在は、カセットテープからCD・MD・NET・CLOUDと変化をしている。リスニング教材はどこにでも氾濫している時代に突入した。

次に当時の英語教育と現在の英語教育を少し比較してみる。例えば、導入として面白い話を1つ取り上げることとする。

面白い話①

今では正月に年賀状を送るという習慣が激減しているが、習いたての英語を使い、年賀状に“A Happy New Year!”と書いていた。その時は殆どの英語表記が、“A”を付けて書いていたのである。本当に面白いですよね。因みに正月前のクリスマスについても同じような話がある。“X’mas”というようにXとmの間にアポストロフィーが付いて看板等にかかれていた。事実、本来の英語表記“Xmas”となっていないことが現在でもある。



英文では、様々な新年のスタイルが人により存在するため“a”が入りますが、漠然とした1年を祝うと考えて区別する必要があると考えられている。同じような例として、“Good morning”がある。“A good morning”とは耳にしたことがないと思う。

上記のような事実を考察してみると、日本においては、テレビコマーシャルや雑誌の影響が非常に強いと想像できる。みんなが使っているから正しいのだと錯覚しているのである。以前、教壇に立ち生徒を指導する場合に最も注意をしていたことが、正確な英語を教えるであった。そのため教える側の先生は、紙の辞書を使い、必死で確認を取りながら教材準備をしていた。しかし辞書も100%正解とは言い切れず、2冊、3冊を使いセカンドオピニオン・サードオピニオンをとっていた。以上が当時の英語教育の一面である。

一方、現在の英語教育はどうかというと、インターネットの普及で様々な検索が瞬時に出来るようになってきている。正しい英語なのか否かが、ネット検索で直ぐに分かる。テレビや雑誌の影響よりもPCやスマートフォンの影響が圧倒的に強い。間違い箇所を自らが時間を使い、徹底的に調べる

という作業はほぼ皆無である。調べることにより英語を覚えるということはない。全て検索して正解だけを見る。余計なことは覚える必要がないというスタンスである。その典型的な例が、文章校正ソフトの発達・進化である。PCやスマートフォンを使い、画面に自作の英文を入力すると瞬時に校正してくれる。確かに便利ではあるが、本当にそれで英語教育が成立するのか、疑問符がつく。

次に視点を变えて、英語テストについて考えてみる。

高等学校までの英語の試験は、文法を中心に穴埋め問題・長文読解問題・英作文並べ替え問題・会話問題・デフィニション問題等が主流である。何故このような問題形式になっているかは明白である。1979年に始まった「共通一次試験」が要因であることは間違いない。5教科7科目で合計が1000点満点。そのうち英語・国語・数学は200点と配点も高かった。その当時の学校では、共通一次対策が主流で、何れの学校も傾向と対策を作成し、対応に当たっていた。現在は1990年から始まった独立行政法人大学入試センターが行う「大学入試センター試験」に変わってきた。更に2021年より「大学入学共通テスト」が実施される運びとなった。このような知識詰め込み型の教育が長年実施され、「受験地獄」や「大学の序列化」という言葉を生み出す要因にもなった。

今年度から導入される「大学入学共通テスト」により、今後どのように英語教育が変化していくのか。また「Active Learning」の具体的な授業展開がどの程度、幼稚園や小学校で取り組み出来るのかを考えてみたい。

2 キッズ英語とは

前述した高等学校までの英語教育をどのように考えるか。現在、保育士・幼稚園教諭養成専門学校の教職員として、現状と今後のキッズ英語について考えてみる。

本学には付属幼稚園が同一敷地内にあり、その幼稚園では10年以上前から英語教育を取り入れている。高等学校に勤務しているALT又は幼稚園専属のALT教員が1週間に一度、幼稚園児に英会話を教えている。園児はいつも元気よく“Hi!”や“Good morning.”と大きな声で挨拶をしている。園児には大人や中高生が緊張する「間違ったらどうしよう。」「通じるかな。」という思いは全くない様子である。ALT (Assistant Language Teacher) の言うことを一生懸命真似る。しかも、ALTはゲームやクイズを取り入れながら、楽しさを園児に伝える。したがって、幼稚園児に英語嫌いは存在しないと考える。これこそが“Kids English”であると考えている。言葉は「生き物」。自分の思いを相手に伝えるために使うツール。言葉は、生き物と同じように変化をしていく。中高生のように「〇〇日までに△△を覚えてきなさい。」という縛りもない。園児は俗にいう「スポンジ脳」を持っているため、一生懸命みんなで練習した英語を忘れない。この特性を活かそうと必死になり過ぎると、子どもの中で言語の渋滞が起こり、混乱してしまう。それを避けるための1つの方法として実践されていることは、確実に母国語（日本語）を理解させること。その上で家庭では英語、学校では日本語というようにシチュエーションを分けることが大切であると言われている。

ここで再度面白い体験談を取り上げることとする。

面白い話②

私の子どもが保育園に通っていた時の話である。保育園への送り迎えは家内と分担して行ってい

た。私が送り迎えをする時は、保育園までとにかく英語で話をしていました。子どもは最初キョトンとした顔で私を見ていましたが、ある日を境に英語の真似をするようになった。まだまだ日本語も十分でない時期でしたが、1年間続けた。するとある日、家内から次のように言われた。「子どもの日本語がなんとなく変なんやけど、何故かな。」と。私は家内に、「実は送り迎えの時に・・・」と答えた。すると「それが1つの要因かも知れない。」と即座に言われた。私はその時、「自分の思いを子どもに押し付けてしまった。」と強く感じたのである。まだまだ小さい子供に英語と日本語を同時に聞かせたことは間違いだったのか。また情報は提供するだけで、保護者が無理やり望む方向に持っていこうとすると拒否反応が起こることを知り、日本語をストレスなく話せない時期に実践することは難しいと強く思った。(当然個人差はある。)

その後、私は様々な方法をトライしているうちに、あることに気づいた。英語を好きにさせようとする場合には、保護者である私が、英語の歌を楽しそうに歌っているところを見せることや、外国の写真入りの本をリビングに置いておき、子どもに「触ったらダメ。」と何度も繰り返し言うておくことが近道だと。そうすると子どもはいつの間にか興味を持ち始める。実は私が父親に言われていたことなのだ。父親に「この本は絶対に触ったらあかん。分かったな。」と言われると、自然に手が伸び、触っていたことがよくあった。本当に驚きです。皆様も昔を思い出してみてください。

以上の体験談を参考にして考察すると、高等学校までの英語教育は、「型にはまった教育」であり、幼少期の教育は、「垣根のない教育」であると考えられる。



相手に自らの気持ちや意見を伝える時、上記のマトリックスが実現できれば、子どもたちは、自然に英語への垣根がなくなると考える。そのサポートをすることが私たち大人である。特に小さな子どもたちは、誰かの真似をし始めてからその物事に興味・関心を抱く。この興味・関心が「好奇

心」と呼ばれるもの。続いて、物事に触れることにより、「楽しさ」を感じるようになる。更に、言っていることが伝わると「嬉しさ」を感じ始める。ここまで到達すると心の中に「安心」が芽生える。以上のサイクルが非常に大切になる。このサイクルは、「型にはまった教育」ではなく、子どもたちが自ら感じ、吸収するものである。これこそが「伸びる教育」、幼少期における「Active Learning」だと考える。

幼稚園・小学校では、子どもたちが元気に先生の真似をして、何度も何度も英語を声に出すことが、最もスマートな英語教授法なのかも知れない。是非、担当の先生方には、同じような方法で諦めずに半年以上続けて実践して欲しいと思う。

ここで参考文献として駒沢女子短期大学の佐藤晶子先生が、同学の研究紀要（第52号）に次のような意見を述べられていることを紹介する。【保育者の関わりが、幼児の「達成欲求」「承認欲求」「楽しさ」「安心」「自尊感情」を満たすことを明らかにしたが、子どもの発達や自立という、より上位の観点に立った場合、当該の言葉と行為を適切に調整する必要がある。】この文書を拝見した時に、アプローチの方法には差異があっても、ベース（根幹）の思いは同じだと強く感じた。

3 幼稚園現場に必要なこと

本学には保育学院付属幼稚園が併設されており、園児はALTから英語を学んでいる。

幼少期の発達段階についても考える必要がある為、ルドルフ・シュタイナー（Rudolf Steiner）の発達論と合わせて考察してみることにする。

第1七年期（誕生から7歳頃まで）についてシュタイナーは次のように表現している。「子どもが七歳になるまでは、物質体と関係がある部分を育てることをめざすことになります。」¹⁾「子どものまわりで起こることや子どもが知覚することは、すべて、子どもの肉体の器官にとって重要な意味を持ちます。なぜなら、子どものまわりで起こることは、肉体の器官を作り上げるように働きかけるからです。」²⁾と肉体形成の重要性を述べている。またこの時期の子どもの身体は、「感覚器官」と認識され、子どもは見たことや聞いたことを感覚で消化していく。子どもに感覚を含めた働きかけをすることが、教育の重要な視点であると説いている。更に脳の健全な形成に影響を及ぼす要因としては、「感覚的な印象」と「想像力への刺激」であるとしている。特に「想像力」は成長を促すものであり、身体の調子を合わせる力である。

シュタイナーは更に以下のようにも説いている。「子どもを取り巻く世界で生じることや、子どもの感覚が知覚することや、物質的な空間から子どもの霊的な力に働きかけてくるものがすべて含まれています。」³⁾と述べ、つまり人の道徳的な行為、不道徳な行為等も含まれると説いている。そうすると、保護者や保育者の対応の仕方・あり方が問題となる。特に保育者においては、適切な言葉遣いをし、何事にも感謝の気持ちを持ち、環境や人と上手に折り合いを付けて生活していけるような自覚が求められる。子どもたちに対し、言葉・音楽・リズムを十分に駆使して、想像力を高められる遊びや学習を実施することにより、健康な器官ができ、健康な身体が形成されると思われる。

上記の教えを総合すると、保護者・保育者・周囲の大人は、乳幼児の生命活動を守る為、あらゆる環境を整え、乳幼児が心身ともに逞しく成長するよう十分なケアをしていく必要がある。

4 終わりに

先ずは紀要作成に当たり、佐藤晶子先生（駒沢女子短期大学）、近藤千草先生（川村学園女子大学）の文書を拝見できたこと、並びに引用させて頂いたことに感謝いたします。また30年以上にわたり、外国語（英語）教育に携わることが出来たことに嬉しさを感じ、周りの教職員・関係者並びに卒業生・在校生に感謝したい。先輩の先生方から駆け出しの頃に教えて頂いたことをベースにして、“Own Material”を探し求め、外国語を「学ぶ」・「教える」ということの「楽しさ」・「嬉しさ」を知ることが出来た。今後は、生徒・学生よりも若い子どもたちに英語の「楽しさ」・「嬉しさ」を感じてもらえるように、“Kids English”へ新しいメソッドを吹き込んでいきたい。次回予告として、“Questionnaire”を利用して子どもたちの実際を探っていきたい。

References

文部科学省、資料2、幼稚園、小学校、中学校の教育課程等に関する論点

佐藤晶子、2019、「幼児が求める保育者像の探索－学生の豊かな保育者像の形成に向けて－」、駒沢女子短期大学研究紀要、第52号

近藤千草、2019、「ルドルフ・シュタイナーの発達論と教育実践に関する考察」

川村学園女子大学研究紀要、第30巻、第1号

E・M・グルネリウス、高橋巖・高橋弘子訳、1999、「七歳までの人間教育 シュタイナー幼稚園と幼児教育」、フレーベル館

ルドルフ・シュタイナー、高橋巖訳、1985、「ルドルフ・シュタイナー教育講座第Ⅰ巻 教育の基礎としての一般人間学」、創林社

1) ルドルフ・シュタイナー、松浦賢訳、2000、「完全版 霊学の観点からの子どもの教育」、イザラ書房、p21

2) 前掲書、p23

3) 前掲書、p64

学校法人シュタイナー学園HP（URL：www.steiner.ed.jp/）

乳幼児の発達に沿う保育の歌を選曲する必要性

— 心体の発達、音楽・リズムの育ちに着目して —

The need to select childcare songs that are in line with the development of infants
- focusing on the development of mind and body, and the growth of music&rhythm -

杉 山 真 規

Maki SUGIYAMA

1. はじめに

乳幼児期は、人格形成の上で極めて大切な時期である。現代社会における家族構成は、核家族化が進んでおり、ライフスタイルも多様化している。現在では共働きの家庭が非常に多く、保育園はじめ一時預かり保育施設を利用する世帯が多数存在する。一日の中で子どもと関わる時間において、家庭で過ごすよりも保育の現場で働く保育者と過ごす時間の方が長いという子どもも増加傾向にあるため、保育現場における保育者が、子どもの成長や発達に力添するにあたり、どのような音楽を取り入れると良いのかを探求したい。

子どもの音楽教育に大きな影響を与えたハンガリーの作曲家であるコーダイ・ゾルターンは、「音楽教育は産まれる9ヶ月前から始まる」と述べている。母親のお腹の中にいる時から音は、胎児に聞こえているからである。また生まれてからの6年間は、人の人生を決める最も重要な時代でもあるとコーダイ氏は述べている。子どもが成長するに連れて、幼稚園や保育園は、子供たちが一日の中で最も長く過ごす場所であり、日々、日常を同年代の子ども同士で過ごすことによって小さな社会生活を学ぶ重要な場所であることには間違いないといえる。保育の現場において、子どもたちの人生を決める最も重要な乳幼児期に携わる事になる保育者は、子どもたちの成長や発達を健やかに導くためにはどうすればよいかと常に思考を重ね、子どもの発達に効果的があると思われることに関しては、実践として現場に取り入れるべきではないだろうか。

そこで今回は、乳幼児期（0-5歳）のうち、乳児期（0-2歳）の心体の発達段階に着目する。乳児期は、心体の発達が目覚ましい時期であるが、体の発達に比べて心の発達は外見からは判断し難いものである。生まれてから乳児の興味の先は、まずは外界に向かい、五感を通じて様々な刺激を受けているのである。乳児に関わる保育者は、主として家庭においては、世話をしてくれる母親と父親とその家族である。また、家庭以外となれば、保育の現場が主となり、保育士がメインとなる。乳児は常に、関わりを持つ人の会話や表情に反応したり、共感することで安心感や信頼感が育成され心の発達とつながるのである。更に豊かな感情や能力を引き出すには、子どもの成長と発育に沿った音楽を取り入れることが大切であるが、一体どのような音楽（歌）を選曲することが望ましいのかを分析したい。

key word：乳児期 心体の発達 音楽・リズムの育ち 保育の歌 わらべうた

2. コーダイ音楽教育に対する考え方

コーダイの音楽教育の基礎は、子どもの身体・情緒・知性の成長段階によりそった、課題と方法論によるものである。また特徴としては、一貫性と計画性が挙げられる。コーダイが保育者に求めているものは、「母国語のわらべうたから始める音楽教育」であるため、単刀直入に言うと、日本の言語・音楽・文化を基本にして、それを一貫教育として用いることが出来る音楽教育が当てはまるだろう。子どもは歌を歌うことが大好きである。乳児期のように、十分に言葉が出ない年齢でも、全身で体を左右に揺らしたり、楽しそうにリズムに乗ろうと試みながら歌っている子どもをよく見かける。

これから、自身の実体験を述べてみよう。私は、幼稚園での集団生活に馴染む準備を目的として、2歳の誕生日を迎える秋から、幼児教室に通った。そして、3歳児保育対象となる4月を迎え、幼稚園に入園した。年少保育のパンダ組では、毎日、歌と共に一日を過ごしていたが、その中で、はじめてお気に入りのうたが出来た。そのうたはダンス付きの「大きなくりの木の下で」だった。習ってすぐに、自宅でダンス付きで歌いながら両親に披露した。決して上手ではなかったと思うのだが、とても喜んでくれて褒めてくれたことをよく覚えている。それから毎日のように幼稚園から帰宅すると、必ず、お気に入りのうたや、幼稚園で習ったことをお家で楽しく歌い踊っていたが、母も一緒に歌ってくれたり、幼稚園から持ち帰った絵本を読んでくれたり、私に接する時間を作ってくれた。何に対しても、一つずつ出来る様になった出来事に対して、毎回、ニコニコして褒めてくれたことを今でもよく覚えている。褒められることは、子どもながらにとっても嬉しくて、大人になっても心に残っているものであるが、次は、何を両親に披露しようか？という好奇心や発展への気持ちに、つながっていったことも確かである。

このように、手遊びや歌遊び、歌いながら体全体でリズムカルに動くことは、身体表現への発展につなげて行くことが出来るので、歌は、子どもの発達には欠かせないものと言える。私の母のように、歌を通じて、毎日子どもの気持ちを大切に尊重して接していると、子どもには、何かにチャレンジしようとする気持ちや姿勢、子どもの新たな創造性や未知的な能力を引き出す方向へとつながていけると言える。事実、幼稚園でのダンス付きうたが大好きだった私は、両親に披露したことが原点となり、音楽・ダンスに興味を持つようになり、クラシックバレエを習い始めるきっかけとなった。やはり、保育者は、子供たち一人一人の状況に応じて、その力や能力を見い出して、最大限に引き伸ばしてあげることが重要である。

3. わらべうたと子どもの関わりについて

乳幼児教育において、日本でよく用いられる子どもの歌であるわらべうたには、子どもに歌わせることでこういった利点があるのかについて調べてみることにした。

(1) わらべうた

大きく分類すると、伝承歌と生活の中で伝えられてきた子どものための歌の2種類ある。

①伝承歌

- ・日本の民衆が、それぞれの地方で生活する中で代々歌い継がれてできた歌
- ・大人のための伝承歌とは、民謡、講談、都都逸など
- ・個人が考えて作詞作曲した歌（童謡、唱歌、歌謡曲ではない）

②生活のなかで伝えられてきた、子どものための歌

- A 遊び歌＝遊びと一体となっている歌
 - ・遊ばせ遊び＝乳児に、大人が1対1でしてあげる遊びうた
 - ・わらべうた＝子ども同士で、群れて遊びながら歌い継いできたもの
 - *リズムだけの歌（カタカナ表記）、音のついた歌（ひらがな表記）
- B こもりうた
 - ・子どもを寝かせる時に歌われた（子守りの歌、親の歌）
- C 語呂合わせ＝音やリズムの決まっていない言葉遊び

（2）わらべうたの利点

①子どもの成長の助けになる要素が含まれている

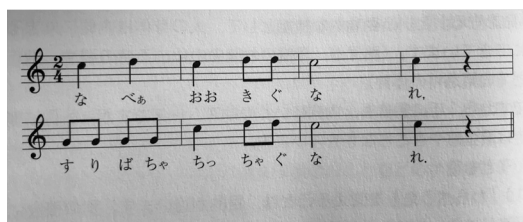
- A 身体の発育を促す
 - *触れられて（遊ばせ遊び）/自分が動いて（わらべうた）
- B 情緒（心の安定や豊かさ）を育てる
 - *触れられて（自己認知）*愛着関係ができる
- C 知的な発達を促す
 - *豊かな言葉 *始めと終わり・順次性など *擬似社会の体験

②日本人のアイデンティティを育てる

- A 日本語の持つ、自然なリズムと音からできている
- B 日本語の特徴「見立て」や「語呂合わせ」「擬声語・擬態語」などがたくさん入っている
- C 日本の文化・伝統・行事・自然などを遊びの中で体験できる

③幼児の「わらべうた」は子ども同士で遊ぶことを通じて

- A 人間社会の様々な出来事を、遊びとして、擬似体験できる（社会の組織・人間関係など）
- B 擬似体験をすることで、自分で見て、自分で考え判断し、自ら行動する、自立し自律した人間に育っていく



楽譜 1

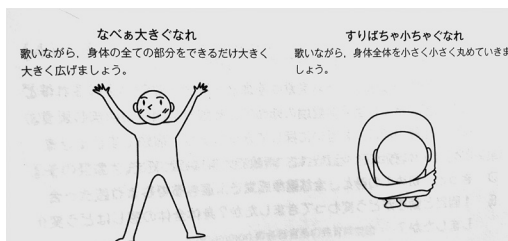


図 1

楽譜 1 は、自分自身の身体を感じて、人間の身体を知るためのわらべうたの楽譜である。図 1 は、楽譜 1 の歌詞に沿った身体表現である。

保育者がピアノを弾いて、この曲を子どもと音楽的表現と身体表現をする場合について考えてみる。

楽譜 1 をピアノで演奏する場合、歌詞に着目して、2 小節目から 4 小節目にある「おおきくなれ」の言葉に合うように、ピアノの音量をだんだん強めてクレッシェンドして演奏する。図 1 の「おおきくなれ」のイラストによる身体表現を音楽表現であるクレッシェンドの意味に一致するように、大きくと手を空高く届くほどに広げて表現する。身体の仕組み・五感・感情を意識して同時に用いて表現することで、音楽（うた）は子どもの発達を手助けできる要素であると言えるだろう。

わらべうたの利点から言えることは、子どもと触れ合い、遊びを通じて、子どもの身体的、情緒的、知的な成長を促すことができると言える。歌詞は子どもたちにとって、なじみのある覚えやすく発音しやすい言葉を用いることが重要である。音楽的な面から考察すると、リズムに乗せやすく、歌詞の言葉も発音しやすいうたであると、尚更望ましい。歌いだしの音の高さに関しては、日本語の持つ自然なリズムと音や日常の話す言葉の高さを意識して歌を選曲すると自然に子どもたちは歌に入りやすいと言える。

4. 乳幼児期 6 年間の重要性

十時やよい氏によるとコーダイ音楽教育の研究と保育現場に携わる中で得たことを乳時期・幼児期に身につけて欲しいと論じている内容について、乳児期の 0- 2 歳（表 1）と幼児期 3- 5 歳（表 2）に分けてそれぞれ詳細を表にまとめる。

表 1 乳児期 3 年間で身につけてほしい 人となる基礎

愛 着 関 係	・ 1 対 1 の関係をしっかりと育て、自我を育てる
五 感 を 開 く	・ 触感（触る・触られる）、聴覚（聴く）、視覚（見つめる）、嗅覚（花・食べ物など）、味覚（材質の違い・味の違い）
自 己 認 知	・ 自分の体を感じて自分の存在を形として感じる ・ 体のシンメトリーを感じる ・ 各部位（頭・手・足・背・胸・お腹・お尻）を感じ、動かす
歩きの基礎	・ 体幹を育てる ・ 重心の移動

表2 幼児期3年間で身につけてほしい人間的力と音楽的力

継 続 力	・繰り返しの面白さを知る・同じことを繰り返す力
記 憶 力	・五感で得た情報を留める習慣 ・経験を言語化する習慣
空 間 認 知	・上下・左右・前後・斜め ・広さ・長さ・高さ
自 己 認 知	・自分には心＝感情があること。良いとされる感情も、悪いとされる感情も両方持っていること。どちらも大切なこと ・自分以外の人にも、感情があること ・自分には言葉があって、表現したり、伝えたり出来ること ・言葉は、人や動物や物に名前をつけて、表せられること ・言葉は、物事の様子や動きなどを説明出来ること ・言葉は、感情を表せられること
身体の発育	・無駄のない自然な歩き・走り・停止・方向転換・継続力など ・空間認知（視覚と運動の連動）
情緒の発育	・様々な感情の体験と言語化・自己コントロール力 ・物語の理解
知的な発育	・見立てなどによる物や言葉の概念 ・10までの数学的体感 ・空間認知（形・方向性・時間・速度）
歌 う	・聴く・歌う・覚えるがごく自然に出来る＝習慣化
拍 感	・拍で歩く：歌に合った自然な歩き ・拍叩き：歩くように叩きましょう＝膝叩き
リズム叩き	・歌うように叩きましょう＝手叩き
モチーフ感	・交互唱
抽 象 化	・音声歌い（言葉ではなく、パ・マなどの一つの音声で歌う） 〈注意〉①但し、言葉で説明したり、名前（拍やリズムなど）を教えることはしない ②五感を通じて感じ、見分け、聞き分け、自然に動くように、遊ぶ！ ③言葉での説明、名前を覚えることは、学童になってからの課題 ④学童になって、言葉を言語として学ぶ時に、生きた言葉として受け止めるために、多くの体感や体験を意識的にする時期

表1、表2において、乳児期・幼児期に身につけて欲しいとされる項目のうち「自己認知」を取り上げて、乳児期と幼児期を比較してみる。前者は乳児が、自身の体は自己のものであることを認識できるようになったり、覚え始めた言葉を発せられるようになることがわかったが、前者は後者のように自己の感情的な表現はまだ確立している段階にはないと言える。後者は、前者より更に高度な段階の発達、例えば、自身の感情表現を、いくつもの言葉をつなぎ合わせて文章として話せるようになり、また、自分の思いを伝える方法だけでなく、相手の立場になって思いを受け止められるようになることがわかった。

音楽を取り入れた手あそびを用いた場合、保育者と一対一で愛着関係を築く中で、音楽表現の分野から分析すると、前者は、「触る」「見つめる」のように、とても単純な事柄である五感を開発し

ていく段階であるに対して、後者は、あるものごとを継続して行う場合は、聴く・歌う・覚えるが習慣化してできるようになる。更に、歌の拍子に合わせて歩けるようになり、リズムに関して音楽表現の面では、歌うように豊かな手拍子、音の大きい小さいを区別して、強弱をつけられるようになることが理解できる。

5. 乳児期の発達と音楽・リズム

発達の著しい乳児期には、更に細かく乳児の心と体の発達を理解することが必要である。子どもの発育に合うように、関連付けられる音楽・リズムを用いるには、保育者はどのような歌を選曲することが良いのだろうか。

コロナ禍である為、外出を控えていたが、今回、子どものうたに関する楽譜・文献の資料のため、書店に出向いてみると、店内は、本当に自粛中なのだろうかと思ってしまう程、思っていた以上に混み合っており、日にちや時間帯を何度かに分けて来店するように心がけるようにした。研究を進めるにあたり、大型書店を中心に何店舗か巡ってみると、子どものうたの楽譜集に関しては、現在、様々にシチュエーションに対応できるよう出版されたものが多数棚差しされていた。編纂の目的も方法もそれぞれ異なっており、保育の歌・伴奏集として昭和時代から改訂を重ねて発刊されている曲集も多数存在することも確かである。だが、近年の急速なメディアの発達により、子供が、スマートフォン、タブレット、PCを手に行っている様子を見かけることが多く感じられるため、できる限り新しい情報が掲載されている著書から分析を試みようと考えた次第である。

令和に出版された曲集である、阿部直美編著「0・1・2歳児の手あそび&ピアノ伴奏」を元に、乳児期0歳から3歳になるまでの発達について、まずは年齢順に、体の発達、心の発達、音楽とリズムの育ち別に表3を作成する。また、各発達に適していると記載があるうたに関しては、表4にまとめる。表4の歌を音楽的に調査する方法としては、曲名、調性、曲の速さ、拍子、1小節目に使用されている1音目の音符の種類と音名、歌詞に使用されている出だし1音目の五十音の種類、各うたによる発達への促しについて、表5に、27曲の詳細をまとめる。

表3 体の発達、心の発達、音楽とリズムの育ち

	0歳0ヶ月	0歳6ヶ月	1歳0ヶ月	1歳6ヶ月	2歳0ヶ月	2歳6ヶ月	3歳
体の発達	・原始反射 ・腹ばいで顔を上げる ・把握反射 ・首が据わる	・寝返り ・お座り ・すりばいハイハイ ・つかまり立ち ・立つ	・つたい歩き ・ひとりで歩く ・くぐる ・またぐ ・下りる	・階段に手をついて上る ・三輪車にまたがり足で蹴って進む ・腕を回転させて線を描く ・でこぼこ道を歩く	・速い⇔遅いの動きを調節する ・両足でその場跳び ・バランスをとって走る	・ハサミで一回切りする ・ケンパーをする ・三輪車に乗る	・鉄棒にぶら下がる
心の発達	・快と不快 ・目と手の協応関係 ・喃語のはじまり ・特定の人への識別 ・人見知り	・音を楽しむようになる ・探索行動 ・後追い ・初語の出現 ・指差し	・名前を呼ぶと返事をする ・しぐさを真似る ・自我の芽生え	・二語文で話す ・かみつき ・表情を読みとる	・言葉で要求を伝える ・つもりあそび ・興味・関心の広がり	・自我の拡大 ・ごっこあそび ・友達をあそびに誘う	・想像したことを言葉にする
音楽とリズムの育ち	・愛着関係の形成 ・対象物の理解 ・曲を通して感情の交流を育む ・喃語を生かす ・皮膚感覚を促す	・お座りをして対面で遊ぶ ・聞き取りやすい曲 ・メロディーを楽しむ ・発声しやすい曲 ・名前を呼ぶ遊び	・テンポに合わせて合わせて体を揺らす ・手指への刺激 ・保育者の動きを真似る ・体の部位を触る遊び ・運動感覚を促す	・拍子を楽しむ ・見立てあそびを楽しむ ・歌詞を理解できる	・大小の音の違いを楽しむ ・保育者とのやりとりを楽しむ ・手指を動かして遊ぶ ・イメージの広がり	・言葉を楽しむ ・じゃんけんの形を知る ・友達と一緒に楽しく遊ぶ	・リズムに合わせて踊る ・生活習慣を促す

表4 身体の発達に沿う音楽とリズムの育ちによる年齢別に適した曲（うた）

年齢別、音楽とリズムの育ち		発達に沿った曲名
0歳0ヶ月	愛着関係の形成	1.ちょちょち あわわ
	対象物の理解	2.いはいはいばあ
	曲を通して感情の交流を育む	3.ゆりかごのうた
	喃語を生かす	4.パチパチ レロレロ アワワワ
	皮膚感覚を促す	5.めぐろさんをまいて
0歳6ヶ月	お座りをして対面で遊ぶ	6.でこちゃんのはなちゃん
	聞き取りやすい曲	7.ちょうちょう
	メロディーを楽しむ	8.シューベルトのこもりうた
	発声しやすい曲	9.ぞうさん
	名前を呼ぶ遊び	10.おつむてんてん
1歳0ヶ月	テンポに合わせて体を揺らす	11.おひざのおうま
	手指への刺激	12.おおめこめ
	保育者の動きを真似る	13.パパンのぞうさんゲーム
	体の部位を触る遊び	14.あたまかたひざポン
	運動感覚を促す	15.こっちむいて うさぎさん
1歳6ヶ月	拍子を楽しむ	16.むすんでひらいて
	見立てあそびを楽しむ	17.いもむしごろごろ
	歌詞を理解できる	18.もみじ
2歳0ヶ月	大小の音の違いを楽しむ	19.大きくトン 小さくトン
	保育者とのやりとりを楽しむ	20.せんべ せんべ
	手指を動かして遊ぶ	21.キャベツのなかから
	イメージの広がり	22.山ごやいっけん
2歳6ヶ月	言葉を楽しむ	23.とんとんとんとんひげじいさん
	じゃんけんの形を知る	24.グーチョキパーでなにつくろう
	友達と一緒に楽しく遊ぶ	25.やおやのおみせ
3歳	リズムに合わせて踊る	26.ちびっこザウルス
	生活習慣を促す	27.ねずみのはみがき

表5 発達に沿った27曲の音楽的分析（表4の曲番号順に記載）

	調性	曲の速さ	拍子	1小節目1音目に使用されている音符の種類	1小節目1拍目に使用されている音名	歌詞出だし、1音目に使用されている五十音の種類	各うたによる表現に関わる発達への促し
1	イ短調	♩ = 94	4 / 4	四分音符	一点イ	ちょ (cyo)	愛着関係
2	記載なし (リズム譜)	♩ = 88	2 / 4	三連符	記載なし	い (i)	愛着関係
3	ヘ長調	♩ = 60 ゆったりと優しく	2 / 4	八分音符	二点ハ	ゆ (yu)	子どもと気持ちの交流を促す
4	ハ長調	記載なし	2 / 4	八分音符	一点ハ	お (o)	愛着関係

5	記載なし (リズム譜)	♩ = 80	2 / 4	八分音符	記載なし	め (me)	皮膚刺激
6	イ短調	記載なし	2 / 4	八分音符	一点イ	で (de)	皮膚刺激
7	ト長調	♩ = 104	2 / 4	八分音符	二点二	ちょ (cyo)	リズムが聞き取りやすく耳に心地よい
8	ハ長調	記載なし	4 / 4	四分音符	一点ホ	記載なし	穏やかなメロディーを感じる
9	ヘ長調	♩ = 84-88	3 / 4	付点四分音符	一点ヘ	ぞ (zo)	詩も分かりやすく発声しやすい
10	ハ長調	♩ = 96あそびのテンポで	2 / 4	八分音符	一点ト	お (o)	真似をする
11	ハ長調	記載なし	2 / 4	付点八分音符	一点ホ	おう (ou)	体を揺らす
12	ニ短調	急がず語りかけるように	4 / 4	四分音符	一点ハ	おお (oo)	手指の刺激
13	記載なし (リズム譜)	記載なし	2 / 4	八分音符	記載なし	パ (pa)	真似をする
14	ハ長調	あそびのテンポで	2 / 4	八分音符	一点ト	あ (a)	真似をする
15	ハ長調	♩ = 78-100	4 / 4	三連符	一点ホ	う (u)	見立てを楽しむ
16	ハ長調	リズムカルに	2 / 4	四分音符	一点ホ	む (mu)	手指の刺激
17	イ短調	記載なし	2 / 4	四分音符	一点イ	い (i)	見立てを楽しむ
18	ハ長調	♩ = 104	2 / 4	四分音符	一点ト	あ (a)	歌詞が理解しやすい
19	ハ長調	♩ = 116	4 / 4	付点八分音符	一点ハ	お (o)	見立てを楽しむ
20	イ短調	記載なし	2 / 4	付点八分音符	一点イ	せん (sen)	やりとりを楽しむ
21	ヘ長調	急がずに	4 / 4	八分音符	一点イ	キャ (kya)	手指の刺激
22	ヘ長調	表情豊かに	2 / 4	八分音符	一点ハ	やま (yama)	見立てを楽しむ
23	二長調	記載なし	4 / 4	四分音符	一点ニ	とん (ton)	見立てを楽しむ
24	ヘ長調	あそびのテンポで	4 / 4	四分音符	一点ヘ	グー (gu)	手指の刺激
25	ヘ長調	記載なし	4 / 4	付点四分音符	一点ヘ	や (ya)	やりとりを楽しむ
26	ハ長調	記載なし	4 / 4	付点四分音符	二点ハ	お (o)	歌詞に合わせて自由に表現できる
27	ハ短調	記載なし	4 / 4	付点八分音符	一点ハ	ね (ne)	手指の刺激

(1) 乳児の発達に沿う歌の選曲における音楽的考察

表3-表5を基にして分析する。

乳児期の心体の発達と音楽・リズムの育ちに沿う歌の選曲について、詳しく調べた27曲の表5を用いて、音楽的な事柄の統計を出す。統計結果と乳児の発達(表3.4)に関連付けて考察する。

①調性について

ハ長調10曲、ヘ長調6曲、イ短調4曲、ト長調・二長調・ハ短調・ニ短調は各1曲ずつ、リズム譜のみで調性が記載のないものが3曲であった。長短調の持つ特有の調性(明るい・暗い)には関

係性はなく、調性は、調号がない、もしくは調号の数が少ない調性の方が、変化記号による音の半音上げる・下げるが曲に最小限の出現で済むため、取り入れやすい曲と言える。

②曲の速さについて

特に記載のないもの11曲、言葉で表記されたもの6曲、数字による速度に幅があるもの1曲、♩=100台3曲、♩=90台2曲、♩=80台3曲、♩=79以下1曲であった。総してみると、AdagioからAllegrettoまでの速さに収まるため、速すぎる曲は乳児期には向かないことがわかった。また、特に記載のなかったものが多数ある点については、今後、探求を進める必要があるが、成長や発達には子供によって異なることを考慮して、歌の速度を自由に調節して、現場で実践しやすくするためと考える。又は、手遊び・歌あそびの中に、乳児と保育者のスキンシップが多数組み込まれている場合は、皮膚刺激を目的とした曲や手指刺激を目的とした曲のように、歌の歌詞に沿って身体の発達を用いた表現が加わるため、ゆっくりのテンポに設定していると言える。

③拍子について

2/4拍子15曲、4/4拍子11曲、3/4拍子1曲であり、6/8拍子は該当なしであった。27曲のうち、9割以上の曲が、2拍子と4拍子であった。子供にとっては、自然と身に付く身体行動である偶数でのカウントは、身近な音楽や手拍子、運動会でお馴染みの行進での足踏みにおいても「いち・に」と元気に身体の動作に反応しやすいように乗りやすいリズムである為、選曲するにふさわしい拍子と言える。さて、3/4拍子についてであるが、山陽論叢2017「日本の子どもの歌」唱歌童謡集の分析と一考察（米倉孝・由起）拍子に掲載による分析によると、日本の子どものうた、3/4拍子曲の掲載頻度の割合は5%とあった。西洋文化には、ワルツというダンス文化があり、民族的に3拍子のリズムに乗ることは何ら問題ないようだが、日本においては、3拍子のワルツのリズムは、馴染みが薄いため、乳児の曲掲載としては避けられているだけと言える。6/8拍子の曲についてであるが、私が子どもたちにピアノを指導するにあたり、「バイエルピアノ教則本」を用いる時にいつも感じていることがある。子供たちの6/8拍子に対する感じ方は、リズムに乗りづらい、楽譜の弾き方がわからないという子どもが多数いる。なぜなら、四分音符をこれまで1拍でカウントしていた読譜を、突然と6/8拍子の曲は、八分音符は0.5拍であった概念を捨てて、八分音符は1拍としての理解に頭の中で転換して読譜が必要になる。6/8拍子に抵抗が生まれると言える。バイエル106曲のうち、6/8拍子が何曲があるのか、数えてみると6曲しかなかった。ピアノ演奏の上達においては、ピアノ学習者に対して、もっと、6/8拍子の曲を取り組ませる必要性があると考え。今回、私が曲の分析をしている阿部直美編著「0.1.2歳児の手あそび&ピアノ伴奏」曲集、全曲についても調べてみたが、6/8拍子曲の掲載はなかった。このように、難しい拍子の説明を乳幼児向けの歌に取り入れても意味がないため、選曲に該当なしという結果は妥当と言える。

④1小節目1音目に使用されている音符の種類について

八分音符10曲、四分音符8曲、付点八分音符4曲、付点四分音符3曲、三連符2曲、休符から始

まる曲は該当なしであった。八分音符に関しては、♪や別々に♪ ♪のように音符を2回連続して使用されていることが多く、1拍を二等分してカウントするリズムは、単純な分かりやすいものと言える。分析中のうた曲集には、乳児の心体の発達と音楽・リズムの育ちによる手遊び歌にも掲載曲が多く選曲されているが、コーダイの音楽教育の観点では、乳児期の自然なリズムと音からできているものは、子どもの成長の助けになる要素が含まれているという考えであるため、八分音符が多く使用されている点は、両方において単純なものを取扱っていることが共通して言える点であろう。付点八分音符・付点四分音符・三連符の掲載曲を比較してみると、共通して言えることは、各音符は♪・♩のように連続した形で記譜されている。またその連続で記譜された音符は、同じ高さの音を連続して記譜されていることが多いこともわかった。特に乳児には、音符の種類や多数のリズムパターンを用いるのではなく、同じ音符の種類やリズムを一曲の中に何度も繰り返し使用されている曲を取り入れると継続力（繰り返し行動）が刺激され発達促進に良いと言える。何度も繰り返すことで、日常化へと発展し、体を使つての表現も取り入れやすくなることがわかった。

⑤ 1小節目1音目に使用されている音名について

一点ハ5曲、一点イ5曲、一点ホ4曲、一点ヘ3曲、一点ト3曲、二点ハ2曲、一点ニ1曲、二点ニ1曲、記載なし3曲であった。27曲中、使用されている音域について調べてみると、ロ音～二点二音までの範囲内で記譜された楽譜であった。私が、小学1年生の生徒にソルフェージュのレッスンをしていて、感じることもある。発声練習により音域は訓練において広がるが、子どもの声帯は大人と比較すると、発達段階であるため過度に負担をかけないことが必要であると考え。乳児においては、小学1年生より更に声帯は未熟である為、喃語を発する音域・はなし言葉の音域のものを選曲するように心がける必要がある。小学1年生に発声方法の説明をしないで、二点ホ音以上の高い音域の発声を試みると、あまりに高い声を出そうとするあまり、そのまま頑張つて地声のまま出そうするため、怒鳴つたような声になってしまう。発声方法を理解できない乳児の選曲を行う場合、音域に関しては、声帯を痛めないように音域に収まっている曲かどうか、注意を払つて選曲すべきである。

⑥ 歌詞出だし、1音目に使用されている五十音の種類について

「お」6曲（「おお」「おう」を含む）、
「あ」2曲、「い」2曲、「や」2曲（「やま」を含む）、「ちょ」2曲
「ゆ」「め」「で」「ぞ」「パ」「う」「む」「せん」「キャ」「とん」「ゲー」「ね」各1曲ずつ
記載なし1曲 であった。

乳児には、言葉を話せるようになるには段階がある。発音しやすい音ほど、早期に習得できると考えるが、舌の使い方にコツが必要な発音も存在する。ダ・ヴィンチニュースwebサイト（2020/5/8/）NTTコミュニケーション科学基礎研究所「こども語」調査による、乳児の初語ランキンングについてみてみよう。

1位（いないいない）ばあ、2位まんま（食べ物、ごはん）、3位 わんわん（犬など）、4位マ

マ、5位パパ、6位あっ！（注意をひきたいとき）、7位 はい（返事、物を渡すとき）、8位 バイバイ、9位 あーあ（失敗した時）、10位 アンパンマン

初語について、なぜその言葉が最初に発せられたかという理由について、同研究所主任研究員小林哲生氏によると、1つ目は発音のしやすさであると述べている。乳児の口や舌の動きは未熟なため、子音の発音は困難であるが、比較的早期に発音できるものはマ行バ行パ行。2つ目は、乳児自身の伝えたいことや興味がどこにあるかということであると記載があった。

乳児の発音の発達段階について分析してみると、乳児は、母音から発音できるようになり徐々に子音が発音できるようになることがわかった。乳児期の歌に用いるものは、母音を中心の歌詞を選び、次の段階としては、身体の発達に伴って発音できる子音であるかどうかを、保育者は見極めてよく判断して選曲すべきである。特に曲の出だしの1音目の五十音については、母音で始まるものを選曲すると、次の音へのつながりもスムーズな発音が期待されると言える。

6. 最後に

乳児の心体の発達には、音楽・リズムの育ちを促すための歌である、わらべうた・手遊び歌を取り入れることで、乳児と保育者との心のつながり、子どもの目を見てアイコンタクトをしっかりと取りながら、語りかけたり気持ちを伝えることで、子どもには安心感や信頼感を与えることができる。年齢別発達に沿うように、0歳児には音楽に合わせて、体を撫でたり、皮膚刺激を取り入れることで、保育者と乳児が一对一による愛着関係を育み、自我を育てることで、五感を開花させることに促進できることが今回の分析でよく理解できた。1歳児になった頃には、保育者のしぐさの真似をさせる、テンポに合わせて身体を揺らすことを中心にさせることで、リズム感を徐々に体感させられることもわかった。1歳半ごろからは、心体共に急激な発達期となるため、言葉の理解や自己の感情だけでなく、相手の感情も読み取れるようになる。歌詞の内容もイメージを膨らませる曲を選曲する方が良いだろうし、これまでよりも速いテンポの歌にも対応できるようになる。子どもの発育に伴い、響きの美しい音色を聞き分けられる耳に育てるためにも、ピアノ伴奏について、保育者は綺麗な旋律や音の強弱も子どもたちに伝わるような演奏が求められるであろうし、そういった伴奏譜を選択したりアレンジして演奏できる技術が必要であると考え。保育の現場において、保育者は、子どもの発達をよく理解し、毎日の遊びの中に子供たちの発達に沿った音楽（うた）を取り入れることで、乳幼児の表現を豊かにすることができる。輝かしい子どもたちの未来を開花させるお手伝いができるのは、保育士の特権である。子どもたちからみて、慕われて憧れの存在の先生である保育士は、責任感も必要であるが、とてもやりがいのある素敵な職業だと心から思う。次の機会には、ピアノの表現・演奏法について探究してみたい。

引用文献

- 阿部直美編著 2021、すぐできる0.1.2歳児の手あそび&ピアノ伴奏、中央法規出版株式会社 pp.12-15、p.28、p.195
- 十時やよい著、2020、実践と理論に基づく「わらべうた」から始める音楽教育、明治図書出版株式会社、pp. 2～38

菊倍版、2008、標準バイエルピアノ教則本、全音楽譜出版
教育メソッド、コダーイ・メソッドとはどんなもの？

〈<https://chiik.jp/articles/0jlgD/>〉、2021.02.05

尾見敦子 川村学園女子大学研究紀要第28巻 第2号 67 頁～84 頁 2017 年ハンガリーの幼稚園・小学校の音楽教育における 伝承の歌遊びの意義 2.2 幼稚園教育における伝承の歌遊びの意義 pp.70～73

ダ・ヴィンチニュース NTTコミュニケーション科学基礎研究所「こども語」調査による、乳児の初語ランキング、2020.02.07

〈<https://ddnavi.com/news/366066/a/>〉

米倉孝、米倉由起、山陽論叢、第24巻、山陽学園大学、2017、「日本の子どもの歌」唱歌童謡集の分析と一考察、2-2拍子について、2-3声域についてpp.123～125

小西行郎、小西薫、志村洋子著、2017、赤ちゃん学で理解する乳児の発達と保育第2巻、運動・遊び・音楽、中央法規出版株式会社pp.112～127

多様化するニーズに対応する母子保健と子どもの健全育成

Maternal and child health and healthy upbringing of children in response to diversifying needs

武 輪 敬 心

Keico TAKEWA

要旨

本稿では、親子が生涯を通して、健康的で文化的な生活を送ることができる社会の構築に向け、今日の母子保健と子どもの健全育成の在り方について考察する。まず、既存の法律や制度を概観する。その上で、社会環境の変化や多様化する家族の在り様に着目し、未婚の母や両親の離婚後の単独親権と共同親権の問題、ステップファミリー等、多様化・高度化する現代のニーズについて概観する。

今日において、離婚や未婚によるひとり親家庭の増加、ステップファミリーの増加等、家族の小規模化・多様化に着目した母子保健施策の充実が求められている。子どもの健全育成に向け、切れ目のない支援の構築について考察することを目的とする。

Keyword 母子保健 子ども健全育成 ステップファミリー 家族の小規模化

はじめに

今日、社会環境や家族の在り様の変化等から、母子保健や子どもの健全育成に対するニーズも多様化・高度化している。そこで、本論では、まず、母子保健と子どもの健全育成に関する既存の法律や支援制度を概観する。その上で、多様化する家族の在り様、未婚の母や両親の離婚後の単独親権と共同親権の問題、ステップファミリー等、現代の課題についても目を向け、子どもの健全育成に向けて、切れ目のない支援の構築について考察する。

1. 母子保健 ― 切れ目のない支援をどう行うか ―

1-1. 母子保健

母子保健は、母親と乳幼児の健康保持とその増進を図ること、思春期から妊娠・出産までを通して母性や父性を育むことを目的として行われるものである。また、母子保健は、生涯にわたる健康づくりの基礎でもある。そして、子ども自身が生まれながらにもっている発達する力を支えてゆくことも母子保健の大きな役割となっている。

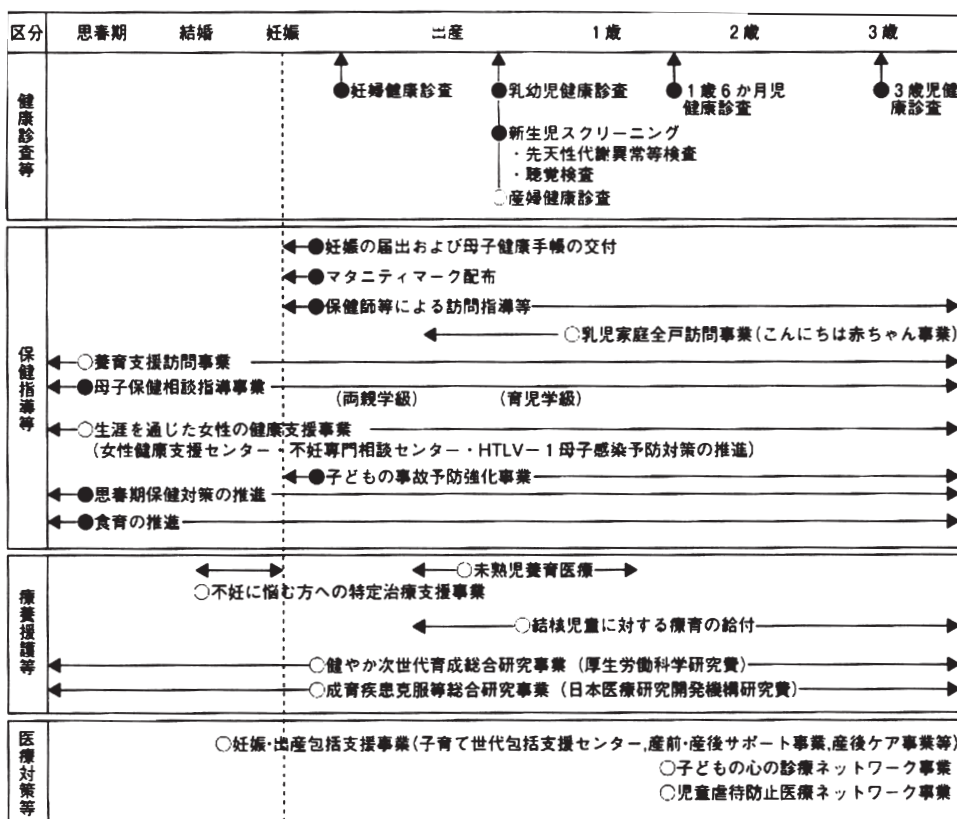
さて、そもそも、母性や父性とは何か。“母性”と聞けば子どものありのままを丸ごと受容し、承認する、いわゆる愛情や愛着、一方、“父性”とは、子どもに規律や規則、約束や責任の意義を伝え、教える、いわゆる社会規範や社会性を育むものと一般的に捉えられている。しかし、母性母

子保健法上では、“母性”は、医学、公衆衛生学などの分野における概念であり、倫理的意味の母性とは異なる。

ところで、日本は、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率等が低く、世界でもトップクラスの母子保健水準を誇る。しかしながら、一方で、産科医不足を代表とする周産期医療体制の課題、経済情勢や社会環境の変化に伴う親や子どもの心の問題、いわゆるメンタルヘルスへの専門的対応などさまざまな課題がある。

日本の母子保健施策は、第二次世界大戦後、1947（昭和22）年に制定された『児童福祉法』の枠内で実施されてきた。『児童福祉法』制定以降、著しく改善された妊産婦死亡率と乳児死亡率も、先進諸国と比較すると依然として高く、1965（昭和40）年、『母子保健法』が独立法として新たに制定された。『母子保健法』の制定の背景には、『児童福祉法』を基礎として展開されてきた母子保健の限界があった。『母子保健法』の制定以降、日本の母子保健行政の基盤とされ、母子の衛生環境、栄養状態の向上が図られ、医療の進歩とともに母子保健も充実されてきた。日本の乳児死亡率は世界的にみても最低率で、世界でもトップクラスの母子保健水準を誇るまでになった。

図1 母子保健対策の体系



注 ○国庫補助事業 ●一般財源による事業

出典：厚生労働統計協会編『国民衛生の動向 2020/2021』厚生労働統計協会（2020）110頁

さらに、少子化や核家族化、都市化、女性の社会進出の拡大など、社会環境の変化を受け、1994（平成6）年に『母子保健法』が改正された。この改正は、より身近な母子保健サービスの提供を目指して行われた。母子保健サービスの実施体制における保健所と市町村の役割の見直しが行われ、母子保健事業の市町村への一元化が図られたことが主な改正点である。また、従来からの母子保健の取り組みに加え、増加の一途をたどる児童虐待相談件数、放射能汚染の問題などへの対応、また幼児期の肥満など生活習慣病につながるリスク等に対する幼児期からの健康的な生活習慣の獲得への取り組みも重要な課題である。

1－2．母子保健サービス

1－2－1．母子健康手帳

母子保健法第15条の規定により、妊娠した者は、市町村に妊娠の届出をすることとされている。届出をした者には、“母子健康手帳”が交付される（同第16条）。本手帳は、妊娠出産にかかる記録と情報の2要素から構成されている。記録では、妊娠や分娩の経過、妊婦健康診査などの記録と、子どもが誕生してから成長してゆく過程における健康管理、また予防接種の記録がある。情報では、妊娠期から子どもが満6歳になるまでの注意点や母親（両親）学級など行政サービスの情報等が提供されており、市町村ごとのさまざまな取り組みなどが盛り込まれている。さらに、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診券と一緒に交付され、本来は自費診療にあたる妊婦健診の費用が公費負担され、妊娠期の経済的負担にも配慮されている。

また、母子健康手帳には併せて出産通知表も備えられており、一貫した母子保健指導を行うための重要な基礎資料となっている。

1－2－2．健康診査

母子保健法第12条、同第13条で規定される妊産婦と乳幼児の健康診査について概観する。

妊産婦に対して、妊娠の経過観察と流産や早産、妊娠中毒症などの予防に重点をおいた助言および指導が行われる。健康診査は、一般病院や市区町村保健センター等において行われ、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24～35週の間は2週間に1回、妊娠満36週以降は1週間に1回が望ましいとされている。診査結果等は、母子健康手帳に記録される。また、妊婦健康診査は、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、その実施時期や回数、内容等が定められている。

一方、乳幼児に対しては、身体計測や全身の状態観察から乳幼児の心身の発育発達状況や栄養状態の確認、また、視覚、聴覚、歯、言語障がい等に関する一般的な問診や診察を行い、各種疾病や発達遅延等の早期発見、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、う歯（むし歯）予防等を図り、乳幼児の健康の保持及び増進が図られている。

市区町村が実施主体で、3から6か月、9から11か月に、各1回ずつ妊婦健康診査と同様、都道府県等が指定する医療機関において健康診査を公費負担で受けることができ、その結果から必要に応じ、精密検査も公費負担で受診できる。

1歳6か月児（～おおむね2歳未満を目途に）を対象に、歩行や言語の発達、身体発育や精神発達

面を中心とした健康診査が行われ、生活習慣の自立やう歯（むし歯）予防、幼児の栄養状態、その他、育児に関する指導などが併せて実施される。これは、幼児期の歩行や言語の発達等、身体発育や精神発達の面でのチェックが比較的容易に行えるようになる月齢に合わせて実施されている。3歳児（～おおむね4歳未満）を対象とした健康診査は、幼児期の心身の発達にとって重要な時期に、身体の発達状況、異常の有無、精神発達の状況、歯科、言語障がいの有無等の検査、また、視聴覚検査などの幅広い診査が実施される。これらの検査の結果、異常が発見された場合は、身体面に関しては専門の医療機関で、精神発達面に関しては児童相談所等により精密な健康診査および必要に応じた指導が行われる。

これらの乳幼児健康診査は、乳幼児の心身の異常を早期発見するだけでなく、育児支援として経過観察を行い、子育てに悩みをもつ養育者への助言および支援を行い、乳幼児の健康レベルを向上させるとともに、保護者の育児不安の軽減に努めている。

また、先天性異常等検査（新生児マス・スクリーニング検査）も行われている。フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常および先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）は、早期発見・早期治療で心身障害を予防することが可能である。そのため、生後5日から7日目の新生児を対象に血液検査を行い、現在では新生児のほぼ100%が検査を受けている。さらに、近年では、小児障がいの発生予防として多種類の疾患をスクリーニングできる新しい検査方法である「タンデムマス法」が導入されつつあり、新たな母子保健のセーフティネットとして活用されている。検査で異常が発見された場合、小児慢性特定疾病対策として、医療費の公費負担が受けられる。

1－2－3. 保健指導

妊産婦への保健指導は、妊娠から出産、育児期と一貫した指導と支援が行われることが重要である。保健指導を適切に行うためには、健康診査とあわせ、保健所と市町村の専門職が連携協力して展開してゆくことが不可欠である。保健指導は、心身障害の予防や未熟児出生の減少のために欠くことができない。

保健指導には、大きくわけて集団指導と個別指導（訪問指導）の二つがある。集団指導では、妊婦とそのパートナーを対象に行われる両親教室（パパママクラス）や育児期を対象に行われる育児教室のほか、思春期教室（婚前学級）などが市町村で実施されている。例えば、思春期教室では妊娠・出産・育児に関する知識普及を目的として、妊婦ジャケットの着用体験などを通じ、妊娠体験するなどの取り組みが行われている。個別指導（訪問指導）では、健康診査の結果をもとに、必要に応じて市町村の医師、助産師、保健師等が家庭訪問し、保健指導を行っている。個別指導には、妊産婦訪問指導と新生児訪問指導があるが、市町村が実施主体となっているため、里帰り出産等で訪問指導の時期が遅れるなどの問題も生じている。また、この訪問指導は「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」と併せて実施することができる。

また、低出生体重児（2,500g未満）については、保護者に届出義務が課せられており、訪問指導が必要と保健所が判断した場合に、医師、保健師、助産師等による未熟児訪問指導が行われる。

1-2-4. 養育援護

妊娠中毒症などの療養や小児慢性疾患の治療、未熟児の養育などは、児童の健全育成を阻害しないよう、速やかかつ適切に措置が講じられる。小児慢性特定疾患の治療では、小児がん等はその治療が長期にわたる上、治療を行わなければ子どもの健全育成を阻害することにもつながる。そのため、小児慢性疾患のうち、特定疾患の治療研究事業を推進し、医療の確立と普及を図るとともに、その医療費の自己負担の軽減を目的に養育援護が実施されている。対象年齢は、18歳未満（引き続き、治療が必要と認められる場合は20歳まで）で、治療研究期間は、原則1年となっているが、必要に応じ、期間を延長できる。なお、給付対象の疾患は、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患の16疾患群である。医療費助成に加え、児童の自立や成長支援を目的に、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う自立支援事業が実施されている。

また、未熟児は呼吸障害やミルクが十分に飲めないなど、養育上さまざまな課題を抱え、医療的ケアを継続して行わなければならない場合も多い。そのため、未熟児養育医療は指定養育医療機関に委託して行われる。また、未熟児の養育に必要な医療は現物給付として支給され、自己負担は、所得に応じて負担額を決定する応能負担の方法が用いられている。

1-2-5. 医療対策

保育所等に通所する子どもが発熱等の急な疾病になった場合、病院や保育所等の付設した専用のスペース等で、一時預かりを行う病児・病後児保育事業が実施されている。このように、妊産婦と乳幼児の心身の特性・状況に応じ、適切な医療施策等が提供されている。

1-3. 健やか親子21をはじめとするさまざまな取り組み

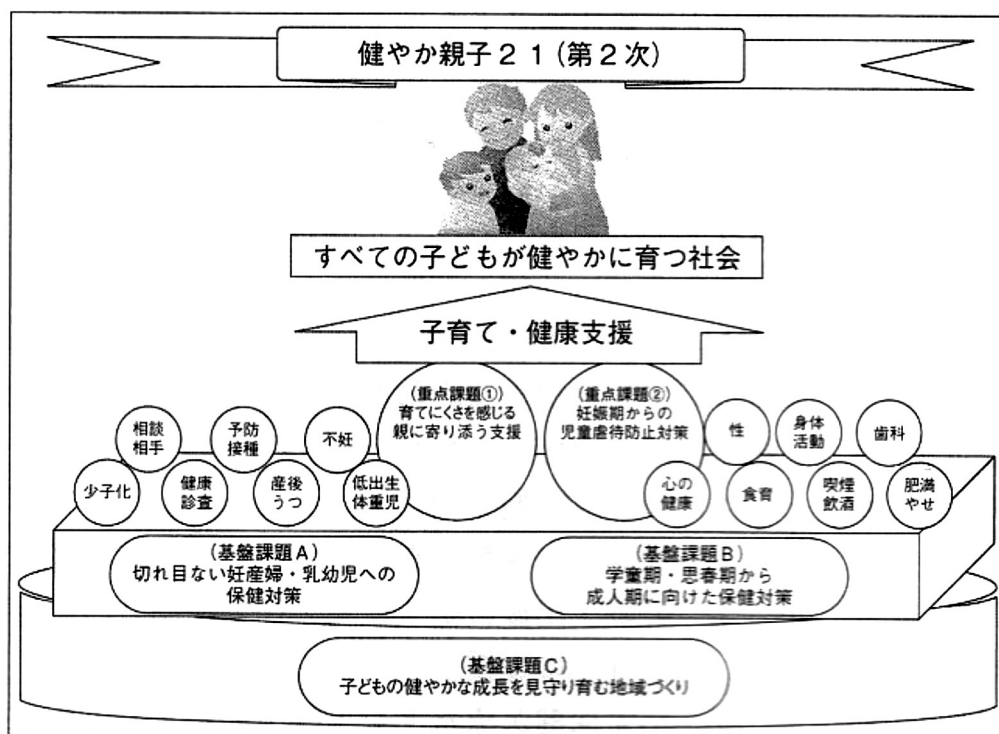
1-3-1. 健やか親子21

2001（平成13）年からスタートした「健やか親子21」は、母子保健の主要な取り組みを提示するヴィジョンであり、その達成に向けて取り組む国民運動である。同年から2014（平成26）年度を第1次とし、その主課題に①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、②妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、④子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減の4つを設定し、69指標（74項目）に目標値の設定をし、達成状況や施策の取り組み状況の評価等を行った。その結果、全体のおよそ8割で一定の改善がみられた。

2015（平成27）から2024（令和6）年度までを第2次（「健やか親子21（第2次）」）と設定し、第1次の取り組み状況や現状の課題を踏まえ、新たな計画が策定された。「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、基盤課題④切れ間ない妊産婦・乳幼児への保健対策、⑤学童期・思春期から成人期に向けた保健対策、⑥子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりと、重点課題①育てにくさを感じる親に寄り添う支援、②妊娠期からの児童虐待防止対策が設定された。厚生労働省は「健やか親子21（第2次）」の取り組み状況について、中間評価を2019（令和1）年8月に報告書に

まとめた。第2次策定時に設定された52指標の内、34指標が改善する等一定の効果が出ていると評価された一方で、妊産婦のメンタルヘルス、十代の自殺や児童虐待による死亡数など、大きな課題への継続した対策が求められている。

図2 健やか親子21（第2次）イメージ図



出典：厚生労働統計協会編『国民衛生の動向 2020 / 2021』厚生労働統計協会（2020）108頁

1-3-2. 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策

SIDSは、それまでの健康状態や既往歴からその死亡が予測できない、また死亡状況調査及び解剖検査によってもその原因が同定されない原則として1歳未満の乳児の突然の死をもたらす疾病である。日本の年間死亡数は1997（平成9）年は538人であったが、2018（平成30）年は61人（1歳未満は57人）と減少している。SIDSは自宅でも起こり得るため、医療従事者や保育関係者をはじめ、広く一般への知識の普及・啓発が行われている。また、厚生労働省研究班では、原因究明等の研究が進められる。

1-3-3. 食育推進

生涯、心身ともに健やかな生活を送るために、妊娠中や子どものころからの健康管理が必要である。朝食欠食など、食習慣の乱れや不獲得、思春期やせにみられるような心身の健康問題が生じている現状を踏まえ、乳幼児期からの適切な食事のとり方、望ましい食習慣の獲得、また、食を通じ

た豊かな人間性の育成などへのニーズが高まっている。このため、「食を通じた子どもの健全育成－いわゆる「食育」の視点から－のあり方に関する検討会」を開催し、2004（平成16）年に「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド」が取りまとめられた。この後、妊産婦のための食生活指針や授乳・離乳の支援ガイド、児童福祉施設における食事の提供ガイドなどが作成・公表され、改定がなされている。

1－3－4. 子どもの心の診療ネットワーク

さまざまな子どもの心の問題、児童虐待や発達障害などに対応するために、都道府県と指定都市における拠点病院を中核とした地域医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設、各種教育機関等と連携した支援体制構築に向け、厚生労働省が子どもの心の診療拠点病院機構推進事業を2008（平成20）年度に創設した。実施主体は都道府県で、3年間のモデル事業を実施したのち、2011（平成23）年度から名称を子どもの心の診療ネットワーク事業として本格実施し、2019（令和1）年度は20自治体で事業がスタートした。本事業では、子どもの心の診療に従事する医師のスキルアップ、関係機関への診療支援や困難事例への対応強化、災害時の子どもの心の問題への対応等の充実が図られている。

1－3－5. 不妊相談と経済的支援女性の健康支援

近年では、晩婚化、出産年齢の高まり等により、不妊相談のニーズが増加している。これを受け、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談などを行う不妊専門相談センター事業も実施される。さらに、不妊治療の内、体外受精と顕微授精については1回の治療費が約30～40万円程度と高額になる上、医療保険の適用外となるため利用者の経済的負担を軽減することを目的とし、特定不妊治療費助成事業が2004（平成16）年度にスタートした。

また、女性が自身の健康状態を適切に把握し、自己管理ができるよう、広く健康教育を行うとともに女性特有の諸課題に対応するための相談支援体制の整備が行われている。

2. 子どもの健全育成に向けて ― 家族の在り様の変化から考える ―

2－1. 子どもの健全育成

子どもの健全育成とは、特定の子どものみでなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育ってゆくために、児童福祉法第1条に規定された理念である。「すべての子どもに身体的、精神的また社会的に良好な状態であることが保障され、また、子ども一人ひとりの個性が尊重され、自己実現と幸福追求に向け、知的・社会的能力が育まれるように努めなければならない」と、国民一人ひとりの責務が規定されている。以下、具体的な施策について述べる。

2－1－1. 児童厚生施設（児童館・児童遊園）

児童厚生施設は、児童福祉法第40条に規定される児童福祉施設であり、児童館と児童遊園の2種がある。児童館は屋内遊び、児童遊園は屋外遊びを提供している。また、児童厚生施設は、児童の遊びを指導する者（保育士や小学校・幼稚園教員などの有資格者）が配置され、遊びを通して子ど

もの心身の健康増進と豊かな情操や感受性を育む支援を行っている。児童館は、その規模・機能から小地域を対象とした小型児童館、小型児童館の機能に加えて運動や遊びを通して体力増進を図る児童センター（大型児童センターは、中高生に対する育成支援も行っている）、広域を対象とした大型児童館の3種があり、公設公営の施設が多い。一方、児童遊園は幼児や小学低学年の子どもを対象としており、遊具（砂場や滑り台、ブランコ等）と広場、トイレなどが整備されている。

2-1-2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブとは、保護者が就労等のため、日中不在になる小学生を対象に、放課後や長期休暇（夏休み等）に小学校の余裕教室や児童館等で過ごすことができる事業のことで、学童保育や学童クラブなどと呼ばれている。18時を超えて開所しているところが6割以上を占めている。

また、新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられ、地域のニーズに沿って設置数を増やすとともに、質の向上を目的として職員や施設・設備に新しい基準を設けたほか、対象が小学6年生までに引き上げられた。

2-1-3. 放課後子ども総合プラン（放課後子ども教室・放課後児童クラブ）

文部科学省と厚生労働省の連携協力により、2007（平成19）年に小学校の校庭や余裕教室、児童館、公民館等を活用し、放課後や長期休暇などの期間にすべての子どもを対象（主には小学生）とした安心安全な居場所の提供を行う放課後子どもプランがスタートした。2014（平成26）年に策定された「放課後子ども総合プラン」では、地域の人たちが参画し、文化芸術活動を提供する「放課後子供教室」と先述の放課後児童健全育成事業を連携もしくは一体化した事業の計画・整備等が進められ、2019（令和1）年度末までに全国1万か所以上の小学校で実施することが目標に掲げられた。

2-1-4. 地域組織活動

地域が協働して子どもの健全育成を図るよう、子どもを対象とした組織（子ども会など）や保護者を対象とした組織（母親クラブなど）が地域住民によって組織されている。子ども会では、地域の町内会や自治会等と連携し、大人が子どもに遊びの場や機会を提供する、また、異年齢の子どもが交流する等、さまざまな活動が展開されている。一方、母親クラブでは地域住民が児童館や公民館等を拠点に、子育て家庭や地域の生活課題などについての研修会、意見交換を行うなど、地域住民の交流が図られている。

この他、先述の施策のほかに、社会保障審議会が「子どもたちに優れた文化財を提供すること」を目的として、出版物や演劇、映像、メディア等、優良な児童福祉文化財の推薦を行っている。

2-2. 多様化する家族と高度化するニーズ

今日、多様化する家族の在り様に目を向けずして、子どもの健全育成に係る施策を展開することはできない。ところで、“多様化する”とは、一体どのような家族のことか。“未婚の母”や“両親の離婚”、また、“両親の離婚後の再婚”などは、イメージできるのではないだろうか。一方、近年聞かれるようになった“ステップファミリー”ではどうだろうか。野沢慎司（2016）によると、ス

ステップファミリーとは、「親の再婚あるいは新たなパートナーとの生活を経験した子どものいる家族」のことを指す。要するに、ステップファミリーの定義に、親の婚姻関係の有無は関係しないということである。例えば、結婚せずに出産した母親が、新しいパートナーと事実婚（法律上の婚姻関係はない）した場合などである。この場合、婚姻関係が一度もなく、ステップファミリーが形成されることになり、つまりは、ステップファミリー＝再婚家族とは限らないのである。ステップファミリーとは、いわば子どもと親の新しいパートナーとの間に“継親子関係”が生まれる家族ということである。

また、日本の法律においては、未成年の子をもつ夫婦が離婚する場合、両親のいずれか一方が親権者とされる。子どもの日常的な世話をする人を監護権者といい、親権者とは別に定めることが可能であるが、実際には親権者が監護権者となっているケースがほとんどである。このため、両親の離婚後、子どもと親権をもたない親が交流することを面会交流というが、子どもの福祉を中心にした面会交流の在り方については、その頻度や方法など、明文化されていない部分が多く、ケースごとに判断が必要になるなど、課題も多い。しかし、子どもの心身の健やかな発達には、離婚後も両方の親との交流を保障する方がよいことも、専門家らによって指摘されるようになって久しい。また、これは、1994（平成26）年に日本が批准した子どもの権利条約でも明文化された子どもの権利である。一方、離婚後も両方の親が親権をもつ共同親権制を取っている国はアメリカやカナダ、EU諸国、中国等と多く、日本でも単独親権に係る課題やニーズが認識されるようになってきている。

おわりに

社会環境の変化や家族の多様化等により、母子保健と子どもの健全育成へのニーズも今日、多様化・高度化している。子育て支援サービスにかかわる母子保健サービスは、市町村保健センターにおいて主に実施されている。また、近年では、晩婚化により出産年齢が高まり、不妊相談のニーズも増加していることを受け、不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談などを行う不妊専門相談センター事業が実施されている。さらに、不妊治療に係る利用者の経済的負担を軽減するために、特定不妊治療費助成事業が始まった。

ニーズが多様化・高度化する今日、妊産婦や子どもの発達における異常等を早期に発見し、支援につなげるために、市町村によるきめ細かな母子保健体制の整備が求められ、母子保健と子どもの健全育成を実現する上で重要な役割を担っている。今後も、離婚や未婚によるひとり親家庭の増加、ステップファミリーの増加等、家族の小規模化・多様化に着目した母子保健施策の充実が求められている。

参考文献一覧

- 厚生労働統計協会編、2020年、『国民衛生の動向 2020 / 2021』、厚生労働統計協会pp.106～115
「子ども家庭支援論」編集委員会編、2019年、『子ども家庭支援論』、みらい
櫻井奈津子、2016年、『保育と児童家庭福祉 第2版』、みらい
棚瀬一代、2015年、『離婚で壊れる子どもたち 心理臨床家からの警告』、光文社
野沢慎司、2016年、「ステップファミリーは『家族』なのか」、『家族療法研究』、33（2）p.179

海事補佐人制度の研究

— 国会の質問答弁から —

Research of the maritime counselors system
-Interpellation and statement in the Diet-

武 輪 敬 心 ・ 今 井 慶 宗
Keico TAKEWA & Yoshimune IMAI

要旨

本稿では、国会における海事補佐人制度に関する議論を抽出し、そこで問題とされている内容等について概観した上で、その特徴について検討する。本制度は、刑事事件の弁護人に準じて制度設計がなされ現実に運用されているが、あくまで行政手続であり、純然たる刑事事件ではないため、例えば国選弁護人に相当する官選補佐人が財政の都合で設けられていないなど、十分とは言えない。また、海難という特性から、弁護士のみではなく、海事に関する専門職も補佐人になり得るなどの特徴もみられる。

また、責任追及される側の権利擁護も重要なことであり、海難審判で培われてきた海事補佐人の趣旨が活かされるべきことは当然である。海事補佐人は、海難審判において受審人その他関係者の権利を擁護する重要な職種であるが、本制度に関する研究は多いとは言えず、今後も研究がなされることが大切である。

Keyword 海事補佐人 海難審判法 国会

I. はじめに

海難審判法は、刑事裁判における弁護人に相当する補佐人（海事補佐人）について規定している。先行研究として、例えば、山下豊二「「非弁海事補佐人に訴訟代理権を附与する」ことへの批判」¹⁾などがある。しかし、国会の議論を中心にしたものは管見の限り見当たらない。

本稿では、国会における海事補佐人に関する議論を抽出し、そこで問題とされている内容などについて概観し、その特徴について検討する。国会の本会議や委員会において議論された内容について公開されている会議録に基づいて項目ごとに整理し分析する方法である。なお、個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。

II. 海事補佐人に関する法令の規定と海難審判の組織の変遷

現行の海難審判法は第3章で補佐人について規定する。第19条は「受審人は、国土交通省令の定めるところにより、補佐人を選任することができる。」、第20条は「補佐人は、この法律に定めるも

ののほか、国土交通省令の定める行為に限り、独立してこれを行うことができる。」、第21条第1項は「補佐人は、海難審判所に海事補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。ただし、海難審判所の許可を受けたときは、この限りでない。」、同条第2項は「海事補佐人の資格及び登録に関する事項は、国土交通省令でこれを定める。」、第22条第1項は「海事補佐人は、誠実にその職務を行わなければならない。」、同条第2項は「海事補佐人は、職務上知り得た秘密を守らなければならない。」、第23条は「海事補佐人は、海難審判所長の監督を受ける。」とそれぞれ規定する。

また、海難審判法施行規則第4章（第19条～第35条）は海事補佐人について規定し、同第19条は海事補佐人の資格について具体的に定めている。

なお、海難審判の組織の変遷を図示すると図1のようになる。

図1 海難審判の組織の変遷

年	1897～1948	1948～1949	1949～2008	2008～
組織形態	高等海員審判所・地方海員審判所	高等海難審判所・地方海難審判所	高等海難審判庁・地方海難審判庁	海難審判所・地方海難審判所 (運輸安全委員会)

(著者作成)

Ⅲ. 国会における海事補佐人の議論

戦後、1947（昭和22）年に海難審判法が制定され、海難審判制度が発足した。それ以降海事補佐人については次のような議論があった。以下、国会における議論について項目ごとに明らかにする（一部要約）。なお、ここでの条文等は、それぞれの質問答弁時のものである。

（1）弁護士に相当するものとしての海事補佐人とその資格

1947（昭和22）年8月20日衆議院運輸及び交通委員会では「法第23条の補佐人の問題である。補佐人は刑事訴訟法における弁護人と同様の立場におかれるが、これは受審人が選定する、選任することになっている。これは本人——被告の立場にいとところの審判を受ける者に選任させるという弁護人の原則、関係者の利益を完全に擁護するという原則から、そうになっているのか」という質問があり、運輸省海運総局船員局長は「補佐人は、弁護人の趣旨を採用している。受審人の利益のために補佐人を選任するという建前になっている」と答弁している。また「25条の補佐人の資格であるが、この補佐人の資格は、この法律によって限定的に規定してあるが、たとえば弁護士のときにはこれを改めて無制限にして、この資格を得なくても補佐人になり得るという制度にする。人事百般、事務百般に精通している者が弁護士に採用されていて、何といっても代理人になれるということ、弁護士の資格を得ている者は全条件に補佐人になれるという規定に改めてほしい」という質問に対して、運輸省海運総局長官は「補佐人の資格については命令できめたいが、考えている命令内容としては、第一が弁護士たる資格を有する者、第二が甲種船長または機関長の免状をもっておる者、第三は2年以上審判官または理事官の職にあった者、第四は2年以上海員に関する学校で一級または二級教官として船舶の運航、機関または通信に関する講座を担当した者、かような案をもつ

ている。弁護士たる資格をもっている人は当然補佐人の資格がある」と答弁している。さらに「24条で「補佐人は、この法律に定めるものの外、命令の定ある行為に限り、独立してこれを行うことができる」これはどういうことを命令で定めることか」という質問には、運輸省海運総局船員局長が「これは補佐人のこまかな手続上の規定であり、申立の手続、証拠調べの手続、そういうことを命令をもって定める」と答弁している²⁾。1958（昭和33）年6月25日会衆議院運輸委員会では高等海難審判庁長官が「海難審判は、公開の審判廷において理事官、受審人、指定海難関係人及び補佐人、補佐人というのは刑事、民事の弁護士に当たる——が出廷して、口頭弁論に基づいて審判を行い、裁決をする」と答弁している³⁾。2001（平成13）年3月30日衆議院国土交通委員会では国土交通大臣が「補佐人制があるが、補佐人は弁護人と理解してもらえればよい」と答弁している⁴⁾。

海難審判の補佐人は刑事裁判における弁護人に相当するものであること、海難という特殊性を反映して弁護士だけではなく海事に関する一定の免許や経歴を有する者もなりうること、手続き面でも裁判上の手続きに類する一定の手続きを行うことができることが明らかにされている。補佐人は刑事裁判における弁護人に相当するという点については、近年に至るまで政府側も繰り返し答弁していて、議員の質問や参考人の陳述においてもこれを否定するものは見当たらない。海難審判の取り消し訴訟等の裁判においてもその趣旨のものは見当たらない。

なお、1947（昭和22）年8月19日参議院運輸及び交通委員会で命令について「25条但書の「海事補佐人の資格及び登録に関する事項は、命令でこれを定める。」この命令と政令はどう違うか」という質問がなされ、運輸省海運総局船員局長は「命令は政令又は省令であるが、この命令は省令で定める」と答弁している⁵⁾。

（2）特別補佐人

1947（昭和22）年8月19日参議院運輸及び交通委員会では、刑事事件の特別弁護人に相当するものを海事補佐人の場合にも創設すべきことが主張されている。質問で「25条の補佐人の関係であるが、高等海難審判所に限り、「補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。但し、審判所の許可を受けたときは、この限りでない」と書いてあるが、この「審判所の許可を受けたときは、この限りでない。」という精神と、第4条の規定の中に、末項に「海難審判所は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に関係のあるものに対し勧告をする旨の裁決をすることができる。」即ちその原因がこの海技免状を所有しておる以外の者に発生した場合には、そのものに対する勧告の裁決をすることができるということが、ここに謳ってあるが、これを対照して眺めるならば、少なくとも今後海難審判所の本当の技術的の根拠によって事件を審査し裁定することになるならば、在来の海事審判補佐人という者は、甲種免状所持者又は機関長免状所持者であって、或る一定期間船舶に乗っていた者が、海事審判の補佐人の登録の申請をして登録された者が、補佐人になる資格を持っているが、この場合に、審判所の許可を受けたときはこの限りでないという但書に対して、海事特別補佐人制度を設けて貰いたい。これからあるいは造船所が作った船の機関に対しての又技術的問題が起って来ようとする。又諸般の問題において事ごとにこの在来の海事審判と精神が違っている上において、補佐人に特別補佐人の制度を設けて、そのエキスパート、その技術者がそれに対しこの技術的の掘り下げた意見を徴して、それによって裁決することが、一

番合法的な裁決の方法ではないか。新しい海難審判を組み立てた以上は、完璧を期したいので、海事特別補佐人制度はこしらえて、その事件に対して補佐人の申請をして、その補佐人がそれによって自己の立場の経験、あるいはすべてにおいて事件を律して行くことに持って行くことが、極めて合法的ではないかと考えている」「海事特別補佐人という項目を明らかに置いておいた方が、立法の精神を現わすのに非常にはっきりする」というものがある。運輸省海運総局船員局長は「第25条但書の「審判所の許可を受けたときは、この限りでない」という条項は、刑事訴訟法における特別弁護人と同じように、海難審判法においても受審人と特別の関係のある者が補佐する、即ち特別補佐人の場合を考えている。但書によって解決される」「但書の運用に当たり、特別補佐人の制度を採り入れる建前で運用する」と答弁している⁶⁾。

さらに「審判所の許可を受けたときは、この限りでない」というのは、具体的にいうと現在はよく船会社のこうした事務を担当する係の人が補佐人として出るが、この意味はそういう人もこの法案ではやはり審判所の許可を受けたときは、「この限りでない」という意味で、許可をするという立案者の意見であるか、或いはそれは又別に考えるか」という質問に運輸省海運総局船員局長は「海事補佐人は一定の資格を考えていて、例えば弁護士資格とか、或いは船長、機関長の経歴があるとか、或いは理事官、審判官或いは教官、しかしそういう資格に拘わらず審判所の許可を受けた場合において、質問のような場合においても差支えない」と答弁している⁷⁾。1947（昭和22）年10月2日参議院運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会でも質問の中で「被勧告者に対して特別海事補佐人を置くことを強く主張をしてきた」という発言がある⁸⁾。

名称如何に関わらず特別弁護人に相当する特別海事補佐人の必要性は当時の運輸省も認識していて、必要があるときには「審判所の許可を受けたときは、この限りでない」を根拠に補佐活動（弁護活動）をさせることを許容する考えであることが明らかである。

（3）官選補佐人

刑事事件では被告人に国選弁護人を付けることがある。海難審判において、補佐人は弁護人に相当するものであるから、資力が乏しく補佐人をつけることのできない場合には官選の補佐人がつけられるべきであるという見解は常識的なものである。これについても質問答弁がある。

1947（昭和22）年10月2日参議院運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会では、運輸省海運総局長官が「官選補佐人制度をとるかどうかは、海難審判法を改正するための、官民合した改正委員会においても相当論議された。建前としては至極もつともと思われるが、官選補佐人に対して、現在の国家財政の見地から、十分な報酬或いは費用が支払われない。とかく官選補佐人はその補佐が形式に流れて、実効が挙らないという意見が非常に強く、今回は官選補佐人制度を採らなかった。実際問題としては、今日としてはむしろ海員組合のごとき船員団体において、必要な場合は、相互扶助の見地から補佐人を選任するようにしたらどうか、その方が实际的の効果があがるのではないかというような結論になった。しかし官選補佐人制度は、刑事裁判においても官選弁護の制度があるように、予算が十分取れ、又官選補佐人がその手当によって十分なる補佐ができる見通しがつけば、かような制度を設けたいという気持ちは持っている。現在においては、さようなところまで手が回らない状態であり、今回は制度を設けなかった」という答弁がある。一方、委員の質

問において「船員の団体にでも費用を持たして、団体から補佐人を付ける、これはできるところもあるが、地方の小さな漁業組合所属の船のごときに対して、一々海員組合が補佐人を付けることは、事実上不可能である。補佐人を官選で置かなければならない必要のあるのは、むしろ地方の小さな組合について起こってくる。官選補佐人の必要が、この法律の運用上是非必要になってくる」という発言がある⁹⁾。

1947（昭和22）年11月5日参議院運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会の委員討論でも「官選の補佐人、特別の補佐人の制度は、従来の海難審判の実例に徴し、又その経験に徴して、自分の費用で補佐人を選任したる、いわば小型船の乗組員の利益を一方で持つと同時に、これらの人々によって惹起された海難の原因を十分に探求するためにも、特別補佐人の制度をできるだけ近い機会にこれを実現するように、政府において考慮してほしい」という発言がある¹⁰⁾。

前述の「補佐人は刑事訴訟法における弁護人と同様の立場におかれる」という答弁からもみられるように政府も海難審判が刑事裁判類似の制度であること、補佐人が弁護人に相当することはよく承知している。そうであるならば国選弁護人に相当する官選補佐人も必要であるはずであるが、ここでの「予算が十分取れ、又官選補佐人がその手当によって十分なる補佐ができる見通しがつけば、かような制度を設けたい」という発言のように、完全な裁判ではないので財政との兼ね合いを要し、官選補佐人を設けないこともやむを得ないという考えであったことが分かる。

（４）補佐人の職務・権限

2001（平成13）年3月30日衆議院国土交通委員会では委員の質問の中で「補佐人が、受審人という例えば船長なら船長の弁護をする、擁護する補佐人がいて、それがまた証拠をいろいろ出す」という発言がある¹¹⁾。

1947（昭和22）年10月2日参議院運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会では運輸省海運総局長官が「命令により海難原因について重大なる関係がある、即ち被勧告者になるであろうと思われる者について、補佐人を選任して、審判期日に陳述させる機会が与えられるようにしたい。審判期日に被勧告者或いはその補佐人が出廷できない虞れがあるときには、審判所はその期日を延期する方法を採り、ともかく被勧告者の審判期日に間に合って、趣旨の弁明ができる機会を極力与えたい」と答弁し¹²⁾、高等海員審判所審判官が勧告に関する施行規則の内容について「船舶所有者その他海難の原因について重大な関係がある者で前項の通告を受けた者は、補佐人を選任して、その期日に出延し陳述をさせることができる」と説明している¹³⁾。

1947（昭和22）年8月28日参議院運輸及び交通委員会では「法46条第2項で「補佐人は、受審人のため、独立して前項の請求をすることができる。但し、受審人の明示した意思に反してこれをすることはできない。」とあるが、46条の理事官又は受審人の外に、補佐人も受審人の意思に反しなければ独立して高等審判所に審判を請求することができるのだ」というと、この第4条の海難の原因に関係ある者で、勧告を受けた者が、受審人もなし、理事官でなくても、補佐人をうまく使えば抗告ができると思う」と質問しているのに対して、高等海員審判所審判官は「法律的に根拠がないから、第二審の請求は、本人もできない。従って補佐人といえども第二審の請求はできない」と答弁している¹⁴⁾。

1966（昭和41）年5月27日衆議院法務委員会では、高等海難審判庁長官の答弁の中に「補佐人は、一件記録を当事者として見る権利がある。補佐人は一件記録を謄写もできる」というものがあり、「その法の根拠はどこか、やはり31条か」という質問に対して高等海難審判庁長官が「そうである」と答弁している¹⁵⁾。また、高等海難審判庁長官が「審判記録というものには、理事官が調べた一切の内枠その他の証拠書類、あるいは審判廷で尋問をした内容についての語録がある。そういうものは一件記録として全部一冊に入っているの、公開の弁論の席上では尋問があり、次々とやっていく。補佐人からの尋問もあり、そういうものが全部記録に入っている」と答弁している¹⁶⁾。

1947（昭和22）年8月13日参議院運輸及び交通委員会では運輸政務次官の答弁で「運輸大臣が参審員を任命する場合に、事件並びにその事件審議の性質に鑑みて、最も関連のないところの者を選任して、被害人の補佐人から忌避を受けることのないように手続きを取って行きたい。万一その任命した者において、被審人に対する補佐人から忌避の申請するようなことがあれば、一応よくその点について、参審員の任命とその事件との関連性を更によく審判官が審理した結果、審判廷においてその有無を明らかにする」というものがある¹⁷⁾。

これら補佐人の職務や権限についての議論を見る限り、刑事裁判における弁護人の職務・権限を基本的に踏襲していることが分かる。

（5）運輸安全委員会・海難審判所への改組

2008（平成20）年10月、海難審判庁は航空・鉄道事故調査委員会とともに、運輸安全委員会及び海難審判所に改組・再編された。この改組・再編に際して、航空や鉄道の分野の事故調査と比較して海難事件さらには海事補佐人制度の特殊性が明らかになっている点もみられる。とりわけ問題にされているのは運輸安全委員会に置いて補佐人の同席が認められるかである。

2008（平成20）年4月15日衆議院国土交通委員会での国土交通省大臣官房運輸安全政策審議官答弁でも明かなように「海難審判庁においては、準司法手続である海難審判という制度により、対審制で、原因関係者、理事官、補佐人が審判廷に一堂に会して、海難の原因究明とあわせて、海技従事者の懲戒、いわば責任追及を行ってきた」のである¹⁸⁾。

2008（平成20）年4月4日衆議院本会議では「現行の海難審判制度において、歴史上の経緯や権利擁護の観点から認められている海事補佐人の制度について、原因究明と審判との分離の後、運輸安全委員会による海難の原因究明の段階においてどのように扱われるのか」¹⁹⁾と質問され、国土交通大臣は「これまで、海難審判では、海難関係者を補佐する補佐人が参加し、公開の審判廷で行ってきた。これを踏まえ、新たに設置される運輸安全委員会の海難調査における原因関係者からの意見聴取については、原因関係者の希望があれば、公開での意見聴取、本人以外に補佐して意見を述べる者の同席を認めることとしたい」と答弁している²⁰⁾。

2008（平成20）年4月9日衆議院国土交通委員会でも「原因関係者のいってみれば当事者の権利擁護の観点からも補佐人の同席を認められてきた経過がある。この点について本会議で尋ねたところ、運輸安全委員会の海難調査における原因関係者からの意見聴取については、原因関係者の希望があれば、公開での意見聴取、本人以外に補佐して意見を述べる者の同席を認めることとしたいと踏み込んだ前向きな答弁があったが、これは認めることとするならば法律に書いて提案すべきであるが、

そういう条文はどこにもないし、それをどう担保するか」との質問があり、国土交通省大臣官房運輸安全政策審議官は「運輸安全委員会設置法の船舶事故調査に係る原因関係者の意見聴取は、本会議で国土交通大臣が答弁したとおりである。具体的な措置であるが、今般、三条委員会ということで規則制定権があるから委員会規則で具体的な手続等を決めたい。海難は、これまでの100年にわたる実績、そういう制度があるので、いわば特例としてそういう形をとっていく」と答弁している²¹⁾。

2008（平成20）年4月24日参議院国土交通委員会でも「運輸安全委員会の原因究明過程における審議が非公開で行われ、弁護人の参加も認められなくなるとすれば、事故の原因究明が著しく後退をし、現行の海難審判で認められている受審人の権利である補佐人の選任権さえ侵害されるおそれがある」という質問があり、国土交通大臣官房運輸安全政策審議官は「現行の海難審判は公開の審判廷で行われてきた経緯がある。かつまた、海事関係者が今まで意見聴取の経験がなく不安を持っているので、特例という形で、本人の希望があれば公開での意見聴取を行うこと、あるいは原因関係者以外に補助して意見を述べる者の同席を認める、こういった形を可能とするようなことを検討している」と答弁している²²⁾。海難審判における海事補佐人が果たしてきた役割は運輸安全委員会においても一定程度引き継がれるものである。実際にこの後に制定された運輸安全委員会運営規則は第7条で「船舶事故等に関する調査に係る意見の聴取の場合にあっては、原因関係者は、委員会の許可を得て、自らの意見の陳述を補佐する者と共に出頭することができる」と定められた。

2008（平成20）年6月6日衆議院議院運営委員会でも「新設される運輸安全委員会では、海難審判において長年にわたって公開審理と補佐人制度が重要な役割を果たしてきており、こうした制度は引き継ぎ、必要な体制をとるべきである」という委員の意見表明がある²³⁾。

なお、上記のことはあくまでも運輸安全委員会の原因究明過程における審議に関してのことである。2008（平成20）年4月18日参議院本会議での議員質問の中で「海難審判所で補佐人を選任することができる」と触れられているように、海難審判においては当然のことながら従来通り補佐人の選任はできるのである²⁴⁾。

（6）その他

1958（昭和33）年3月18日衆議院運輸委員会で「理事官あるいは審判官あるいは副理事官を任命するのに、どういう基準をもって任命するのか」という質問があったのに対して、高等海難審判庁長官は「海難審判法制定のときに政令をもって定めていたが、その後人事院からの申し入れによって一応それを削除したが、人事院が直接自分できめてくれるはずであったところ、なかなか専門的にむずかしいものできめてくれなかったので、今度この法律の改正に従って、はっきり同じく政令でもってその任命資格をきめようと思っている。（略）第二は10年以上海事補佐人の経歴を有する者（略）とする予定である」と答弁している²⁵⁾。裁判官・検察官・弁護士の関係に類するものが審判官・理事官・海事補佐人の間でも成り立っていることが分かる。

また、1994（平成4）年5月20日衆議院法務委員会では、高等海難審判庁総務課長が「調査官の人事は、通常、海難審判庁の人事管理に従っている。退職後は、海事補佐人ということで登録している例が多い」と答弁している²⁶⁾。

なお、補佐人の指名に関する問題点が参考人の陳述の中でなされたことがある。すなわち、1971（昭和46）年7月30日参議院運輸委員会では、参考人（航空安全推進連絡会議事務局長）から「現行の海難審判制度で最も欠けておる点は、その事故に遭遇した方が生きていない限りは、補佐人というのは、海難審判制度は、裁判官に当たる審判長と、検察側に相当する理事と、弁護士に相当する補佐人と、その三者で構成されているが、その中で特に補佐人は、その事故で生き延びないと補佐人はつけられない。遺族がその中で自分の指名する弁護士を補佐人として出せないような実態に、現在、海難審判制度はある」との発言があった²⁷⁾。

IV. 考察とまとめ

海難審判の海事補佐人制度は、概ね刑事事件の弁護人に準じて制度設計がなされ現実に運用されている。ただし、あくまで行政手続であり純然たる刑事事件ではないので、例えば国選弁護人に相当する官選補佐人が財政の都合で設けられていないなど十分でない点もみられる。また、海難という特性から、弁護士だけではなく、海事に関する専門職も補佐人になり得る等の特徴がみられる。

他方、海難審判はこれまで独自の体系を築いてきたが、2008（平成20）年以来、旧航空・鉄道事故調査委員会と統合・再編され、鉄道事故・航空事故との整合性も求められている。しかし責任追及される側の権利を擁護することも重要なことであり、海難審判で培われてきた海事補佐人の趣旨が活かされるべきことは当然である。

海事補佐人は、いわば海の弁護士であり、海難審判において受審人その他関係者の権利を擁護する重要な職種である。しかし、これに関する制度面の研究は多いとは言い難い。本稿は、国会における議論を中心とするものであるが、海事補佐人制度において問題とされてきた論点をいくつか提示することができたと考える。海事補佐人について、制度面からの研究が今後とも続くことが大切であると考ええる。

注

- 1) 山下豊二、1969年、「非弁海事補佐人に訴訟代理権を附与する」ことへの批判、自由と正義、20(11)、日本弁護士連合会、pp.39～42
- 2) 1947（昭和22）年8月20日第1回国会衆議院運輸及び交通委員会第12号、p.4
- 3) 1958（昭和33）年6月25日第29回国会衆議院運輸委員会第3号、p.7
- 4) 2001（平成13）年3月30日第151回国会衆議院国土交通委員会第9号、p.14
- 5) 1947（昭和22）年8月19日第1回国会参議院運輸及び交通委員会第5号、p.9
- 6) 1947（昭和22）年8月19日第1回国会参議院運輸及び交通委員会第5号、p.7
- 7) 1947（昭和22）年8月19日第1回国会参議院運輸及び交通委員会第5号、p.9
- 8) 1947（昭和22）年10月2日第1回国会参議院運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会第2号、p.1
- 9) 1947（昭和22）年10月2日第1回国会参議院運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会第2号、p.5
- 10) 1947（昭和22）年11月5日第1回国会参議院運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会

第3号、p.2

- 11) 2001（平成13）年3月30日第151回国会衆議院国土交通委員会第9号、p.14
- 12) 1947（昭和22）年10月2日第1回国会参議院運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会第2号、p.1
- 13) 1947（昭和22）年10月2日第1回国会参議院運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会第2号、p.4
- 14) 1947（昭和22）年8月28日第1回国会参議院運輸及び交通委員会第8号、p.7
- 15) 1966（昭和41）年5月27日第51回国会衆議院法務委員会第39号、p.3
- 16) 1966（昭和41）年5月27日第51回国会衆議院法務委員会第39号、p.4
- 17) 1947（昭和22）年8月13日第1回国会参議院運輸及び交通委員会第4号、p.2
- 18) 2008（平成20）年4月15日第169回国会衆議院国土交通委員会第11号、p.12
- 19) 2008（平成20）年4月4日第169回国会衆議院本会議第17号、p.1
- 20) 2008（平成20）年4月4日第169回国会衆議院本会議第17号、p.4
- 21) 2008（平成20）年4月9日第169回国会衆議院国土交通委員会第9号、p.5
- 22) 2008（平成20）年4月24日第169回国会参議院国土交通委員会第6号、p.24
- 23) 2008（平成20）年6月6日第169回国会衆議院議院運営委員会第40号、p.2
- 24) 2008（平成20）年4月18日第169回国会参議院本会議第13号、p.4
- 25) 1958（昭和33）年3月18日第28回国会衆議院運輸委員会第15号、p.1
- 26) 1994（平成4）年5月20日第123回国会衆議院法務委員会第12号、p.13
- 27) 1971（昭和46）年7月30日第66回国会参議院運輸委員会閉会後第1号、p.17

日本国憲法と琉球政府章典の比較及び相互関係

— 日本本土における国会の議論から —

Comparison and mutual relations between Constitution of Japan and Ryukyu government
Constitution
-Interpellation and statement in the Diet of Japan-

武 輪 敬 心 ・ 今 井 慶 宗
Keico TAKEWA & Yoshimune IMAI

【要旨】

本稿では、日本の国会における琉球政府章典に関する議論を抽出し、そこで問題とされている内容などについて概観した上で、その特徴について日本国憲法と比較し相互関係について検討する。

日本国憲法は、一つないし少数の府県のみが占領管理下にある場合を、全く想定していない。日本国憲法の下に制定された法令は、最高裁判所によって解釈の統一がなされるが、特定の地域にのみ別個の法体系が形成され、最終的な法令の解释权も日本の最高裁判所ではなく、外国政府ないし機関が有する場合も、現在の日本国憲法体制になってからも存在した。将来、万一、国土の部分的占領という事態が生じた場合、琉球政府章典の下に展開された諸事象をモデルケースとし、本土側と占領管理下にある側の双方において、当地の根本事項について調整する法整備が必要となる。

Keyword 沖縄 日本国憲法 琉球政府章典 国会

I. はじめに

琉球政府章典とは、琉球列島米国民政府が米国民政府布令第68号として制定した布令である。1952（昭和27）年3月13日に公布され、同年4月1日に施行された。7章36条からなり、総則（第1章）、住民の地位及び権利義務（第2章）、行政府の組織及び運営（第3章）、立法院の組織及び運営（第4章）、裁判所の組織及び運営（第5章）、市町村との関係（第6章）、補則（第7章）の各章からなっていた¹⁾。沖縄の本土復帰に伴い、1972（昭和47）年5月15日に廃止された。

先行研究として、例えば、「資料・沖縄の法制〔琉球政府章典他〕（沖縄の法制および戸籍・土地問題等の変遷-上-）」²⁾、「琉球政府期における「裁判移送」事件」³⁾ などがある。しかし、日本の国会の議論を中心にしたものは筆者のサーベイの限り見当たらない。

本稿では、日本の国会両院の本会議・委員会等における琉球政府章典に関する議論を抽出し、そこで問題とされている内容などについて概観し、その特徴について日本国憲法と比較し相互関係を検討する。国会の本会議や委員会において議論された内容について公開されている会議録に基づいて項目ごとに整理し分析する方法である。

Ⅱ．国会における琉球政府章典の議論と考察

以下、国会における議論について項目ごとに明らかにする（一部要約）。なお、それぞれ冒頭には琉球政府章典の条文を掲載する。

1．管轄区域

琉球政府章典（以下、章典と表記する）第1条は「琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は左の境界線内の島及び水域とする。北緯29度東経125度22分を起点とし北緯24度東経122度の点北緯24度東経133度の点及び北緯29度東経131度の点を経て起点に至る」である。1969（昭和44）年2月19日衆議院予算委員会では「琉球米国民政府布令68号に基づいて琉球政府章典がある。この章典の第1条に、琉球政府の政治的、地理的管轄区域は、左記のものとすると、北緯何度から何度と書いてある。管轄区域。この地域・区画が、施政権の及ぶ管轄区域が適当なものであるか」と質問されている。内閣総理大臣は「日本に返ってくるときには、日本の主張している公海の範囲にとどめる」として、日本に返還された場合、章典第1条にかかわらず領海・公海の別は日本政府主張のものに沿ったものとなることを示している。なお、内閣法制局長官は「章典第1条にその規定がある。ただしその内容は、「琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び」「領海とする」というわけで、地図の上では点線が書いてあるが、その政治的、地理的管轄区域はその境界内の諸島、小島、環礁及び領海とするとある」「章典第1条は、政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び領海とするとあり、そういう基本点のないものについての海の範囲、これを管轄区域にしているとは、第1条の文言から読めない」と答弁している⁴⁾。

平成に入ってからでも質問の中でこの管轄区域に触れたものがある。1992（平成4）年4月22日衆議院外務委員会では「1952（昭和27）年、連合国と対日平和条約が締結をされて、同条約3条により、アメリカに沖縄に対する施政権が与えられた。アメリカは、占領中の1950（昭和25）年、軍政府布令23号と、対日平和条約が発効した後の1953（昭和28）年に民政府布告27号、同じく民政府布令68号等により、アメリカの施政権の対象区域として尖閣諸島が明確になっている。一例を示すと、1952年2月29日付米民政府布令68号、琉球政府章典第1条には、「琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び領海とする」として、「北緯28度東経124度40分の点を起点として北緯24度東経122度北緯24度東経133度北緯27度東経131度50分北緯27度東経128度18分北緯28度東経128度18八分の点を経て起点に至る」となっている。これはまさに沖縄県の全域を示すものである。東は南北両大東諸島から西は尖閣諸島及び与那国に至る線である。アメリカもこれを日本の領土として、日本から与えられた施政権の対象区域として施政権が返還されるまでずっとここを管理していた」との発言がある⁵⁾。

日本国憲法には国土の地理的範囲が緯度経度を用いて明示されているわけではないが、章典においては沖縄における琉球政府の管轄区域、換言すればアメリカの施政権の範囲が明示されていた。沖縄には当時も日本の主権（残存主権ともいわれた）があったから、日本国憲法下の日本国の主権の及ぶ範囲が章典によって沖縄に関しては明示されていたと言える。

2. 戸籍

章典第2条第1項は「琉球住民とは琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されてゐる自然人をいふ。但し琉球に戸籍を移すためには民政副長官の許可を要し、且つ日本国以外の国の国籍を有する者又は無国籍の者は法令の規定による場合の外、琉球の戸籍簿にこれを記載することができない」と定めた。

1963（昭和38）年2月13日衆議院予算委員会では、委員質問の中で戸籍について触れている。すなわち「米民政府の命令の形式で琉球政府章典というのがある。この琉球政府章典では、この住民を琉球住民、いわゆる沖縄住民である。これは琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されておる自然人、これは第3条第1項にある。琉球の戸籍簿に出生及び氏名の記載されている自然人という、日本本土の者たちは載っていない。従って、沖縄人という日本人は、本土の日本人とは全部相似形ではない、同じではない」との発言がある⁶⁾。

同じ日本人でありながら、琉球の戸籍簿に載っているか否かで形式的にも実質的にも区別ないし差異が生じていることが明らかであった。

3. 公務員の任用

章典第15条「琉球政府は公務員法を定めて公務員の任命、昇進及び退職に関する責任を規制しなければならない」と定める。

1954（昭和29）年3月22日参議院内閣委員会では琉球政府に勤務する奄美諸島出身の公務員の取り扱いが問題となっている。総理府南方連絡事務局長は「奄美出身の公務員が約200名、1954（昭和29）年初め頃残っていて、奄美出身の公務員に、あるいはその他の者も同様であるが、アメリカ大使館等としては急激な変化あるいは人道上問題になるようなことは決してしないという約束があり、今日まで奄美出身の公務員も解雇されずに従来通り琉球政府で仕事をしている。しかしいつまでもというわけにもいかない模様で、1月末日までに奄美出身全員について仮登録を琉球政府で実施して、なお現在本登録を実施中であるが、本登録が4月末日に終了すると、そこではっきり奄美出身者とわかるわけで、その後は琉球政府の章典の建前から、琉球政府職員として残るわけにはいかないと判断されている。できる限り従来のように琉球政府で琉球政府の職員として従事して行くことが望ましいと思うが、それができず又本人の希望等もあるからそれらの希望によりできるだけ本土に引取るようにあつせんをしてきた」と答弁している⁷⁾。琉球政府公務員として、奄美群島以北の日本本土出身者が排除されるという、日本国憲法には見られない状況が生じていたことになる。

4. 立法院議員の資格と琉球列島米国民政府裁判所の裁判権

章典第22条は「年令25に達する者で琉球に少くとも5年間住所を有し且つ少くとも5年間琉球に戸籍を維持する者でなければ立法院議員となることができない。立法院議員は琉球政府の他の役職又は群島その他の行政団体若しくは外国政府の役職と兼ねることができない。但し1951年12月18日付米政府令第57号第39条に定める場合はこの限でない。贈收賄、偽証その他の破廉恥罪を犯した者は立法院議員となることができない。」と規定されていた。この規定が大きく問題となったのが立法院議員選挙において野党統一候補が小選挙区で当選確定寸前に琉球政府の中央選挙管理委員会から失

格を通告された事案である。1966（昭和41）年6月30日参議院決算委員会では次のような質問答弁がある。質問において「沖縄社会大衆党・沖縄人民党・日本社会党の3党の共同統一候補であった。宮古島の一部から成る小選挙区から立法院の選挙に出馬して最高点になった。開票して当選を決定する寸前に、琉球政府中央選管から、失格を通告された、当該人は選挙違反でかつて1962年の選挙のときに、罰金50ドルに処せられた。これはアメリカ高等弁務官布令第68号に基づいて、琉球政府章典の重罪に処せられた者で、まだ特赦を受けていない者は立法院選挙の被選挙権がないということで失格を命令によって強行された」と、状況が明らかにされている。総理府特別地域連絡局長は「大統領命令に基づいて布令が出る、その布令による琉球政府章典によると重犯罪は当選無効とするとなっている、それに該当すべきものだという米民政府側の解釈のようである、その布令の解釈に対して琉球政府の巡回裁判所では、そういう布令は妥当なものでないという解釈のもとに、原告側の勝訴になった、しかしそういう布令に対する審議権や判決権は琉球政府側の裁判所にはないはずだという意味で琉球列島米国民政府側の裁判所に移行した」、原告が中央巡回裁判所で「勝訴した理由は、琉球政府章典の被選挙権の制限規定は、これは民主主義の理念に反して、大統領行政命令にも反するから無効であるという点と、沖縄の対内的事項に関する立法は、住民自治の理念を根本とすべきであり、立法院議員選挙法の場合も、布令より住民立法が優先するという2点を中心であり、その琉球政府章典22条後段の重罪の解釈は、これは宣告刑ではなく法定刑であるということは一一致した見解である。これに対して琉球列島米国民政府は布令の審査権はないということであると答弁している⁸⁾。すなわち、過去の選挙違反で失格し当選できなかった原告が琉球政府の巡回裁判所で勝訴したにもかかわらず、その裁判がアメリカの高等弁務官によって琉球列島米国民政府（アメリカ側）の裁判に移行させられたことが問題となったのである。

これは1966（昭和41）年7月15日の衆議院内閣委員会でも、サンマに対する物品税賦課の事件とともに取り上げられている。委員質問で「宮古島城辺町で立候補して最高点で当選した人が、中央選挙管理委員会がアメリカの布令の琉球政府章典第22条の1、重罪または破廉恥罪を犯した者は、特赦がない限り被選挙権がない、これに該当するとして失格を宣告した。1962（昭和37）年の立法院議員選挙の際に選挙妨害で50ドルの罰金刑に処されたことが失格条項に該当するが、地裁に相当する中央巡回裁判所で2月に罰金刑は立法院選挙規定によると重罪でないという規定があるから違法である」とい結論が出た、原告が勝訴した。琉球政府がこれを不服として、上訴裁判所に上告をした。その審理中に移送命令が出た」という経過であることを明らかにしている⁹⁾。また、この1966（昭和41）年7月15日の衆議院内閣委員会でも参考人として陳述した沖縄市町村会会長は「この裁判と及びサンマ裁判に対して高等弁務官が裁判の移送を命令した理由としては、琉球政府の裁判所には布令、布告を審査する権能は与えてない。しかし、両裁判ともに、中央巡回裁判所は法令に対する審査をしているので、適当だとは思わない。そこで琉球列島米国民政府の裁判所において裁判することが適当だと発表している。しかし、中央巡回裁判所の判決にあるように、民の選挙に関する問題であり、琉球立法院議員選挙法を適用することが正しい。選挙違反の場合に対して、立法院選挙法の被選挙権を奪うものではないという判決をもとにして、琉球政府章典の重罪に処せられて特赦のない者は被選挙権を有しないというものの中に当てはめるべきではないという巡回裁判所の考え方が正しい、民の行政に関する問題である以上、民の立法を高等弁務官も認めて公布した以上、そ

れを該当して処断さるべきだと解釈している」と発言している¹⁰⁾。

この問題は1966（昭和41）年7月15日の衆議院法務委員会の一連の政府答弁を見るとより内容が明らかとなる。次のようなものである。

まず法務省刑事局長の3つの答弁である。「1966（昭和41）年6月16日、琉球上訴裁判所、すなわち、琉球民裁判所のうらの上訴裁判所から米国民政府裁判所に移送された事件である。立法院議員の当選無効訴訟事件であり、1965（昭和40）年11月施行された琉球立法院議員選挙に立候補した候補者が、さきに選挙自由妨害により罰金50ドルに処せられている。これは判決の上では、公民権は不停止となっているが、これが理由となり、米国民政府の布令である琉球政府章典第22条後段の重罪に処せられ、その特赦を受けない者は立法院議員の被選挙権を有しないという規定に該当するものとして、その得票を無効とされ、次に得票した候補を当選人と決定された。この次に得票した候補者の当選無効訴訟を得票無効とされた候補者が提起した。第一審の琉球政府の中央巡回裁判所、—これは琉球民裁判所であるが、これにおいて、1966（昭和41）年2月23日、琉球政府章典第22条の規定による被選挙権の制限は合理的なものではなく、米大統領行政命令、1957年6月5日行政命令第10713号の住民の自治の理念及び同行政命令の各規定の趣旨に反する違法、無効なものである、かりにそうでないとしても、章典第22条の規定は民立法である立法院議員選挙法の規定に抵触し、行政命令に定める手続をなすことなく公布されたものであるから、民立法が優先適用されるという旨の判決をした。これに対して、中央選挙管理委員会は琉球上訴裁判所に上訴し、それが6月16日上訴審から米国民政府裁判所へ移送された」。「琉球政府章典第22条、すなわち重罪に処せられ、その特赦を受けない者は立法院議員の被選挙権を有しない、こういう規定による被選挙権の制限は合理的なものではなく、米大統領行政命令、1957年行政命令10713号の住民の自治の理念及び同行政命令の各規定の趣旨に反する違法、無効なものである。かりにそうでなくても、この被選挙権を制限した章典第22条の規定は、議員立法である立法院議員選挙法の規定と抵触しているわけである。そして行政命令に定める手続をしないで公布されたものであるから、議員立法のほうが優先適用される。したがって、この候補者に被選挙権がないという前提ではない」という趣旨の判決である。「琉球政府章典第22条後段の重罪に処せられて、そして特赦を受けない者は立法院の被選挙権を有しないという規定がある。立法院の選挙法の規定によると、選挙自由妨害であれば公民権不停止になる過去の判決になっている。公民権不停止であれば当然被選挙権があるという前提が一方で考えられると同時に、立法院議員選挙法の規定そのものの形式からいえばそうなるが、琉球政府章典第22条の後段の方が当然適用されるべき性質であるから、重罪に処せられて、まだ特赦を受けていないから被選挙権を有しない、そういう立法がある。両者の立法が抵触している場合に、どちらが優先するかという問題に対する判断である。日本ではそういう判断については、立法は一本で相互矛盾はないから、少なくとも形式的な相互矛盾はかりにあるとしても、日本の最高裁判所が最終的にはきめ得るから、そこで解釈は統一されるという意味において、この2つの立法の矛盾というものは最終解釈ではなくなることになる。しかしここに2つの立法があり、その解釈の矛盾をどういうふうに判定するかという琉球上訴裁判所のこの決定が、さらにより上級な制度によって再審査されるかどうかという問題に結局なる」。また、このとき総理府特別地域連絡局総務課長は「琉球の第一審で勝訴になった理由であるが、候補者を失格とすることになった根拠になる琉球政府章典という米

国の布令は、大統領行政命令の趣旨に違反していて無効ということが1点。かりに無効でないとしても、被選挙権の失格をきめている2つの法令、琉球政府章典、もう1つ立法院議員選挙法、2つの法令が現地にあるが、この2つの法令については選挙法の規定が優先に適用されるべきである、こういう2つの理由である」と答弁している¹¹⁾。

これら事件は1957年6月5日付大統領行政命令第10713号の第10節 a 1項・b 1項の「米合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件」として、アメリカ側の琉球列島民政府裁判所に移送されたのである。このようなケースでは、日本の司法制度では法務省刑事局長答弁のように「立法は一本で相互矛盾はない」、かりに「少なくとも形式的な相互矛盾は」「あるとしても、日本の最高裁判所が最終的にはきめ得るから、そこで解釈は統一される」「2つの立法の矛盾というものとは最終解釈ではなくなる」。しかし、占領中の琉球列島においては、現地住民による琉球政府管轄下の琉球民裁判所で最終決定を下せない場合があり、占領当局側である琉球列島民政府裁判所の判断にゆだねざるを得なかったことが、日本国憲法体制と異なる。

5. 不逮捕特権・免責特権

章典第23条は「立法院議員は叛逆罪、重罪及び公安を害する罪の場合を除く外、会期中及び会期の前後10日間は逮捕されることがない。立法院議員は立法院の会議又は委員会における討論報告等の発言につき院以外の場所で審問されることがない。」と定められた。

1970（昭和45）年3月16日衆議院予算委員会第一分科会で分科員から「琉球政府章典の第23条、同立法院法第23条の2によって、沖縄の立法院議員には不逮捕特権、免責特権がある。新たに国政参加議員に対して、沖縄でこの身分が保障されないということは、不公正な取り扱いになる。琉球列島の管理に関する行政命令等を見ると、高等弁務官が強力な拒否権を持っているから、2つの問題が出てくる。1つは、まず基本的には、当選しても、好ましくない人物だから当選を拒否するという場合が起こらないという保証。もう1つは、国政参加して、日本の国会へ来て、そして沖縄の現状を吐露する、あるいはアメリカの異民族支配のことを吐露する、そして帰って行って、このことが琉球列島の管理に関する行政命令に違反するということで逮捕されるというような事態が起きるとすれば、これは完全な国政参加にならない、そういうことのないという保証、その2つの問題についてどう考えるか」という質問がなされている¹²⁾。総理府総務長官は「政府として責任があるから、琉球の立法院が本土の国会議員選挙法に準じた不逮捕特権、免責条項を含む身分上のそういう向こうの法律を公布して、施政権者たる米側も完全に尊重することはぜひとも取りつきたい。同時に、琉球列島住民の意思によって選ばれた代表者がチェックされるようなことのないように努力しなければならない。日本政府全体の責任であると考え」と答弁している¹³⁾。

日本国憲法は国土の占領下において制定されたという事実がある一方で、憲法の条文中に占領管理体制と憲法の条項の調整に関する文言が見当たらない。国土の大部分が占領下にあった場合にもポツダム勅令・ポツダム政令のような憲法との整合性の問題は出てくる。しかし、1つの県のみが占領管理下にあり、そこから選出された国会議員がすでに占領管理下でない本土の国会において活動することは、当初、憲法が全く想定していなかった事態と言わざるを得ない。一方で、将来については、あらゆる事態が想定されるので、万一このようなケースが発生した場合について、本土側

と占領管理下にある側の双方での法整備が必要になることが言える。

6. 司法制度

章典第29条は「琉球政府の管轄区域内の行政団体、住民及びその他総ての者と琉球の司法機関との関係は別に定める場合を除く外1952年1月2日付民政府布告第12号「琉球民裁判所制」の規定による。」、第30条は「琉球政府の行政機関および立法機関は1952年1月2日民政府布令第12号「琉球民裁判所制」に定める場合を除く外司法機構に関する権限を有しない。」と規定する。

1967（昭和42）年7月4日衆議院沖縄問題等に関する特別委員会で参考人（弁護士）は「司法制度の分野では、琉球列島の管理に関する行政命令、いわゆる大統領行政命令、1957（昭和32）年6月5日に出されているが、これが基本になり、布令68号琉球政府章典、布告12号琉球民裁判所制、このような基準法がある。大部分は大統領行政命令10節に規定しており、琉球政府章典は、裁判所の制度については、琉球民裁判所制によることを書いている」とする¹⁴⁾。

占領下の琉球列島において、日本国憲法に相当するのが琉球政府章典であったが、1957年6月5日付大統領行政命令が上位にあり、琉球政府章典は当然のこととして最高法規ではなかったことが明らかである。

7. 外交権がないこと

章典第35条第1項は「琉球政府は琉球民政府を通じない限り外交事務を行うことはできない。」と規定する。

1964（昭和39）年3月26日参議院予算委員会第一分科会において総理府特別地域連絡局長は「琉球政府の立場は、アメリカの政府の機構の一部と言うか、条約上アメリカが施政権を持っているという立場からだけ説明するならば、アメリカの機構の1つであるという解釈もできるが、現在の琉球政府の章典では、琉球政府としては対外的な能力を独立しては持っていない、そういうものはすべてアメリカを通してするべしという制限を設けている」と答弁している¹⁵⁾。1967（昭和42）年12月11日衆議院予算委員会で「琉球政府章典によれば、外交権を持たない」ことが質問され、外務省北米局長は（日米琉三方から委員が出る）「諮問委員会が純粹に外交的かどうかという点は、多少問題があるが、諮問委員会に出て、その諮問委員会の代表として活動する限度において、米政府が琉球政府にそのような地位を認めることになる」と答弁している¹⁶⁾。

1968（昭和43）年4月18日衆議院沖縄及び北方問題等に関する特別委員会で総理府特別地域連絡局長は「琉球政府章典で、琉球政府には外交権が認められていない。主席が公選されても、いまの制度のままであると、直接的な法律上の交渉の権限はない」と答弁している¹⁷⁾。

琉球政府は都道府県、琉球政府主席は都道府県知事にそれぞれ現在ならば相当する。現在においても都道府県ないし都道府県知事に外交権がないことは当然であるが、占領下においては日本本土から切り離され、日本政府ないし外務省によって利益を代表することができなかった。そのため琉球列島住民の立場からは利益を代表する外交組織が必要であった。しかし、琉球政府は外交権を持たずアメリカ側によって行使されていた。

8. その他

1967（昭和42）年4月21日参議院沖縄問題等に関する特別委員会で総理府特別地域連絡局長は「琉球政府行政主席の任命方法に関する大統領行政命令の改正並びに行政副主席任命制の廃止、琉球政府職員に関する高等弁務官の認可制の廃止及び立法院議員被選挙権の欠格条項の廃止に伴う琉球政府章典の改正等も行なわれた」と答弁している¹⁸⁾。

Ⅲ. 結語

日本国憲法は、一つないし少数の府県のみが占領管理下にあり、そこにおいて日本国憲法とは別の法体系やそれに伴う実効支配が形成されることは、条文上全く想定していない。そのような事態においては、日本国の領域において最高法規である憲法が効力を発しないこととなる場面が出てくる。

琉球権利章典との関係でそれが最も先鋭化したのが、日本国憲法第50条の「両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。」と第51条の「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」の適用の場面であると考えられる。日本の国会議員（琉球列島（沖縄）の国政参加議員も含め）には日本国内（日本の実効支配領域）において不逮捕特権・免責特権がある。琉球の立法院議員にも不逮捕特権・免責特権がある。しかし、これらの狭間において、憲法の想定外の事象が生じうる。琉球列島において特段の処置がとられない限り、占領下の琉球列島から選出された日本の国会議員に対して、琉球列島で不逮捕特権・免責特権が保障されないこととなる。

また、日本国憲法の下に制定された法令は、最終的には日本の最高裁判所によって解釈の統一がなされるはずであるが、特定の地域にのみ別個の法体系が形成され、最終的な法令の解釈権も日本国の最高裁判所ではなく、外国政府ないし機関（本稿で取り上げている各種事例の場合には琉球列島米国民政府裁判所）が有する場合も、現在の日本国憲法体制になってからも存在した（ただし、これは琉球列島だけではなく、日本本土も占領管理下に置いて当てはまるところが少なくなかった）。

しかし、将来については、あらゆる事態が想定されるので、万一、国土の部分的占領という事態が生じた場合、琉球政府章典の下に展開された諸事象がモデルケースとなる。ただし、そのような場合、本土側と占領管理下にある側の双方において、当地の根本事項について調整する法整備が必要になる。

注

- 1) なお、琉球政府章典は公布後10回以上の改正がなされているが、本稿の条文は <https://ja.wikisource.org/wiki/琉球政府章典によった>（最終閲覧日2020年12月6日）。
- 2) 久貝良順、我妻栄、高野雄一、池原季雄、雄川一郎、星野英一、宮脇幸彦、1970年、沖縄の法制および戸籍・土地問題等の変遷-上-、ジュリスト、資料・沖縄の法制〔琉球政府章典他〕（457）、有斐閣、pp.38～45、

- 3) 小林武、2015年、琉球政府期における「裁判移送」事件、愛知大学法学部法経論集、(204)、pp.345～392
- 4) 1969（昭和44）年2月19日第61回国会衆議院予算委員会第14号、p.19
- 5) 2002（平成4）年4月22日第123回国会衆議院外務委員会第7号、p.26
- 6) 1963（昭和38）年2月13日第43回国会衆議院予算委員会第13号、p.5
- 7) 1954（昭和29）年3月22日第19回国会参議院内閣委員会第9号、p.3
- 8) 1966（昭和41）年6月30日第51回国会参議院決算委員会閉会後第2号、p.25
- 9) 1966（昭和41）年7月15日第52回国会衆議院内閣委員会第1号、p.4
- 10) 1966（昭和41）年7月15日第52回国会衆議院内閣委員会第1号、p.9
- 11) 1966（昭和41）年7月15日第52回国会衆議院法務委員会第1号、p.2
- 12) 1970（昭和45）年3月16日第63回国会衆議院予算委員会第一分科会第4号、p.35
- 13) 1970（昭和45）年3月16日第63回国会衆議院予算委員会第一分科会第4号、p.36
- 14) 1967（昭和42）年7月4日第55回国会衆議院沖縄問題等に関する特別委員会第16号、p.1
- 15) 1964（昭和39）年3月26日第46回国会参議院予算委員会第一分科会第2号、p.19
- 16) 1967（昭和42）年12月11日第57回国会衆議院予算委員会第2号、p.41
- 17) 1968（昭和43）年4月18日第58回国会衆議院沖縄及び北方問題等に関する特別委員会第8号、p.15
- 18) 1967（昭和42）年4月21日第55回国会参議院沖縄問題等に関する特別委員会第3号、p.4

保育所等訪問支援に関する政策の研究

Policy research of support for visiting nursery

武 輪 敬 心 ・ 今 井 慶 宗

Keico TAKEWA & Yoshimune IMAI

【要旨】

本稿では、平成24（2012）年4月に施行された改正児童福祉法によって新たに設けられた保育所等訪問支援について、国会においてどのように議論され、また、どのような論点が明らかとなっているかを示す。なお、研究の方法は、国会の本会議や委員会において議論された内容について、公開されている会議録に基づいて各項目にわけて整理し、分析する方法を用いた。

保育所等訪問支援は創設以来10年に満たない新しい制度であるが、本制度を担う人材には、その専門性の高さが求められる。また、保育所等の必要とされる場所へ訪問する本事業の性格上、高コストとなり、採算性が低いことも明らかになっている。しかし、本制度の必要性は高く、これまで積み重ねられてきた議論をもとに、本制度を必要とする児童・家庭のために、時代の変化に沿った制度改正を行いつつ、整備を図ることが求められている。

Keyword 保育所等訪問支援 巡回型学校作業療法 改正児童福祉法 厚生労働省

I はじめに

保育所等訪問支援は、平成24（2012）年4月に施行された改正児童福祉法によって新たに設けられた支援制度である。この保育所等訪問支援に関しては、例えば仲間知穂・松村エリ・上江洲聖・友利幸之介「保育所等訪問支援における巡回型学校作業療法」¹⁾のように医療・保健分野からの研究もあるが、他方で政策に関する研究は少ない。本研究は保育所等訪問支援について、約8年間、国会においてどのように議論され、現在までに制度についてどのような論点が明らかとなっているかを示す。国会両院の本会議・委員会等における保育所等訪問支援に関する政策の議論を抽出し、そこでの事業促進政策などについて検討し、今後の方向性について検討する。

II 研究の視点および方法

国会の本会議や委員会において議論された内容について公開されている会議録に基づいて項目ごとに整理し分析する方法で研究した。なお、国会の会議録に基づいて政策を研究するという性質上、個人のプライバシーに関わることは研究対象にしていない。さらに、個人情報に配慮し、個人情報やプライバシーに関する記述にわたらないようにした。

Ⅲ 保育所等訪問支援に関する規定

保育所等訪問支援は、児童福祉法第6条の2の2第6項に規定されている。すなわち「保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう」とされている。保育所等訪問支援は、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援と並び障害児通所支援の1つである。そして第二種社会福祉事業に位置付けられる。この制度ができた当初は、利用対象児童が通所系施設通う障害児に限られていたが、その後の改正により入所施設に居住する児童にも拡大されている。

Ⅳ 国会における議論

以下、保育所等訪問支援についての国会における議論を次項別に整理する（一部要約）。

1. 対象の拡大

【平成28（2016）年4月19日第190回国会衆議院本会議第25号4頁・平成28（2016）年4月22日第190回国会衆議院厚生労働委員会第13号15頁・平成28（2016）年5月19日第190回国会参議院厚生労働委員会第20号29頁】

- ・厚生労働大臣 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案の内容についてその概要を説明する。保育所等訪問支援について乳児院及び児童養護施設に入所している障害児に対象を拡大する。

【平成28（2016）年5月23日第190回国会参議院厚生労働委員会第21号5頁】

- ・参考人（東京都三鷹市長） 保育所等訪問支援の支援対象の拡大について。集団生活に適応できない発達障害等の子どもが増えている現状では、このような取組は大変重要である。保育所等訪問事業、障害児支援の強化の一環として平成24年度から創設された事業であるが、未実施の団体が多い。東京都内でも僅か12事業所である。支援対象施設の拡大により専門的な支援を受けられる対象児が増え、早期支援、早期療育につながることを期待している。三鷹市でも、来年度、子ども発達支援センターの開設に合わせてこのような取組を重視して、人材確保の面、それから報酬単価の引上げ等による財政面での支援が課題である。乳児院から養護施設まで拡大するのであれば、報酬単価の整理、障害児通所支援事業所を支援した場合の双方の利用料の算定を認めることや、同一日複数障害児支援減算の見直しなど、専門職員が高度化することが求められているので、報酬を含め財源の裏付けが課題である。障害福祉サービスである保育所等訪問支援事業は、保護者の同意が何よりも重要である。自治体や事業者は、保護者に対する早期の寄り添いが必要である。必要な支援をどこまで実現するかは大きな課題と思っている。

【平成28（2016）年5月23日第190回国会参議院厚生労働委員会第21号15頁】

- ・参考人（東京都三鷹市長） 今後、保育園の取組も保育所等訪問支援の中の一環として考えて

ほしい。

【平成28（2016）年5月11日第190回国会衆議院厚生労働委員会第16号3頁】

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 保育所等訪問支援の対象を乳児院と児童養護施設にも拡大をすることにより、入所しているほかの子どもたちとの集団生活への適応のための専門的な支援あるいは施設の職員に対する助言等を行うことができるようにする。

2. 事業拡大のための課題とその対応策

【平成28（2016）年5月10日第190回国会衆議院厚生労働委員会第15号8頁】

- ・参考人（一般社団法人全国児童発達支援協議会会長・一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会理事長） さきの改正の中で始まった保育所等訪問支援事業がある。これは、児童発達支援センターが持っているファンクションを、地域のさまざまな場で育って、生きている子どもたちへデリバリーする機能である。これは、インクルーシブな社会を志向する今日的な我が国にあってみれば、とても大事な事業だと思う。今後これを一層拡大、充実させなければならぬが、現実的には、なかなかこの事業が思うように伸びない。拡大しない。この事業の性質上、非常に時間がかかる。ロスがさまざまな形で出てくる。かばんを背負って職員が地域のさまざまな子どもの生活空間に出向いていくということは、それなりのキャリア、レベルが必要である。そういう職員が例えば半日かけて1人の子どもの支援をしていたのでは、これは採算がとれない。結果として、全国的にふえない。この趣旨は誰もが納得して進めようと思っているが、現実的には全く、遅々とした状況である。大所高所から、もう少しこの事業の展開が進むように、検討をぜひお願いしたい。

【平成28（2016）年5月10日第190回国会衆議院厚生労働委員会第15号14頁】

- ・委員 今回、発達支援を提供する保育所等訪問支援事業が行われることになっているが、ここが拡大、充実をしない、伸びないという課題を指摘された。ここを今後さらに拡大させて、充実させ、より多くの子どもたちにこうした支援を行き渡らせるためには何が必要か。

【平成28（2016）年5月10日第190回国会衆議院厚生労働委員会第15号16頁】

- ・委員 今回の法案で、保育所等の訪問支援事業の拡大ということである。私も保育園を経営している人間であるが、この制度を余り身近に感じたことがない、なかなかアプローチできていないというのが現状だ、拡充できないということだが、例えば、これは、今、拡充するという法案の内容になっているが、これは行う方も非常に負担がふえると思う。
- ・参考人（一般社団法人全国児童発達支援協議会会長・一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会理事長） 保育所等訪問支援事業は、立ち上がって満3年がたつが、まだ関係者の中に認知が、高いとは言えない。この「等」の中には、幼稚園、あるいは小学校、学校あるいは他の子どもの機関が該当しているが、私たちは、地域からのそういうニーズがあって、制度がある前からそういうことを積極的にやってきたが、全国規模で考えると、やる側も受ける側も余りそういうことを知らなかったということもあり、しかも、そうやって、事業としての採算、効率が非常に悪いということもあり、なかなかふえない、拡大しない。この考え方は、まさにアウトリーチという、子どもたち、家族がまさに日々生活をしている場に、生きて、育って、学

んでいるその場での困り感があつたときに、我々のセンター的な機能がその場所までデリバリーされるということ、これが最終的にはインクルージョンの世界、社会を構築するという方向につながっていくと思う。まさに、小さい年齢の段階からやはりそういうことが社会の中に根づいていくことが、結果として、社会全体をそうした理念に基づく社会にしていくであろうと確信している。そういう意味でも、ぜひ、この事業をもう少し関係者に周知せしめる手だて、厚労省をはじめ文科省ともリンクしていろいろな手だてを講じてはいるが、まだ十分ではないという事態が起きている。

【平成28（2016）年5月10日第190回国会参議院厚生労働委員会第18号19頁】

- ・委員 児童発達支援施設約5110か所のうち、保育所等訪問支援を行う施設は443か所とされている。拡充すべきではないか。

【平成28（2016）年5月10日第190回国会参議院厚生労働委員会第18号20頁】

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 保育所等訪問支援は平成24（2012）年度に新たに創設された給付で、443か所は、平成26（2014）年1月時点の数であるが、平成27（2015）年12月時点で728か所と、着実に増加している。また、平成27（2015）年度の障害福祉サービス等の報酬改定においては、作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置した場合に上乘せして評価をする訪問支援員特別加算、あるいは過疎地や離島、山間地域等への訪問支援を行った場合に上乘せをして評価する特別地域加算を創設して、保育所等訪問支援に関する多様なニーズに対応している。今後とも、保育所等訪問支援の推進に努めたい。
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 集団的な生活への対応ということで支援している保育所等訪問支援事業も保育所の中で行うということで、様々な形で障害のある子どもを保育所の中で安定的に受け入れるということができるようバックアップをしてきている。

【平成28（2016）年5月11日第190回国会衆議院厚生労働委員会第16号11頁】

- ・委員 保育所等訪問支援の支援対象の拡大で一つ指摘をする。参考人から指摘があつたが、なかなかこれが進まない理由として、まず、保育所に行って支援をするようなスタッフはかなり高度なスタッフである、専門知識があつて外部のところに行って指導ができるような高度なスタッフであるということ、それに加えて、そういうスタッフが1か所行くのに物すごく時間をかけて行く、この移動時間のロスが非常にもったいない、つまりコスト的に合わない事業という指摘があつた。広い自治体、交通の便の悪い自治体だと、多分、往復するだけでもう2時間とか3時間かかってしまうとところに支援に行かなければいけないところもあると思う。コスト的に合わないことがないように中身を考えてほしい、報酬を考えてほしい。

【平成28（2016）年5月11日第190回国会衆議院厚生労働委員会第16号12頁】

- ・厚生労働大臣政務官 コスト的に合わない部分についてしっかり対応していくということは、報酬改定の中でどのように対応していくかということだと思う。これまでも、時間がかかるところに行ったり、あるいは、高度な専門知識を持った人を派遣するなどの場合には、平成27（2015）年度の報酬改定で、加算をするという新設もしているし、ほかの障害児通所支援を利用した日でも算定が可能なように配慮もして、評価の充実を図ってきた。保育所、適切な場所で適切なときに訪問できるように、これからの報酬改定の議論の中で必要な検討を行いたい。

【平成28（2016）年5月11日第190回国会衆議院厚生労働委員会第16号41頁】

・委員 保育所等訪問支援事業を今回、拡充をする、対象をふやすということで、法案に改正案が盛り込まれている。拡充するのはいいが、参考人からも、拡充して果たして対応できるのかという指摘があった。保育園を経営する身として、この制度、私は全く認識がなかった。恐らく使ったことがない、私の運営している保育園は3つあるが、この制度を余り利用していないと思う。ほかの園にも聞いた。この制度があること自体知らない人が大半であった。3年前からあるが、恐らく地域によって温度差があると思うが、利用実態が全く、園の経営者からしたら、全然知らない制度というのがすごくびっくりした。どれぐらい全国にあって、こういうセンターとしているところがどれぐらいあって、これまでどういうふうな取り組みをしてきたか。

【平成28（2016）年5月11日第190回国会衆議院厚生労働委員会第16号42頁】

・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 保育所等訪問支援は、保育所あるいは幼稚園などの施設を訪問して、障害のある子どもが他の子どもとの集団生活に適応するための専門的な支援を行うとともに、施設の職員に対して、障害のある子どもの特性に応じた支援内容やかかわり方についての助言等を行うものである。延べ利用者数は、平成27（2015）年12月時点で2,400名である。総合支援法の中でもいわゆる個別給付になっていて、基本的には親が自身の子どもについて給付を申請する形になっている。これまでいろいろ課題として言われていたのが、そういう仕組みであるので、気になる段階の親がなかなか、子どもの障害の認知とか理解が進まなかったりすると、給付の申請をためらう状況もあり、そういった問題点が指摘されてきたが、だんだんと、それでも、発達障害に対する認識の広がりに従い、利用児童数も事業所数もふえてきてはいる。何とか少しでも活用をしてもらえるように、平成27（2015）年度の報酬改定においては、作業療法士とか理学療法士等の専門性の高い職員を配置した場合に上乗せをして評価する訪問支援員特別加算、あるいは過疎地や離島、山間地域等への訪問支援を行った場合に上乗せをして評価する特別地域加算といった加算も新設して、多様なニーズに対応した評価を行ってきている。次期報酬改定においても、経営実態調査の結果を踏まえて、必要な検討を行いたい。

3. 他事業との組み合わせ

【平成24（2012）年6月19日第180回国会参議院厚生労働委員会第8号28頁】

・厚生労働大臣政務官 児童発達支援センターには、センターに通所する障害児への支援だけではなく、地域の障害児やその家族、障害児を預かる保育所等の施設に対する地域支援を行うことが求められている。このためには、障害児相談支援、保育所等訪問支援等を本来の事業に組み合わせるなどの取組が必要である。

4. 利用料の無償化

【平成31（2019）年4月18日第198回国会参議院内閣委員会第10号31頁】

・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 今般の措置により、3歳から5歳までの全ての児童について就学前の障害児の発達支援に係る利用料が無償となる。具体的には、無償化の対象と

なる期間は、子どもが3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間となる。無償化の対象となる施設等の種類は、障害児通所支援である児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援であり、このほか、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設についても対象になる。

【平成31（2019）年4月25日第198回国会参議院内閣委員会・文教科学委員会・厚生労働委員会連合審査会第1号9頁】

- ・委員 就学前の障害児の発達支援について、給付を受けるために必要となる手続と無償化の対象外となる費用について確認をしておきたい。平成30（2018）年12月28日に関係閣僚で合意をさした幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針において「就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する。また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。」と記載をされている。

V 分析と考察

保育所等訪問支援に関して、国会での議論はⅣの通りで、議論の分量が非常に少ない。本制度が創設されたのが平成24（2012）年4月であり、約8年経過しているに過ぎないことを考慮しても少ない。平成28（2016）年5月11日第190回国会衆議院厚生労働委員会での委員質問での発言のように「保育園を経営する身として、この制度、全く認識がなかった、恐らく使ったことがない」、「この制度を余り利用していない」、「この制度があること自体知らない人が大半であった」、「利用実態が全く、園の経営者からしたら、全然知らない制度」というのが保育所関係者を含めた実感であり、社会一般ではさらに認知度が低いと考えられる。

このように、認知度が低く事業もなかなか拡大していない。国会での議論も、この保育所等訪問支援をいかに拡大するかについての課題とその対応策が中心となっている。認知度が低いことともに、コストが高いことが普及の障壁となっている。保育所等訪問支援を実施しようとすれば、専門的な人材が必要となる。一方で、対象となる児童の居住地・所属先は分散していて、それらを個々に対応していく必要性があり、効率化が困難である（対象児童を一定の場所に集めて本事業を行うことは、そもそもの趣旨から外れる）。専門知識がある人材が往復に時間をかけて行っていて採算がとりにくいこれについての政府側の答弁は平成28（2016）年5月10日第190回国会参議院厚生労働委員会第18号20頁での厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の答弁にあるように、保育所等訪問支援に関する多様なニーズに対応するため、①作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置した場合に上乗せして評価をする訪問支援員特別加算、②過疎地や離島、山間地域等への訪問支援を行った場合に上乗せをして評価する特別地域加算を創設する、ということに集約される（平成28（2016）年5月11日第190回国会衆議院厚生労働委員会第16号12頁厚生労働大臣政務官答弁や平成28（2016）年5月11日第190回国会衆議院厚生労働委員会第16号42頁厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長答弁も同旨）。平成28（2016）年5月11日第190回国会衆議院厚生労働委員会第16号12頁厚

生労働大臣政務官答弁では、他の障害児通所支援を利用した日も報酬の算定が可能なように配慮していることも触れられている。国会での質問答弁からわかるように、本事業の普及拡大のためには人材確保と報酬単価の引上げ等による財政面での支援が求められている。

Ⅵ まとめ

保育所等訪問支援は創設以来10年に満たない新しい制度である。また、本制度を担っている人材は専門性が高い。保育所等の必要とされるところまで訪問しているが、事業の形態上コスト高となり採算がとりにくい実態が明らかになっている。しかし、本制度の必要性は高い。これまで積み重ねられてきた議論をもとに、今後とも本制度を必要としている児童の需要に応えるため、時代の変化に合わせた制度改革を行いつつ整備を図ることが求められている。

注

1) 仲間知穂・松村エリ・上江洲聖・友利幸之介、2018年、保育所等訪問支援における巡回型学校作業療法、作業療法 = Japanese occupational therapy research、37(4)、pp427-433

参考文献

一般社団法人全国児童発達支援協議会、2017年、平成28年度障害者総合福祉推進事業 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書、厚生労働省

保育者としての専門性を育てるために ～ アクティブラーニングを用いた授業法 ～

To develop professionalism as a childcare teacher
- Teaching Method Using Active Learning -

西 田 明 恵
Akie NISHIDA

1 はじめに

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針が改訂された2018年4月、その年に私は本学に着任した。それまでは、長期にわたり、幼稚園現場で子どもたちと向き合ってきた。子どもは素晴らしい、我を忘れて夢中で遊び、遊びの中で試し、工夫し、創造し、表現しながら生きる喜びを味わっている。そんな子どもと日々をともにする保育は面白い。私は、学生たちに保育者になりたいという思いを大事にしながらも、子どもと一緒に遊び、一緒に考え、共に過ごすことを心から楽しめる保育者になってほしいと願っている。改訂された要領・指針では、保育の質の向上がより大きなテーマとなっている。卒業と同時にプロの保育者になる学生に保育者としての専門性を身に付けるための授業に取り組んだ。現場の子どもたちの遊びの姿と学生の授業の姿から考察する。

2 幼稚園教育要領改訂について

幼稚園教育要領改訂のポイントとして、次のことが挙げられている。

1. 幼稚園教育において育みたい資質と能力を明確化
2. 5歳児終了時までで育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進
3. 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施
4. 言語活動などの充実を図るとともに、障害のある幼児や海外から帰国した幼児など特別な配慮を要する幼児への指導を充実
5. 環境を通して行う教育を基本とすることは変わらない

幼児期の教育は、教科を中心とする小学校以上の教育と違って、遊びを中心とした生活を通して、生涯にわたる人格形成の基礎を培っている。2015年8月26日教育課程企画特別部会において学習指導要領の改訂に向けた方針が出された。幼児教育においては、具体的な方向性の一つとして次のことが示されている。『幼児期は、義務教育及びその後の教育の基礎となるものとして、幼児に育成すべき資質・能力をはぐくむ観点から、教育目標・内容と指導方法・評価の在り方を一体として検討する必要がある。具体的には、探求心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、

粘り強さ等のいわゆる非認知能力をはぐくむことがその後の学びとかかわる重要な点であると指摘されていることを踏まえ、小学校の各教科の前倒しにならないように留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図ること（後略）』

これを受けて改訂の話し合いが進められ、2016年5月30日、幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂に関する中間まとめ骨子（案）が出された。その中では、この明確化について「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を下図の10項目にまとめられた。



また、2016年8月26日 幼児教育部会における審議のとりまとめでは、

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5領域の内容を踏まえ、特に5歳児の後半にねらいを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理したものであり、それぞれの項目に取り出されて指導されるものではない。
- また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児、5歳児においても、これを念頭におきながら5領域にわたって指導が行われることが望まれる。その際、3歳児、4歳児それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことに留意する必要があると言っている。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が保育現場の遊びの中でどのように培われていくのか、またこの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を学生たちにどのように理解させていくのかについて、日々の保育や授業の中から研究を進めた。

3 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼稚園教育専門部会 主査 無藤 隆氏は次のようにコメントしている。

論点整理で示された方向性や近年の子供の育ちを巡る環境の変化等を踏まえた教育内容の見直しについては、以下のとおりです。

- ・安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育む観点から、状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、安全についての理解を深めます。
- ・幼児期における多様な運動経験の重要性の指摘を踏まえ、幼児が遊ぶ中で体の諸部位を使った様々な体験を重視するとともに、食の大切さに気付いたり、食に対する態度を身に付けたりすることを通じて幼児の心身の健やかな成長の増進を図ります。
- ・幼児期におけるいわゆる非認知的能力を育むことの重要性の指摘等を踏まえ、例えば、様々な人と接したり、自分の気持ちを調整したり、くじけずに自分でやり抜くようにしたり、幼児が自分のよさや特徴に気付き、自信を持って行動したりするようにします。
- ・学習プロセス等の重要性を踏まえ、具体的な活動の中で、比べる、関連付ける、総合するといった、思考の過程を示すなど、思考力の芽生えを育むようにします。
- ・社会に開かれた教育課程の重要性を踏まえ、地域の様々な生活や文化などに触れる機会を設けたり、異なった文化を持つ人たちに親しみを持ったりするなどして、幼児に地域の社会生活とのつながりの意識等を育むようにします。
- ・幼児期における言語活動の重要性を踏まえ、幼児が言葉のリズムや響きを楽しんだり、知っている言葉を様々な使いながら、未知の言葉と出会ったりする中で、言葉の獲得の楽しさを感じたり、友達や教師と言葉でやり取りしながら自分の考えをまとめたりするようにします。
- ・身近な自然や生活の中にある、何気ない音や色に気付き楽しむことが、幼児の豊かな感性や自分なりの表現を培う上で大切であることから、自然や生活の中にある音や素材に触れる機会の充実を図ります。

以上のことから、次のように10の項目としてまとめられた。

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり
⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量や図形、文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

この10の姿については、2030年の子どもたちの未来を見据えて考えられたものであるが、1つ1つの姿をみると現場では毎日の保育のなかで培っていることでもある。このことが示されたことにより、改めて幼児期の終わりまでに育てたいこと、5歳児の最終の姿としてこれらの姿を目指し、それに向かって歩んでいる子どもたちを支え援助する保育者の役割が子どもたちの成長に大きく影響することを感じた。

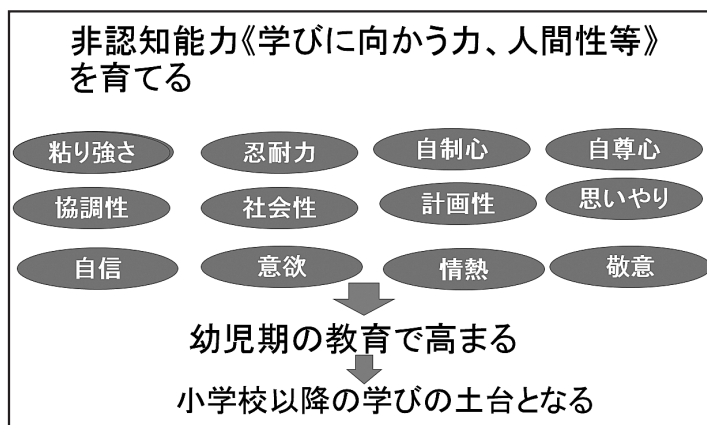
4 非認知能力を育てる

新教育要領の中で、非認知能力を育てることの大切さがクローズアップされている。

遊びの中で、目標や意欲をもち、粘り強く仲間と協調して取り組む中で培われる力、具体的には下記に示すような力である。自分を愛し、自信がもて、他の人を信頼し、人との関係をうまくもち、時には自分の気持ちを抑えたり、我慢しながら頑張ることができるといった人として生きていくた

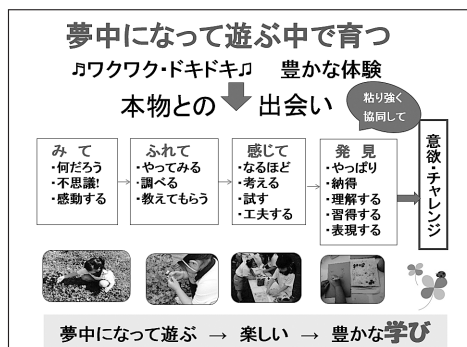
めの大切な力が非認知の力である。

非認知能力が豊かな子どもは、自分で計画をたて、興味をもって取り組み、試行錯誤を繰り返しながら良い方法を見つけ、自分のスキルを高めていくことができる。一人の力ではできないことも、みんなで協力し合って達成へと導くことができる。認知能力も自分の力でのばしていくことができる。こうして考えると非認知能力とは、自分の力で人生を切り開いていく力、即ち「生きる力」である。幼児の教育に携わる保育者は、知識を吸収させるだけでなく、子どもたちが自分の力で生き抜いていく力を育てることが大切である。そして、培われた力が小学校以降の教育へとつながっていくことを意識しながら指導していくことが重要となる。子どもたちの将来を見据え、長期目線で子どもたちを支えていくことが大切であると考え。



5 豊かな体験（遊び）を重視した教育

非認知能力は、幼稚園で子どもたちが夢中になって遊ぶ中で培われていくと考える。特に本物との出会いは、子どもたちの心を揺さぶる。先生や友達との関わりの中で、事物を見て、心を動かし、触れて、感じて、行動を起こす。考えたり、試したりして、知的好奇心を揺さぶり、発見する。やっぱりそうだったのかと納得し、さらにチャレンジをして遊びを広げていく。子どもたちは夢中で遊びに没頭する。その過程では、ワクワク・ドキドキ、おもしろいな、楽しいな、やってみたいと思う気持ちの高まりがみられその中には多くの学びが生まれている。非認知能力が高まり「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」も培われていくと考える。



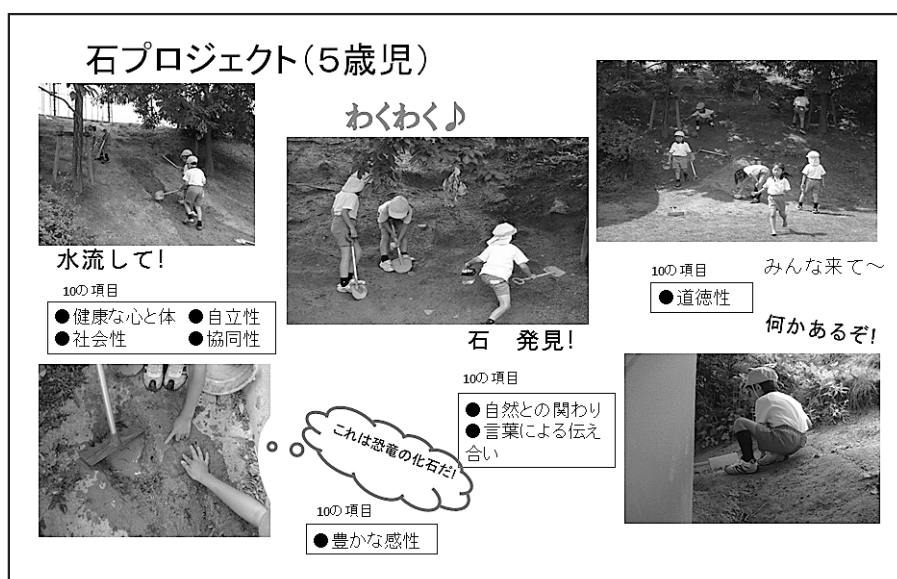
6 事例を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の項目について」探る

ここでは、幼稚園現場の子どもたちがどのように、10の姿や非認知能力などを身に付けていくのかを自身が幼稚園現場に関わっていた頃の保育の事例から述べる。

事例 「石と遊ぶ～化石発見!～」 5歳児 1学期

- ① 家庭で恐竜の図鑑を親子で楽しんだことがきっかけとなり、自発的な遊びの場で「恐竜の化石を探そう」と友達と一緒に石探しを始めた。「石発見」「水流して、掘りやすいから」と石を見付けては掘り出す。そのうち「化石発見!」「これは恐竜の化石だ」「ここはジュラシックワールドだ」等と言いながら、石を化石としてイメージし、石探しをはじめた。一生懸命に、そして集中して取り組む姿がみられた。遊びはしばらく続いた。

①の様子



- ② たくさん石を集めた子どもたちは、集めた石の数を数えたり、「大きいのは、ここに並べよ」「これはどう」「中くらいかな」「これは小さいな」と友達と一緒に比べたり、並べたりして石を分類し始めた。「ここ化石研究所にする?」「そうや!」「博士や」と憧れの人をイメージしながら楽しく遊びを広げていった。また「黒い石、白い石、茶色の石」と色の違いや「これ四角っぽいな」「これは丸いか」と形の違いで分類する姿がみられた。保育者が準備しておいた虫メガネで石を観察し「うーん、これは葉っぱの化石だ」「これは恐竜の骨」「この辺の形が骨みたいだね」等と石の模様からイメージしたことを言葉で伝え合う姿もみられた。「化石研究所」として遊びながら、数量・図形に関心をもったり、思ったこと考えたことを友達と伝え合ったりしながら遊びを広げていった。この遊びの中で、「学ぶこと・非認知能力・10の姿」がどのように培われているかを振り返ってみた。

学ぶこと	非認知能力	幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿
・いろいろな石があることに気付く ・数を数える ・大・中・小の大きさの違いを知る ・形の違いに気付く ・虫眼鏡の特徴や効用に気付く ・石の模様からイメージ力を広げる ・友達と一緒に、目的に向かって考えたり試したりすることの楽しさを感じる	・粘り強さ ・集中力 ・満足感 ・協調性・協同性 ・考えたり、工夫したりすることの楽しさ ・計画性 ・自信 ・意欲	・健康な心と体 ・自然との関わり ・思考力の芽生え ・数量・図形への関心・感覚 ・協同性 ・言葉による伝え合い ・豊かな感性と表現 ・道徳性

②の様子



- ③ 子どもたちの興味をさらに広げたいと考え、保育者は机の上に恐竜や化石の図鑑を出しておいた。興味のある子が集まり、本の内容を書き写したり、石の絵を描いたりして楽しみだした。化石に興味をもちながら文字への関心や表現活動にも繋がっていった。保育者は、子どもたちの気付きや発見、工夫に共感したり承認したりして意欲を引き出すように関わった。

学ぶこと	非認知能力	幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿
・石にはいろいろな模様があることに気付く ・図鑑見て、いろいろなことに気付く ・イメージしたことを自分の思いでデザインすることを楽しむ ・文字を読む ・文字を書く ・友達に刺激を受けながら自分もやってみようと意欲をもつ ・友達と一緒に、目的に向かって取り組む楽しさを感じる	・集中力 ・考えたり、工夫したりすることの楽しさ ・興味をもったことに最後まで取り組む粘り強さ ・文字が書ける喜び ・イメージを絵に表せる喜び ・自信 ・意欲	・健康な心と体 ・自然との関わり ・思考力の芽生え ・数量・図形・文字への関心・感覚 ・協同性 ・言葉による伝え合い ・豊かな感性と表現

③の様子



- ④ 子どもたちの興味をさらに広げたいと考えていたところ、教員が家庭から「アンモナイトの化石」を持ってきた。子どもたちは本物の化石に興味を示し、見たり触れたりしていた。いろいろな石を見て「これは、葉っぱの化石だ」などと学者になったようなつもりで発見を楽しみ、遊びを広げていった。その頃、福井県で小学生が1億年以上も前の化石を発見したというニュースが流れた。新聞記事を掲示し、その話を子どもたちに話すとさらに興味・関心を広げ1か月以上も遊びは続いた。子どもたちは、たくさん集まった石で、「セメントをつくって、石を

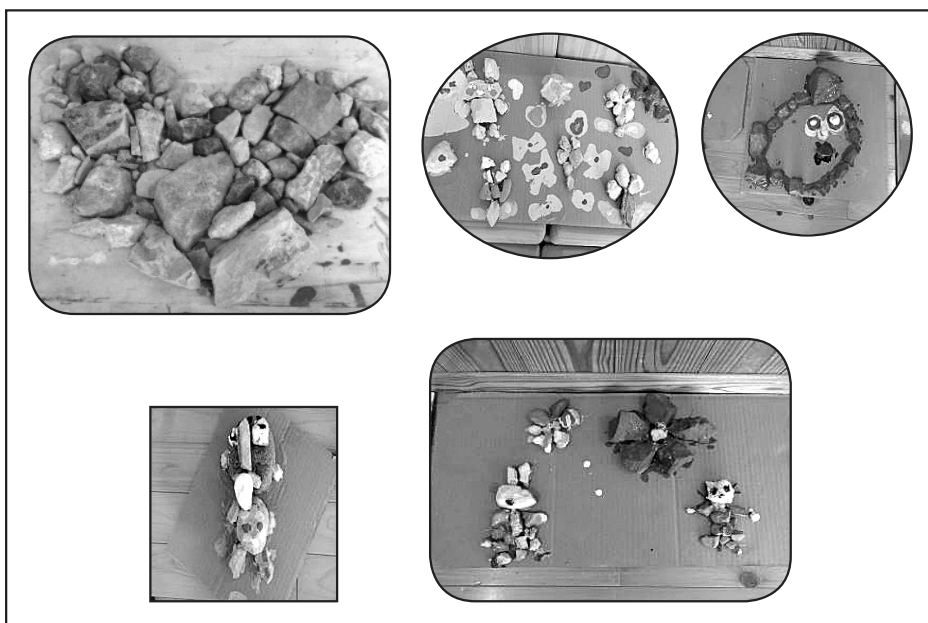
並べよう」と思いを広げていった。その姿を見て、保育者は「石アートを楽しませたい」という願いをもった。

④の様子



- ⑤ 1学期にたくさん集めた石。子どもたちの「セメントに並べる」と言った言葉から教師は石でアートを楽しませたいと考えた。ある日、貯めてあった石を使って遊びだしたので、段ボール紙を出した。子どもたちは友達と一緒に石を並べて遊び始めた。また、豊かな表現をイメージした保育者は、絵の具を提供した。子どもたちは互いの思いを伝え合いながらアートを楽しんだ。

⑤の様子 石アートに取り組む



幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

- ・数量や図形、文字などへの関心・感覚
- ・言葉による伝え合い
- ・豊かな感性と表現

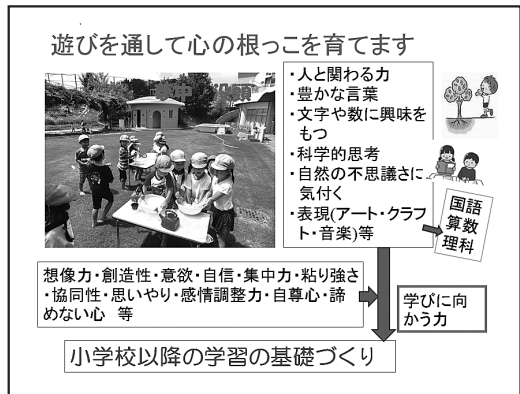
○石プロジェクトを通して感じたこと

大人にとっては「たかが石」しかし、子どもにとっては「されど石」。自分で見付けた大切な石。自分で考え、自分で決め、自分で遊びを創り出した時、子どもたちにとって石ころは宝石に生まれ変わった。この遊びを通して、次のようなことが考えられる。

- ・子どもがワクワクしながら取り組む。その中で学びは生まれる。
- ・主体的に、目標や意欲、興味関心をもち仲間と協力しながら粘り強く取り組む。この過程で学びに向かう姿勢が培われる。
- ・自分で決めて、自分でやる事が様々な学びを育んでいく。
- ・幼児期に、試行錯誤や興味や関心を追求することにより得た感覚や知恵・知識は、将来に向かう学びの根っことなる。

7 遊びを通して、学びに向かう力を育てる

遊びの中で子どもたちは「自ら環境に関わり」「主体的に」「夢中で」「熱中して」「没頭して」遊んでいる。新教育要領で大切にしようとしている「アクティブラーニング」を幼稚園では大切に、保障できるよう環境づくりに努めている。遊びの中で、夢中になって没頭している瞬間に子どもたちは伸びようとする芽を伸ばしている。そして、その中で小学校の国語や算数、理科につながるたくさんの学びを得ている。また、意欲や自尊心・やり遂げる力・感情を調整する力・人と関わる力・思考力・思いやりなど「目には見えない心の力」＝「非認知能力」も育んでいるのである。これらの育ちはその後の“生きる力”に大きな影響を及ぼすと考えている。毎日の遊びや体験を大切に、体験を通して、心の根っこをしっかりと育てていくことが保育者に求められる資質であると考えます。



8 保育養成校の学生に培ってほしい力

この事例からも考えられることとして、「非認知能力」や「幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿」は、子どもたちの主体的な遊びの中でこそ培われていくということである。その遊びを充実させるためには、子どもの傍らで援助する教師のガイドが重要となる。子どもたちとの日々関わる保育者が大切にしなければならないことを考察する。

○子どもが興味をもったことに取り組ませる。

○豊かな環境を用意する。～熱中できる遊びの環境があるか～

- ・子どもが「おもしろそう」と感じたり「やってみたいな」と関わりたくなるような素材を十分に用意する。
- ・図鑑や絵本を提示する。
- ・子どもの多様な感性を引き出す環境構成の工夫。それには、教師の感性や発想が重要となる。教師の感性・発想次第で遊びの質は大きく変わってくる。多くの選択肢を用意し、そこで子どもがどのように活動したかを観察し、振り返り、時には、同僚と話し合ったりしながら、保育者としての質を磨いていくことが大切である。

○子どもと保育者が対話する。

- ・一方的な指導や指示・提示でなく、子どもが発想を豊かにしたり、考えを深めたりできるように、対話することが大切である。

○小学校とのつながりを意識する。

- ・3歳児・4歳児・5歳児にふさわしい保育活動を通して「学びに向かう力」を育てていくことが大切である。
- ・特に5歳児では「目的に向かって遊んでいるか」「友達と協力して遊んでいるか」「集中して

遊んでいるか」「試行錯誤しているか」等を振り返り、遊びの充実に向かうことができるような教師の関わりが大切となってくる。

保育現場で保育者は、これらのことに留意しながら子どもと向き合っている。このような援助の在り方を学生たちが理解するためには、アクティブラーニングを用いた授業、即ち学生自身が主体的で対話的な深い学びを経験することが、子ども理解へと繋がるのではないかと考えた。

9 保育者としての専門性を育てるために

(1) 本校の教育実習は、2回生の6月（前期）と11月（後期）に4週間、計160時間の実地実習を体験している。実習前に実習課題についてアンケートを実施し、学生の意識調査をした。対象は2回生、55名である。アンケートの方法は、各項目の中から自分が課題とすることを選択し、その理由を自由記述するという方法を用いた。結果は、下記の通りである。

①アンケートの内容

a. 前期実習の課題（項目の中から選択する）

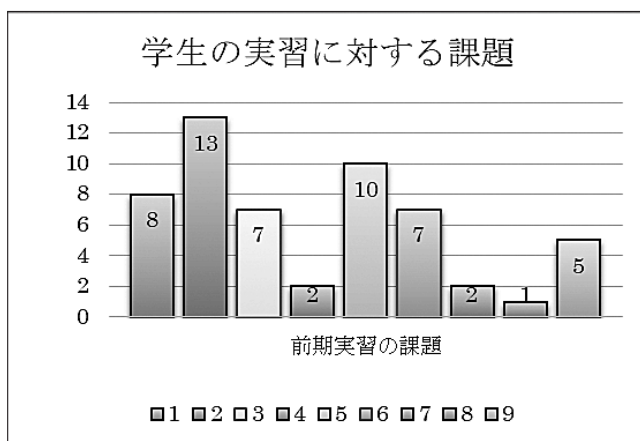
- 1 子どもの観察や関わりを通して3歳児から5歳児までの発達の様子を知る。
- 2 保育者の子どもへのかかわりや援助の仕方を学ぶ。
- 3 遊びを育てる環境構成や保育者の援助について学ぶ。
- 4 配慮を要する子どもへの関わり方を学ぶ。
- 5 トラブルやいざこざが起きた時の保育者の援助の仕方を学ぶ。
- 6 部分実習等を通して、保育技術を学ぶ。
- 7 指導案（部分実習・責任実習）の書き方を学ぶ。
- 8 子育て支援（預かり保育、保護者支援）等について学ぶ。
- 9 その他（ ）

b. なぜそのことを学びたいのか理由を書きましょう。

・自由記述とした。

②アンケートから考えられること

○内容 a 前期実習の課題



最も多い順に、「保育者の子どもへの関わりや援助の仕方について学ぶ」が13名、次いで「トラブル時の援助方法」が10名、「関わりを通して発達の様子を知る」が8名、「遊びを育てる環境構成と援助」「保育技術を学ぶ」が各7名「配慮を要する子への関わり方」「指導案の書き方」が各2名、「子育て支援」1名、その他（幼稚園ならではの教育を学びたい・保育所との違い・保護者への対応）5名という結果であった。

○内容、b なぜ学びたいのかについての学生の記述は下記の通りである。（一部抜粋）

1、保育者の子どもへのかかわりや援助の仕方を学ぶ
・座学とは違い、実際の場で経験できるので、先生方の姿や子どもへの関係をしっかりと観察し学びたい。 ・保育者の子どもへの関わりを観察し、発達の違う子どもたちへの援助を学びたい。 ・保育園とはまた違った援助の仕方があると思うから、どのような関わり方が子どもたちの成長につながるのかを知りたい。 ・保育所実習で子どものやる気を引き出す声掛けについて学ぶことができたので幼稚園ではどのような工夫をされているのかを知りたい。また遊びに繋がるような環境構成についても学びたい。
2、トラブルやいざごは起きた時の保育者の援助の仕方を学ぶ
・毎日トラブルは起こると思うが、その時どのように対処してよいかわからないから。 ・保育実習の際にトラブルの対応が分からなかった。子どもの気持ちを代弁することの大切さや難しさを感じた。気持ちに寄り添い、読み取ることができず後悔している。幼稚園で保育者の姿を観察し、学びたい。
3、子どもの観察や関わりを通して3歳児から5歳児までの発達の様子を知る
・子どもたちの年齢の発達の違いや、年齢にあわせた関わりについて学びを深めたい。 ・幼稚園ならではの保育者の子どもへの関わりを観察し、3歳児から5歳児までの発達の違いについて、また発達の違う子への援助をどのようにされているか学びたい。 ・保育所実習で0・1歳クラスに入ったので、3歳から5歳の子どもの発達の様子や遊びなどを観察し学びたい。

・同じクラスにいる子どもでも、年齢によって発達に差があったりするので一人ひとりに対する援助の在り方を学びたい。
4、遊びを育てる環境構成や保育者の援助について学びたい
・遊びを育てる環境構成は1つではないと思う。同じ遊びでも園によって環境構成の仕方は違うと思う。環境構成について幅広く学びたい。 ・子どもが「〇〇したい」と思った時「〇〇してみよう」と言って一緒に楽しく遊べる環境づくりができる保育者になりたいから。 ・幼児教育において環境構成がとても大切なことを学んだ。実際に子どもたちがどのように環境に関わり学んでいるのかを観察し学びたい。 ・子どもが遊びに興味をもち「やってみたい」と思えるような環境構成がどのようなものであるかを学びたい。 ・興味や意欲がもてるような声掛けなど様々な援助について学びたい。 ・何をするのにも環境構成は大事なので保育者や園の環境構成について学びたい。

学生たちは、遊びの環境構成や子どもへの援助の在り方が、子どもの育ちに大きく影響することを感じ、そのためにどのような保育方法があるのかを知ろうとしていることがわかった。このことを具体的に理解するために次のような授業を大切にした。

(2) アクティブラーニングを用いた授業の1方法として幼児の遊びの様子を記録したDVDや写真などを視聴し、それぞれが感じたことを記録し、それを用いてグループで話し合ったり、付箋に思いを書いて共通の考えをまとめたりなど、学生同士の思いを共有する時間を設け、まとめたことをプレゼンするという演習型の授業を行った。ここでは、いろいろな意見を聞くことで共通する思いや多様な意見に触れ、新たな気づきを得ることができた。子ども理解と教師の援助の在り方について学びを深める授業になった。



(3) 講義とともに、大切にしたいことは、学生が子どもの行為をどれだけ楽しめるかということである。子どもが遊びの中で考えたり、試したり、表現する姿や言葉や行動に「おもしろい」と感じるができるかどうかである。子どもを知るには自分が子どもの気持ちになって遊ぶ

ことが大切である。そこで、本学園内に位置する付属幼稚園の施設を借用して、「砂遊び・泡遊び」の遊び体験をした。ワクワクした気持ちで参加する学生もいれば、「えー遊ぶの？」と言う学生もいたが、遊んだあとの学生の表情は、生き生きとし、作った泥団子や泡スイーツを嬉しそうに学校まで持ち帰る様子もみられた。学生たちは、卒業と同時に「保育者」になる。保育の現場で、教師が担う役割は大きい。講義で、幼児理解や保育者の援助等を学んでいるが、そこで得た知識を自らが遊ぶことを通して実感してほしいと願い、主体性や対話性を重視したアクティブな授業方法を実施した。

事例 学生たちの「泥遊び・泡遊び」

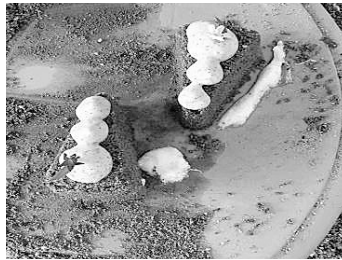
○環境は、子どもたちの遊び環境と同じように設定した。

環 境	学生遊びの様子
・砂場 ・泡遊びの材料・用具を準備しておく 園 庭 机 材料 水道 砂場 ・砂遊びでは、砂の感触を味わってほしいと願い、用具は数個のスコップと型抜きを出しておく。	【 砂場 】 ○山をつくる ・トンネルつくろうと数名の学生が集まり四方から素手でトンネルを掘る。砂の感触を味わいながらトンネル貫通すると穴の中で手を繋ぎ喜ぶ。「つながった～」 ・友達と協力して大きな山や深い池をつくる。 ・砂が苦手で傍観していた学生が、友達に誘われる。楽しそうな雰囲気に砂を触って遊びだす。   ○団子をつくる ・いくつも作って並べる。 ・大きな団子、小さな団子をつくる。 ・きれいな丸い団子をつくろうと一生懸命の様子。 ・「びかびかの泥団子つくろう」とさら砂をつけたりして挑戦する。学園のグラウンドに適した砂があると探しに行く姿もみられる。 ・三角の型抜きでケーキを作る。いくつも並べ砂ケーキの上にはなびらをのせてトッピングする。「かわいい」「おいしそう」と友達に認めてもらい喜ぶ。

・泡遊びの材料

固形石鹸、ボール、すりこぎ、おろし器、泡立て器、おたま、大小のカップ、スプーン、雑巾、絵の具

・バケツをひっくり返してホールケーキをつくる。飾りに細かい花びらを一面にのせ、見た目も美しいケーキができて喜ぶ。



【泡遊び】

・シャボン玉を飛ばして遊ぶ。しゃぼん玉の飛んでいく様子をみて喜んでいる。
・材料ワゴンから、容器やストロー、布などを選び、シャボン玉の吹き口を作る。液をつけて吹くと泡ブクのシャボン玉がどんどん出てきて喜ぶ。

・石鹸をおろし金でおろし細かくする。細かくなった石鹸をボールに入れ泡立て器で攪拌する。「わー」「おもしろい」「トロトロ」「見て～」と子どものように喜ぶ。

・「もっと細かくしよう」と試行錯誤を楽しむ。

・できた泡をカップに入れる。「ソフトクリーム」「アイス」と友達に伝える。



・活動の様子に応じて絵の具を出す。

・砂でケーキを作っている友達にできた泡を届け、ケーキのトッピングにする。「生クリーム!」「美味しそう!」

・絵の具をみつけ加える。黄色や水色の泡ができ、とても喜んで試して遊ぶ。



遊び体験の授業後、砂遊びと泡遊びをした感想を求めた。

感想①【砂遊び】

- 久しぶりに泥団子をつくって何よりも楽しかったというのが一番です。砂でお城をつくったりして、とても集中して取り組みました。
- 砂遊びは、子どもが想像するものが具現化しやすく、想像力が養われると思いました。
- 初めて、砂遊びで泥団子をつくりました。はじめは作り方がわからず、一生懸命に砂を握っているだけでしたが、周りにいた友達がそれを見ていたのか、作り方を教えに来てくれました。とても嬉しかったです。また、その友達と砂遊びを通して話したり、一緒に作ったりして親交を深めることができました。砂遊びでは、視覚や触覚、聴覚などの五感を刺激します。また、想像力や社会性、協調性も学ぶことができますと思います。
- 泥団子遊びは久しぶりでとても楽しかったです。私は幼稚園の砂場の砂以外に、校庭の砂を使うなど工夫して泥団子をつくりました。雨の後ということもあり、乾いた砂が少なかったため十分に遊ぶことができず、環境を整えることの大切さを実際に遊んで改めて感じました。周りの人とあっち、こっちと砂を探してまわり、たくさん話をすることができました。できた団子を人に見せて、褒めてもらい嬉しかったです。砂遊びの中で、考えたり工夫することや、教え合い、相談すること、そして、完成して褒めてもらった時の達成感などたくさんの学びがあると感じました。
- 私は、小さい頃から汚れることが好きではなく、砂に触れることにも抵抗がありました。でも皆が楽しそうに遊んでいる姿を見て、「汚れてもいいや」という気持ちになりました。大人の私でも人が楽しんでいるのを見て楽しそうと思うことができたので、私と同じような気持ちの子どもがいても、周りの楽しそうな雰囲気を感じたら一緒に遊ぶことができるのではないかと思います。

感想②【泡遊び】

- 泡遊びを今までしたことがなく「こんなに楽しいものなのか」と感動しました。始めは触ることに抵抗があったので、皆が楽しそうに遊んでいる姿をみて自分も触ることができました。子どももこういう気持ちなのだと思います。また、私たちが泡遊びをしている間に、色をつけたいという要望が出てきました。すると先生が絵の具を出してくれたことが環境づくりの工夫だと思いました。始めから出すのではなく、子どもが想像して、やりたいことを自分から考えることが大事で保育士はその要望に応えられるよう用具を十分に準備しておくことが大切だと思います。
- 泡遊びでは、みんなが作っているのを見てから作り始めました。きれいに色がついたり、泡立ったりすることに疑問を抱いていましたが、いざ実際に自分たちで作ってみると、液を混ぜることでどんどん泡立っていき、少し色を加えることできれいな色をつくることができました。また、色々な色を少しずつ混ぜると色が変わっていき、色彩を楽しく覚えるのに良い方法だと思いました。
- シャボン玉遊びではどのように吹いたらシャボン玉がたくさんできるのか、1回吹く量でどれ

だけとばし続けられるのかななどを考えながら遊んでいました。子どもたちが遊ぶ時に、私と同じように色々なことを考えながら遊んでいるのだと感ずることができました。またシャボン玉が宙に浮いている光景がとてもきれいでみとれました。このような光景を見て、子どもたちの豊かな感性が育まれるのではないかと感じました。

- この遊びで初めて石鹸を削りました。固形石鹸を手でこするとヌメヌメして泡ができるのに、削るとサラサラしていて新しい発見ができました。また、その削った粉に水を加えるとモコモコの泡ができました。水の量によっても泡の弾力が違い、それをかき混ぜる速さや時間でも変化がありました。色を加えるととてもきれいでした。
- 周りの人を見ていると様々な遊び方があり、環境が整っているからこそ遊びが発展するのだと改めて感じました。
- 泡遊びをしていた子が手いっぱい泡をつけて握手するように握ってきて、私は遊びに参加しました。自然に遊びに参加するきっかけになりました。周りの人を見ると手と手を握って泡を付け合ったり、においを一緒に嗅いだりして楽しんでいました。泡遊びの中で子どもたちは、協力して泡をつくる協調性、社会性や想像力、色や匂いなどを感じる五感、不思議に思う気持ちなどを学ぶことができると考えます。
- 砂を掘って水を貯め、泡を入れて泡風呂をつくりました。中には入れませんでしたが、子どもだったら裸足で入ってみたりするのかなと思いました。道具や材料がたくさんあることで様々なものが想像でき、やってみたいという気持ちがわきました。子どもたちは私たち以上に発想力があるので実際に関わるのが楽しみです。全員で片付けまでしっかりできたので良かったと思います。

(4) 体験的授業を通して学生が学んだこと

どれだけ遊びを楽しめるか疑問であったが、学生たちは、遊びそのものの行為をおもしろがり、子どもの気持ちになって遊びを広げていった。

- 自分が遊ぶことを通して、「子どもも私と同じようにいろいろなことを考えながら遊んでいるのだろうか」「(泡風呂の中に) 子どもだったら裸足で入ってみたりするのかな」「皆が楽しそうに遊んでいる姿をみて自分も触ることができた。子どももこういう気持ちなのかな」等、「子どもだったらどうするか」と子どもに思いを馳せ、子どもの気持ちに近づこうとする姿がみられた。
- 遊びの中で「友達が作り方を教えてくれた」「友達と一緒に考えた」「友達の姿を見て心が動いた」「手をつないだことがきっかけで遊びに参加した」等、遊びの中で友達と互いに支え合い影響し合って人は育っていくことを学んだ。
- 想像力・創造力・社会性・協調性・五感力・発想力等が育つことを自らが遊ぶことを通して体験的に学んでいた。
- 子どもの主体性を育むためには、環境構成や保育者の援助の在り方が重要であることに気付いた。
 - ・泥団子づくりには、乾いた砂が必要である。当日は雨上がりのため学園内を歩き回り乾い

た砂を探した。

- ・材料や道具がたくさんあることで様々なものが想像でき、やってみたいという気持ちがわいた。
- ・周りの人たちを見ていると、様々な遊び方があり、環境が整っているからこそ遊びが発展することに気付いた。
- ・泡遊びの途中で、先生が絵の具を出してくれたことが環境の工夫だと思った。子どもの要望に応えられるように用具を準備しておくことが大切である。

10 まとめ

今回、学生の主体性や対話性を大切にしたいと願い、アクティブな授業を行った。遊び体験で、学生の様子を見ていると実に楽しそうで、構成された環境に心を動かし、自ら関わり、主体的に遊ぶ姿がみられた。その遊びの過程をみていると、園・所で子どもたちが遊びに取り組む過程と同じようなことを体験していた。保育を志す学生たちは、遊び心がある。顔に泥や泡がついていても平気で夢中になって遊んでいる。「楽しい」「おもしろい」という声も多数聞かれた。自分が楽しいから子どもの遊びをみても楽しめるだろうし、おもしろがれるのだと思う。アクティブな授業の中で体験したことが、子どもを理解することや保育者の援助の在り方を知ることに関がると学生の取り組みから感じた。

参考文献

- ・文部科学省、幼稚園教育要領（平成30年4月公示）
- ・文部科学省、教育課程企画特別部会学習指導要領の改訂に向けた方針（2015年8月）
- ・文部科学省 幼稚園教育要領と保育所保育指針に関する中間まとめ骨子（案）
- ・文部科学省 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会用幼稚園教育専門部会 現代諸課題を踏まえた教育内容の見直し 無藤 隆
- ・GaKKen あそびから学びが生まれる動的環境デザイン 大豆生田 啓友編集
- ・GaKKen こども・保育・人間 汐見 稔幸著

ピアノ初心者の基礎と感性を育てる指導の研究

— 保育者養成校での授業を通して —

A Study of Teaching the Basics and Sensitivity for Piano Beginners:
Through a Teaching Experience at Training School for Nursery Teachers

西 田 晴 香
Haruka NISHIDA

【要旨】

幼少期の習い事でピアノを始めた人の多くは、基礎を学ぶためにバイエルピアノ教則本やブルグミュラー25の練習曲などを通過していく。幼稚園教諭や保育士を志し、大人になってからピアノを始めた人もまた同じである。本稿では、初心者が練習の過程で陥りやすい問題点を挙げ、保育者養成校にて扱うことの多いバイエルピアノ教則本や幼児の歌曲を中心に、具体的な指導方法について考察する。

更に、幼児教育において、保育者自身が音楽を心から感じて表現することが幼児の創造性の発展に貢献することを示し、まだ技術的に未熟な段階の学生であっても豊かな音楽表現を目指すことが重要であると述べた。

キーワード：ピアノ初心者、基礎、感性、表現、幼児教育

I. はじめに

保育者養成校では、初心者の学生にはバイエルピアノ教則本（以下、バイエル）を用いて指導している。しかし彼らにとっては容易な教材ではないようで、「保育の現場でバイエルを弾くわけではないのに何故練習をしないといけないのか。」「幼児の曲の弾き歌いは楽しいけれど、バイエルは面白くない。」といった声を耳にする。どこかで聴いたことがあり、口ずさんだことのある流行りの歌とは違い、聴いたこともない教則本の曲には親しみを感じにくいようである。

初心者が知らない曲に出会い、譜読みをする時に楽しさを見出せないのは、技術的な問題に阻まれるせいで音楽を感じる力が存分に発揮できていないからではないだろうか。指導者はこの足りていない部分を補わせ、視野を広げるよう導いていく必要がある。学生たちはやがて保育者となり、幼児たちの生涯にわたる人格形成の基礎を培わねばならない。幼児が音楽を通して豊かな感性と表現を育むことは、生きる力の基礎を養うことへと繋がる（文部科学省、2017）。従って、幼児教育に携わる者にとって感性や表現力は必要不可欠な能力であるといえる。

バイエルを練習することによって楽譜の読み方を学び、基本的なテクニックを習得する意図があるのは言うまでもないが、ただ闇雲に一言一音を追いかけていくのではなく、感性を磨き、より効

果的な学びとなるような指導方法を検討したい。

Ⅱ. 初心者の学習における課題や対策

ここでは、実際の授業を通して散見された、初心者が陥りやすい問題を3つ例に挙げ、基礎の力を向上させる術を考察する。

①へ音記号に対する苦手意識の克服

バイエルを学び始めたばかりの学生が、自分の力で譜読みを進める中で躓きやすいのがへ音記号である。ト音記号の楽譜を見ながら左手を中央のドレミファソに、そして右手を1オクターブ高いほうのドレミファソに置き、両手で弾くことにやっと慣れてきた頃に、へ音記号が登場する。バイエルでは54番で初めてへ音記号が用いられ、譜例1のように55番では第4小節目で左手のポジションが移動する際に、いきなりト音記号からへ音記号になってしまう。初心者にとってはドミソの和音からソシレの和音に移動するだけでも困難であり、また第7小節のようにオクターブの音程に指を広げる動きも不慣れであるのに、曲の途中で音部記号が変わることによって更なる混乱を招いてしまうのは致し方無いだろう。



譜例1 バイエル55番 第1-13小節

楽譜を読むことと鍵盤を弾くことを分離した作業として行うことは、旋律やフレーズをまとまりで把握することへの大きな妨げとなる。従って、早い段階からへ音記号を伴った大譜表の読み取りを定着させ、鍵盤上での指の動きに対応させる必要がある（難波, 村田, 2005）。へ音記号に苦手意識を持ってしまう学生には、導入教材を取り入れるのも一つの解決策ではないだろうか。幼児へのピアノ指導で使用することの多い『バーナムピアノテクニック ミニブック』を例に挙げよう。



譜例2 『バーナムピアノテクニック ミニブック』より グループ2-1

譜例2ではまず、一音目のドが左右どちらも同じ高さのドであることを認識させる。そして中央のドから順番に音を広げていくことにより、へ音記号に馴染んでいけるよう工夫がされている。このメソッドはアメリカでは主流であり、実際に筆者も幼児にピアノを指導する際、初期の段階からこの手法の教材を併用したことで、へ音記号に抵抗なく進むことができた経験がある。

②和声を理解することの重要性

初歩のうちから和声感を身につけることで、次に来る和音を多少でも予測できるようになり、曲の流れが掴みやすくなると考える。バイエルは大半がⅠの和音、Ⅳの和音、そしてⅤやⅤ7の和音で構成されている。これらの主要三和音を正しく習得していれば、どのような伴奏型であったとしても鍵盤の上で音の一つずつ探さずに自然と指を広げることが出来るようになる。

譜例3 バイエル72番

例えば、譜例3のバイエル72番の中間部では、右手も左手もソドミとソシレの和音を交互に演奏するのだが、左右の音型が違うため、一音ずつ音を数えながら譜読みをしてしまう人は気が付いていない場合が多い。そういった初心者の視野を広げるためにも、簡単なカデンツや和音の転回型を練習することは重要である。授業では、バイエルの中から抜粋してハ長調、ト長調、ニ長調、イ長調、イ短調、ヘ長調の曲を中心に扱っているが、新しい調が出てきた際には、その都度カデンツ練習や和音の分析を取り入れていきたい。初歩のうちから和音への理解を深めておくことで、自然な音楽の流れを感じられるようになり、バイエル終了後に進むブルグミュラー 25の練習曲（以下、ブルグミュラー）にも活かすことができる。

La bergeronnette

せきれい

Allegretto (♩-120~126)



譜例4 ブルグミュラー 25の練習曲 第11番「せきれい」 第1 - 6小節

譜例4のブルグミュラーの第11番「せきれい」の冒頭の2小節間は、両手で分散和音を弾かなければならない。この2小節間をひといきに軽いタッチで弾くためには、ドミソの和音を転回しているということを念頭に置いて練習しなければならない。

本学では90分間の授業で5名前後のレッスンをしており、限られた時間の中でソルフェージュを習得させることは容易ではないが、今後の課題である。基本的な和声が理解できれば、読譜能力や初見能力が向上するだけでなく、少し難しい幼児歌曲やコード譜に出会ったとしても適切な伴奏をつけて演奏することが可能となる。

③正しいリズムの指導

保育の現場では、日本の童謡だけではなく流行りのポップスの曲を弾き、歌うこともあるだろう。正しいリズムや一定の拍子感に乗って演奏することが難しい初心者にとって、複雑なリズムや速いテンポの曲は難易度が高い。筆者は、初心者にはリズムを指導する際には必ずリズム読みを行うようにしている。また、視覚的に音価を学ぶために、写真1のようなリズムブロックを用いることも有効である。実際にブロックを指差しながら、全音符は「たーあーあーあー」、4分音符は「たん」などと声に出してみることは、リズムの感覚を養う手助けとなる。

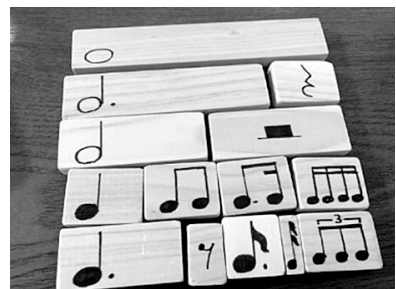


写真1 リズムブロック

リズムが苦手な学生の多くは、通称スキップのリズムやタッカのリズムと呼ばれる付点8分音符と16分音符からなる音型に苦戦しているように見受けられる。バイエルでは88番でこのリズムが初めて出てくるが、88番で学習するより先に幼児の歌曲や実習の課題曲で出てきてしまうこともしばしばである。幼児の歌曲では「おつかいありさん」や「かわいいかくれんぼ」などでリズムに乗りきれず、ややぎこちない演奏になってしまうことがよくある。また、8分音符と、付点8分音符や16分音符との区別がついていない演奏も非常に多い。以下に、幼児が昼食時に歌う定番の曲である「おべんとう」を例に挙げる。

おべんとう

●作詞／天野 蝶 ●作曲／一宮道子

♩ = 120

1 お べ ん と
2 お べ ん と

お べ ん と う れ し い な お て て も き れ い に
お べ ん と う れ し い な な ん で も た べ ま は

な り ま し た み ん な そ ろ っ て ご あ い さ つ
よ く か ん で み ん な す ん だ ら ご あ い さ つ

譜例5 「おべんとう」

この曲は、1拍目がスキップのリズムで2拍目が8分音符となるのだが、2拍目もスキップのリズムで弾いてしまう事例が多い。同音連打があるために指のコントロールがきかなかったり、聴き覚えていた記憶が違っていたり、様々な理由があると推察される。この間違いを正すために、リズム読みの指導では「たあんたタツタツ」と読ませている。一般的に8分音符は「タタ」と言われるが、この曲の場合は付点8分音符との違いを明確にするために「タツタツ」としている。それでも難しいようであれば、「かたつむり」の冒頭の「でーんでん むーしむし」と同じリズムだと伝えたと理解できた学生もいた。指導者は、各々の理解度に合わせた適切な伝え方を探る必要がある。

リズムの感覚を掴み、頭で考えなくても自然に演奏できるようになるためには相当な練習が必要であるが、学生には保育者として子どもたちに正しい歌を伝えるという責任と自覚を持って取り組んでもらいたい。

III. 音楽の楽しさを感じて表現するために

Ⅱで述べた通り、初心者学生は音部記号の変化による譜読みの難しさや、和声及びリズムの理解に苦戦する傾向がある。しかし、これらの技術的な問題に捉われて、音楽において最も重要な“表現”を見失わないようにしたい。聴こえる音に色彩を感じ、表情豊かに演奏することこそ、本当の音楽の楽しみなのである。幼児教育においては、幼児の感性や表現力を育み、創造性を豊かにすることが重要とされており、教師自身にもまた、幼児と感動を共にできる豊かな感性が求められている。

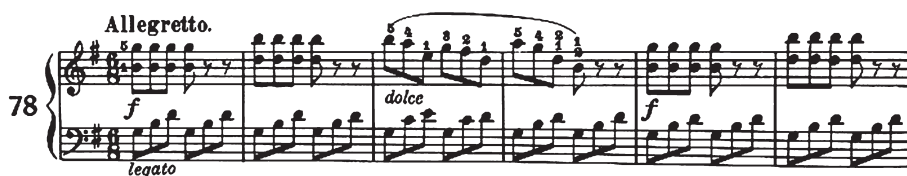
る（文部科学省、2018）。将来、幼児教育者となる学生たちが感性を養い、表現力を身につけるためにも、バイエルの練習は有効である。

ここからは、強弱記号や発想記号を中心に表現力を伸ばすための指導について考察する。初心者の中には、音を鳴らすのに精一杯でこれらの記号が見えていない者も多いが、仮に強弱記号に気が付いたとしても、フォルテ（以下、*f*）と書いてあるから大きく、ピアノ（以下、*p*）と書いてあるから小さく、というふうに書かれた音量にしか配慮が行き届いていない場合が多い。しかし、絵本の読み聞かせでは声色を変えながら読み上げるのと同じように、音楽にも勇敢な *f* や怒った *f*、かわいらしい *p* や悲しい *p* など、様々な表情がある。バイエルには歌詞が付いているわけでもなく、またブルグミュラーのように標題があるわけでもないが、曲のイメージを膨らませながら、どのような弾き方がふさわしいかと問いかけ、学生の表現力を引き出すよう指導したい。たとえ初心者でも、耳で聴き、心で感じることは、経験者と同じようにできる。以下に、バイエルの中から60番、78番、90番の3曲を例に挙げる。



譜例5 バイエル60番 第1-16小節

60番の段階ではまだ音階や調性を学ぶ前であるが、実際に弾いてみせると、「途中で音が高くなって、まだ戻った」や「最初と最後は暗かったが、真ん中は明るい音がした」などといった感想を聞くことができ、短調と長調の違いを耳で理解している様子が見て取れた。このように調性の違いを体感させた上で、曲中で *mf*（メゾ・フォルテ）から *f* に変化する理由は、短調から長調に移り変わるからだと説明すると、強弱記号に音量以外の意味を見出すことができた。



譜例6 バイエル78番 第1-6小節

譜例6の78番では、2小節ごとの小さなまとまりで音色を変化させることが求められる。この *f* と *dolce*（ドルチェ。柔らかく、の意。）の表現についてはよく、2人の登場人物に例えて想像させている。すると、*f* は元気に飛び跳ねているイメージ、*dolce* は優しい歌声のイメージ、など各々が自由な発想で表現できるようになる。また、*f* の部分の右手の奏法について、*staccato*（スタッカート。短く切る、の意。）の指示はないが弾むように弾くべきだと指示し、その際に、和音の連打であることや、左手にのみ敢えて *legato*（レガート。なめらかに、の意。）と記譜されていることなどの根拠を説明するようにしている。強弱記号や発想記号が書かれているのには理由があり、短絡的に弾き方を変えるのではなく、なぜそのような表現方法が求められるのかを考えて表情豊かに演奏するべきである。

marcato（マルカート）これは *legato* と *staccato* との間くらいに、音を一つずついくぶん切るようなつもりで、はっきりとひく韻路です。

譜例7 バイエル90番 第1-12小節

譜例7の90番も78番と同様に、第1小節から第8小節までに異なった性格のメロディが2つ登場する。決してただの強弱とならないよう、イメージを持って演奏することが望ましい。

加えてこの曲は、第9小節から左手にホルン5度が現れる点も興味深い。ブルグミュラーの第9番「狩（かり）」にも同じことが言える。ホルン5度とは、上のパートがドレミ、下のパートがミソドなどといった動きをした際に現れる5度の響きのことをいう。バイエル90番のこの箇所は、ホルン5度の響きを明確にするために左手に *marcato*（マルカート。はっきりと、の意。）と記譜されているのだと推察される。また、ホルンは周知の通り右後方にベルが向いた金管楽器であり、もとは中世ヨーロッパで狩猟へ出かける際に持って行った楽器が起源であるといわれている。左手で馬の手綱を握り、右肩にホルンを担ぎ、獲物を見つけた時には楽器を吹いて後方の仲間に合図をしたという背景から、クラシック音楽ではホルン5度の響きは、狩りや森の情景を暗示させるものとなった。このような、楽譜に書かれていない知識や物語を心得た上で曲に取り組むことも大切であろう。そうすることで曲に対して興味関心がわき、より生き生きとしたものに感じられるはずだ。

初心者にとって、技術的な問題を乗り越えて音楽表現まで辿り着くことは難しいと予想されるが、単に技術に捉われて機械的な演奏とならないためにも、心で感じることを常に忘れてはいけない。

IV. おわりに

幼児たちは、幼稚園や保育園の先生がピアノを弾いて歌ってくれることを、いつも楽しみにしている。その先生自身がピアノに楽しみを感じられていないとすれば、子どもたちに本当の音楽のよろこびを伝えることができるだろうか。年齢や経験の有無に関係なく、音楽を楽しむ感性は人生を豊かにする一助となる。指導者となる者はそのことを心に留め、新しい世代へ継承していかなければならない。

本稿では、保育者養成校で学ぶ初心者对学生に対して、問題を軽減し、音楽の楽しみを見出す具体的な指導方法を検討した。2年間の学生生活の中で、全くの初心者から保育のプロとしての実力をつけるのでは容易なことではなく、日々の練習が重要であるのは明らかである。しかし、教材のねらいを理解することなく練習を重ねても、伸び方にはやがて限界が訪れる。技術的に困難な箇所にも、理解するのが難しい箇所にも、必ず理由がある。何故できないのか、何故わからないのか、どうやったら解決できるのか、常に学生に問いかけながら興味関心を引き出す指導方法を今後も研究していきたい。

引用文献

- Beyer, F、1955、標準バイエルピアノ教則本、全音楽譜出版社、p.40、p.42、p.49、p.52、p.61
Burgmüller, J.F.F.、1955、ブルグミュラー 25の練習曲、全音楽譜出版社、pp.20～21、p.23
Burnum, Edna-Mae、1991、バーナムピアノテクニック ミニブック、全音楽譜出版社、p.14
文部科学省、2017、幼稚園教育要領（平成29年3月告示）、pp.3～5
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/04/24/1384661_3_2.pdf（2020年12月28日閲覧）
文部科学省、2018、幼稚園教育要領解説（平成30年2月）、pp.223～237
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/04/23/1401777_001.pdf（2020年12月28日閲覧）
難波正明、村田睦美、2005、導入期のピアノ教材に関する一考察 ―大譜表の問題を中心に―
京都女子大学発達教育学部紀要第1号 pp.129～144
2013、保育の四季 幼児の歌110曲集、株式会社エー・ティー・エヌ、p.12

幼児期に多様な動きを経験するための運動プログラムの検討

— 保育者養成校の授業実践報告として —

Examining an exercise program to experience diverse movements in early childhood
Report of the school lesson for childcare training school

濱 野 ゆうり
Juri HAMANO

【要旨】

本研究は、保育者をめざす専門学校生が、幼児期における心身の発達に多様な運動経験が望ましいことの理論的根拠と実証データを理解した上で、多様な動きを経験するための運動プログラムを企画する教育実践の検討である。学生は、基本となる動作を含めた13項目の動作を、20分間に数種類体験できるプログラムを作成し、自身が保育者役となり模擬保育を実践。その後のグループワークで、プログラムの振り返りと実践者の自己課題を明確化した。

運動プログラムにリストアップした動きを量的に取り入れる試みは、多様な動きを意識化、可視化できた。また、先行研究において自由遊びでは見られない動きとしてあげられていた動作を体験できるプログラムが立案できた。この授業実践は、学生が主体的に問題を発見し、解を見出していく能動的学修、主体的・対話的で深い学びを目指す試みとして位置づけ、学習過程を豊かに確保するように努めた。結果として、学生の成長にとって効果的であるのは、領域横断的な学びが必要であることが示唆された。

幼児期 多様な動き 運動プログラム 保育者養成 主体的・対話的で深い学び

I はじめに

令和2年10月「令和元年度体力・運動能力調査の結果」がスポーツ庁から報道発表された。その中から、2つのデータを紹介したい。「幼児期に外遊びをよくしていた小学生は、日常的に運動し、体力も高い」。これは、現在、10歳（小学5年生）の児童において、入学前の外遊びの実施頻度が高いほど、運動・スポーツ実施頻度の高い者の割合が多いことから、幼児期の外遊びが非常に重要であることを示している。対象12～19歳の調査では、日常的に、運動・スポーツを実施している青少年期の子どもの多くは、なんでも最後までやり遂げたいと思っている」。男女ともに「達成意欲（なんでも最後までやり遂げたいと思う）」を強く持つ者ほど体力合計点が高かった。これらの調査項目は、平成28年度調査から追加されており、体力・運動能力、または運動習慣との関係について分析している。調査カテゴリーは、「スポーツの多面的な価値」としており、運動が子どもの成長にどのような影響を与えるかを別の切り口でみせるという点でとても興味深い。「運動は体に

良い影響を及ぼすもの」とステレオタイプで思い込まされたとしても、老若男女、運動好きにはならない。自分にとって本当に必要な事（もの）へは、自らが自然のままに欲していくだろう。運動が脳を含めた体に及ぼす様々な影響をわかりやすく丁寧にひも解いていけば、本当に必要なものであるかどうかの判断材料となる。幼児期に外遊びが必要な理由、運動の多面的な価値について、このようなデータを根拠として発信した意味は大きい。そして、保育士・幼稚園教諭養成課程の学生にとっても、「運動遊び（運動）が体に及ぼす影響」を理論的根拠から総合的に理解していくことが大切である。前述した「令和元年度体力・運動能力調査の結果」（スポーツ庁, 2019）には、運動する子どもとそうでない子どもの二極化や子どもの体力の低下など依然深刻な問題も含まれている。科学技術の進歩による生活全般の利便性ととも、都市化による空き地などの遊び場の減少、少子化による遊び時間の減少、塾や習い事による生活時間の変化、子どもの遊びの変化などにより、子どもが思い切り体を動かして遊ぶ機会は、減少の一途をたどっている。子どもの体力低下の直接的な原因について中村（2009）は、「基本的な動作の未習得」と「運動量の減少」であると報告している。幼児期に必要な動作の習得と運動量の確保は急務となっている。

こうした背景の中、文部科学省は、2012年3月『幼児期運動指針』を策定した。そのポイントのひとつとして「多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること」をあげている。ガラヒュー（1999）も述べているように、幼児期に多様な運動パターンを身につけながら運動コントロール能力を高めることは重要であり、運動経験が不足したり偏ったりして運動コントロール能力の発達が阻害されると運動不器用になり大きくなってからの運動学習を阻害する。この時期の多様な動きの経験は、多様な動きを獲得・洗練させると共に、幼児期の体力を総合的に高めるように働く（杉原 2000）と考えられている。2018年4月より幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され本格実施となった。すべてに共通する考え方として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（文部科学省 2017）（厚生労働省 2017）（内閣府・文部科学省・厚生労働省 2017）の中では、「いろいろな場面に応じて体の諸部位を十分に動かし進んで運動することになること」が位置付けられている。

本研究では、保育者をめざす専門学校生が、幼児期に多様な動きを経験するための運動プログラムを立案する取り組みを行った。先行研究として、小林ら（2017）は、保育者養成校の大学生や短大生が、自然の家周辺地域を使用した野外の様々なアクティビティコースを利用し、グループで運動遊びを企画する実践を行い、ふだんの保育の中では経験しにくい様々な動きを取り入れようとした学生の視点を確認している。坂口（2018）は、保育者をめざす学生が「多様な動きが生まれるような運動遊び」をテーマに立案した結果、「移動系の動きを積極的に取り入れる傾向があり、姿勢制御運動や物体操作運動の組み合わせやこれら3種全ての組み合わせ運動を選択しない傾向にあった」と報告している。また、湯浅ら（2020）は、教員養成（小学校・幼稚園教諭・保育士）課程の実習未経験の大学生を対象として「①多様な動きができること、②自分たちの準備運動として体ほぐしや心の解放を促すことができるもの」という条件を提示し、20分程度の運動遊びの学生教材づくりを実施した。学生教材から「基本的な動きのパターン」を抽出した結果、19種類の動きが確認されたが、「幼児が経験できる動きの種類が少ないこと」、「そのことが原因で動きが単調になり、運動遊びの質や量に影響を及ぼすことが考えられる」としている。これらの先行研究では、企画の

時点で「多様な動き」をテーマにすることを明言したが、具体的な動きの指定は行わなかった。本研究では、学生が運動プログラムを作成する際、現代の子ども達に必要な、もしくは必要であるが経験しにくい基本的運動動作を選べるようにし、移動系、平衡系、操作系の動作を偏らず数種類取り入れるように指定した。一回（20分）の運動プログラムで、意図的に多様な動きを経験できるように企画し、自らが保育者役として模擬保育を実践した。その後、グループワークで、振り返りを行うことで、学生自身が主体的に運動プログラムを再検討し、様々な視点での考え方を学び、課題の認識を深めることを目的とした。

Ⅱ 研究の方法

1. 対象

本研究の対象者は、保育士資格、幼稚園教員養成課程に所属する専門学校2回生56名であった。調査対象者は、1回生後期に保育園実習を2週間、児童養護施設実習80時間を経験している。2回生前期に幼稚園実習2週間を予定していたが、感染症が流行したことによって中止、延期となった。全員が保育士資格と幼稚園教諭の免許取得を目指しており、卒業後も、保育士資格、教員免許を実用できる職種を希望している。

2. 模擬保育実践方法

対象学生は、2020年9月3日～2021年1月21日まで（途中、幼稚園実習2週間×2回の期間は休講）の後期授業において、模擬保育の実施時間を20分とする指導案（以下、運動プログラムという）を作成し、模擬保育を実施した。

運動プログラム作成の事前指導として、「幼児期までに獲得させたい体育カリキュラムの作成」体育カリキュラム作成小委員会, 1980]に提示された『3つの基本の動き：84種類の基本的運動動作』を紹介し、現代の子どもに経験させたい動作について、意見交換した。その際、次の5点を資料とした。①1985年の幼児と今日の幼児との基本的動作様式の比較（中村和彦ら, 2011）②幼児における基本的な動きの種類と出現頻度について（真砂, 2018）③多様な動きの獲得を目指した運動プログラムの検討（川口ら 2020）④幼少期の軽運動がもつ体育的意義：脳への作用と抗ストレス効果の発現（征矢, 2012）⑤子どもの体力向上のためのとりくみハンドブック（文部科学省, 2012）。これらを参考に、平衡系・移動系・操作系の3つの基本の動き（以下、3つのカテゴリーという）13項目の基本的運動動作を選んだ。（表1）学生が立案する運動プログラムには、2つ以上のカテゴリーから、複数の動きを取り入れるという条件を提示した。

表 1 学生が選んだ3つの基本の動き：13項目の基本的運動動作

3つの基本の動き (3つのカテゴリー)	13項目の基本的運動動作
平衡系の動き	①わたる うく もぐる ②すわる しゃがむ たつ たちあがる ③ころがる まわる さかさまになる ぶらさがる
移動系の動き	④のぼる よじのぼる おりる すべる ⑤あるく はしる とぶ ⑥はう ⑦よける かわす にげる くぐる くぐりぬける
操作系の動き	⑧はこぶ もつ もちあげる つかむ ⑨のる こぐ ⑩なげる とる なげいれる あてる ぶつける ⑪ころがす ける ⑫うつ ふりまわす ⑬おす ひく ひっぱる

運動プログラムを作成する際には、対象となる子どもの現状を把握し、問題点の解決につなげていくために、子どもたちにどのような運動遊びを実施することが必要なのか、どのような動きを習得させたいのかを考えることから始めた。各自の模擬保育実施日2週間前に、初回の運動プログラムを提出する。3歳から5歳までの子どもを対象に、子どもの発達段階を見据え、発育発達に影響を与える要因を考えながら、どのような動きを経験させたいかにポイントを絞り、実施3日前まで、概ね3～6回程度の話し合いを経て、運動プログラムを完成させた。

模擬保育は、56人を2グループにわけたクラスで、保育者役1名が、25～30名の子ども役を前に実施。1コマ90分の授業で3名の学生が保育者役を経験し、実施後は、保育者役、子ども役の学生でグループワークを行い、その日の実践内容について検討を行った。グループワーク後の振り返りは、保育者役がレポートとしてまとめ、補足資料とした。学生個々の学びの成果を測るため、①運動プログラムの目的と工夫した点、②企画から実践後までの反省点、③運動遊びを実施するにあたり保育者として大切にしたいこと、④子どもが「1日60分」の運動を毎日実施するために家庭との連携をどのようにとるか、を自由記述したレポートの提出を求めた。

3. 運動プログラムに含まれる動きの抽出

模擬保育実践中、実践後に、授業担当教員と担当者が運動プログラムに含まれていた動きを再確認し、実践後集計を行った。

Ⅲ 結果

体を通して体験的に学ぶ幼児教育において、幼児が主体的に活動を展開できるかどうかは、保育者の環境の構成にかかっており、保育者が日常的に教材を研究することは極めて重要である。また、自ら考えた内容を模擬保育で実践し、その後グループワークで検討していくことは、「見方・考え方」をさらに発展させることが期待できる。学生は、模擬保育の計画、実践、振り返りを通じて知識を外に向けて可視化すること（外化）と、理論の講義を聞いたり、テキストや資料を読解したり、経験のリフレクションを通じて気づきを得たりして知識を習得する過程（内化）を組み合わせる形の学修を経験した。森（2017）は、学習活動を深い学びへ導くためには、理解した（はず）の知識を外化し、不十分な場合には修正し、より深い理解へと至る内化—外化—内化のプロセスが重要であるとしている。

1. 模擬保育で実施された運動の種類

20分の運動プログラムの中で抽出できた「動きの種類」は、平均5.1項目であった。運動プログラムの中に5項目の動きを計画されたプログラムは39.2% (20)、6項目以上30% (17)、計画した運動プログラムにおいて、予想される子どもの動きを12項目としたプログラムが最高数であった。(図1) 運動プログラム計画時には、予想できなかった動きがみられ、実践後に経験できた動きを加えるという事例も見られた。しかし、33%のプログラムは、経験できる動作が4項目以下となった。3項目以下となったプログラムは、運動プログラム上では複数項目計画したものの、予定していたプログラムをすべて消化できず途中で時間切れになってしまった事が原因となっている。学生にとっては、模擬保育の失敗経験も貴重であり、振り返りでは机上の予想と実践の難しさを生徒役の学生とも共有し、改善点をあげることができた。

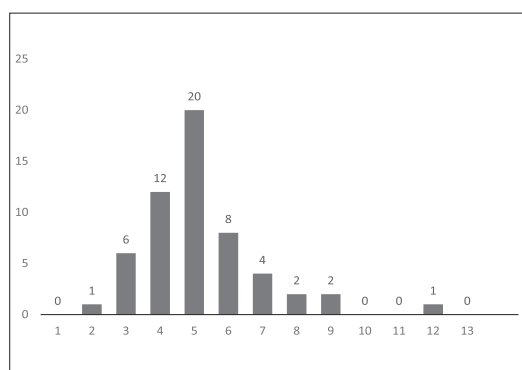


図1 20分の運動プログラムで抽出された項目数

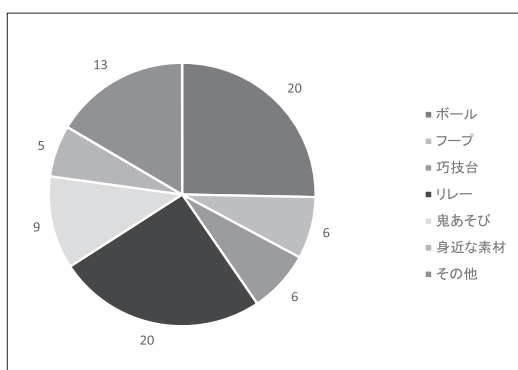


図2 使用した道具から分類した遊びの種類一覧

20分間の運動プログラムでは、導入から展開、まとめまで、多様な動きを引き出すために様々な道具が使用された。(図2) 身近な素材には、学生の自由な発想による手づくり教材(海賊になりきるための新聞紙で作成した剣、トイレットペーパーの芯で作成した小さなボール等)を使用した遊びなどを分類した。その他には、道具を使用しない「力比べ」、「陣地取り」や使用した道具を本来の目的で使用するのではなく、視点を変えて別の目的で使った遊び、例えば、縄跳びを床へ曲線として配置し、その上を踏みながら渡る遊びを種別した。

本研究で学生が実施した模擬保育での指導内容は、ボールを使用した遊びとリレー遊びが最も多かった。学生がこれらの遊びをプログラムに導入した理由としては、新体力テストの項目にもある「投動作」を幼児期に取り入れることを目的とすることや仲間と協力し競い合うことで運動遊びの楽しさを実感させたいことからであった。櫻木ら(2014)は、「なげる」動作について「あるくはしる とぶ」とは違い日常生活ではあまりみられない運動であり、日常生活で必要とされる優先順位の低い運動であるため、遊びの中で獲得させたい能力であると指摘している。また、日本学術会議基本指針(日本学術会議, 2011)では、運動遊びやスポーツにおいては、仲間との肯定的な関わり行動やコミュニケーションスキルが求められるため、その効用も期待されることを明らかにしている。

図3では、運動プログラムで体験できた動きの種類一覧と総数を示した。平衡系の動き(①～③)、移動系の動き(④～⑦)、操作系の動き(⑧～⑬)を組み合わせるよう指導したが、「うつ・ふりまわす」(3)、「のる・こぐ」(8)といった動きが少なかった。学生自身の気づきとして、保育園実習を経験してきたことも背景にあり、幼児期に必要な動作として、腕にかかる荷重動作の「はう」・「のぼる・よじのぼる」や「おす・ひっばる」体験のできる力遊びを運動プログラムに組み入れていた。真砂(2018)は、園庭で自由遊びをする5歳児51名の基本的運動動作を20分間ビデオカメラで撮影し分析した結果、一番多く出現したのは、「立つ・起きる・座る・しゃがむ」(＝本研究では②の項目)で観察された人数が51名。次いで「のる・こぐ」(本研究では⑨)が49名だったと報告している。一方で、

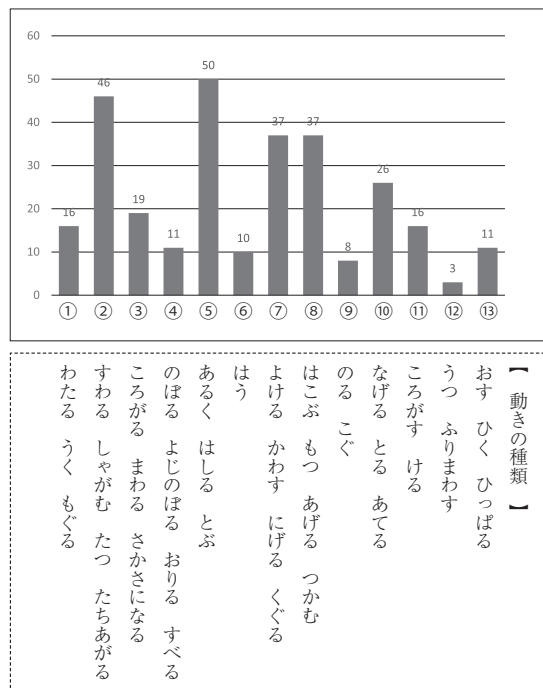


図3 プログラムで確認できた動きの種類一覧と総数

出現頻度が低い(1回以下)基本動作は、「くぐる」(本研究では⑦)・「のる」(本研究では⑨)・「ひく・ひっばる」(本研究では⑬)・「ふりまわす」(本研究では⑫)であったと報告している。さらに、出現頻度が2回以下の基本動作は、「つかむ」(本研究では⑧)・「当てる」(本研究では⑩)・「蹴る」(本研究では⑪)だと報告している。このようにみていくと、自由遊びでは、出現頻度の少ない動きが、本研究での運動プログラムには比較的多く出現し、体験・経験できている。

今年度当初からコロナ禍で過ごしてきた学生自身も、運動の機会が減少していることを実感していたためか、「あるく・はしる・とぶ」移動系の水平動作と「すわる・しゃがむ・たつ・たちあがる」平衡系の動きを組み合わせる形式にし、広い場所を使用しなくても室内で楽しく実施でき、運動量を確保できる工夫をしたプログラムが散見された。

2. 実践後のグループワークからの学生の気づき

模擬保育実践後グループワークを行い、自分の力では見つけられなかった課題を、友人の助言によって見つけ出し、他者の視点によって自己課題を明確化する試みを行った。

幼稚園教育要領「第1章 総則」「第1 幼稚園教育の基本2.」では、「幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達的基础を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること」と示され、また、保育所保育指針の「第1章 総則」「3 保育の原理」「(2) 保育の方法(オ)」でも「子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に

保育すること」と示しており、遊びの重要性を認識しつつ、遊びを通して総合的な経験が促されるような援助が望まれるとされている。学生は自分の課題を把握したうえで、今後保育者として、運動プログラムを実践していく際、大切だと思う点を自由記述した(図4)。その抜粋は、表2の通りである。

さらに、幼稚園教育要領では、「第1章 総則」
「第1 幼稚園教育の基本2」に「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う

重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする」と冒頭に幼稚園教育における環境の重要性について述べている。また、保育所保育指針の「第1章 総則」「2 保育所の役割(2)」では、「保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密

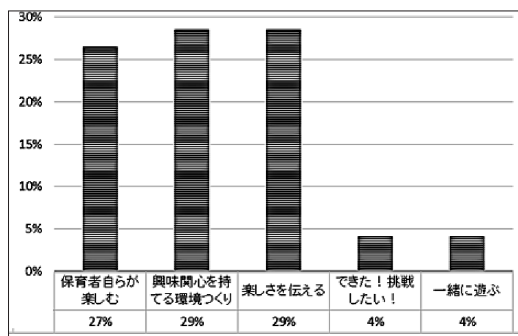


図4 運動遊びをするとき保育者として必要だと思う事：上位5つ

表2 自由記述抜粋A：保育者として必要だと思うこと

～保育者自身が楽しむこと～

- まずは、保育者自身が全力で楽しむこと。そして、子どものアクションを見逃すことなく付き合い、楽しい気持ち♡ドキドキ、ハラハラなどを共有すること。できた時には、盛大に褒めて、達成感を代弁したりしながら受け止めること。また、「次はこうにしたい」などのアイデアを活かし、遊びを充分に展開する。
- 身近なものを使ったり、固定遊具を使ったりして、楽しい遊びを考え、体を動かすことの楽しさを保育者自らが動いて発信していくこと。
- 保育者自らが、楽しそうに体を動かして遊ぶ姿を見せることで、進んで体を動かそうとする意欲を触発し、幼児が開放感や充実感を味わえるようにしたい。
- 保育者が一緒になって運動遊びを楽しむ⇒日々の保育の中で保育者の姿からの学びも多いと思うため、保育者が楽しみ、そこから子どもたちへ遊びの楽しさを伝える。

～興味関心をもてる環境づくりから主体的な運動遊びへ～

- 日頃の生活の中で、子どもが興味を持っていることを見つけ、遊びの中に入れることで「主体的に体を動かす」ことができると思う。また、子どもの発達を理解し、発達段階にあった挑戦できる遊びを取り入れることで、自ら動きたいと思うようにする。
- 遊びに夢中になるブースを作る。子どもたちに自然と基本的な運動動作をたくさん使える場をつくりたい。遊びの時間に様々なブースをつくり、自ら意欲的にやりたいと思った遊びを実践することで、子どもたちも楽しい遊びに夢中になっていく。
- いつもの環境の中に、さりげなく少し違う道具を置くなど、興味関心を抱くよう工夫する。また、たくさんの事を体験してもらうことと共に子どものやってみたいという気持ちを尊重し、取り入れる。
- 自分から動きたいと思える内容を計画する。運動が苦手な子どもでも簡単にできて体が動かせるような易しい内容を考え、そこから更に子どものワクワクにつなげると楽しいと感じて自ら動けるようになるのではないかと。
- 少し勝負性のある遊びを考えたり、その遊びの魅力や面白さを伝えたりすると、子どもが自ら動きたくなると思う。

～体を動かすことの楽しさをみんなで共有する～

- 全員が楽しめる遊びやリズム遊びなど、体を動かして楽しいと思える活動を積極的に取り入れる。また、その姿を認め、褒めることで次もやってみたいという自信につながるので、子どもの姿をしっかりと観察し、保育者も楽しさを分かち合う。
- 友達と体を動かし遊ぶ楽しさ、協力してできたときの達成感を次につなげるようにする。

接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境から刺激を受けて能動的にかかわりながら試行錯誤を繰り返すこと、その中で物事に対する認識を深め、理解し、生活に必要なあらゆることを自分の力で身につける事を重視している。

学生へは、家庭との連携を実施しつつ、子どもの発育発達に寄り添い、運動遊びを実施していくため、保育者に必要な点について自由記述を求めた（図5）。

その抜粋を（表3）に記す。

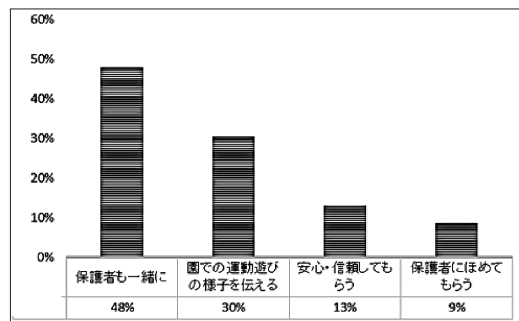


図5 家庭との連携に必要なと思う事
：上位4つ

表3 自由記述抜粋B：多様な遊びを生活に取り入れるため保育者としてご家庭へできること

～伝える～

- 保護者と話し合いなど協力しながら連携し、子どもの個性にあった体を動かす方法を考え、提供していくことが大切。
- 運動遊びが子どもの発達にどのように影響があるかなどの掲示物を示したり、保護者に興味を持ってもらえるような内容を考え、参加出来る遊びを伝えたりしたい。
- 自宅でもできる楽しい遊びを保護者に発信していき、親子で一緒に楽しめる環境を提供したい。
- 子どもが、園でどのような遊びに興味を持っていたか、今日どんなことができるようになったかを保護者に伝え、家庭でも褒めてもらう。
- 園で先生に褒めてもらうだけでなく、家庭でも保護者に褒めてもらうことで、見てくれていることや褒めてもらえる喜びを感じ「またしたい」と思えるようにしたい。
- 園だよりや登園、降園の際に、子どもたちがどんなことを今楽しんでいるのか、頑張っているのかを伝えることによって、保護者の方と共に子どもを応援できるようにする。

～親子一緒に楽しく遊びを！～

- 園全体の取り組みにはなるが、親子ふれあい遊びをする行事を設ける。保護者の方も子どもと共に体を動かすことを楽しむことができ、子どももお母さんやお父さんと一緒にやろうという気持ちにもなれると思う。そういった機会が次に繋がり、子どもは体を動かして遊びたいと思えると思います。
- 保護者と一緒にできる遊びを伝え、家や公園でも積極的に行ってもらおう。

～安心してもらう～

- 園では安全に行っていることを知ってもらい安心してもらう。
- 小さな怪我でも保護者にすぐ報告する。報連相（ホウレンソウ）をおこたらず、保護者に安心してもらう
- 大切な命を預かるものとして、しっかりと子どもがけがなく登園した時と同じ状態で、保護者に受け渡す。
- 大事なお子様を安全に保育することを約束し、信頼してもらえる保育者でありたい。

IV 考察

本研究では、幼児期における心身の発達には多様な運動経験が望ましいことの理論的根拠と実証データを示した上で、保育者を目指す学生が、子どもに多様な動きを経験させるための運動プログラムを企画実践する教育実践を試みた。学生自身が、「運動遊び（運動）が子どもの体に及ぼす影響」を理論的根拠から総合的に理解し、子どもの体力向上に関わる課題を把握、現代の子どもの発育発達に必要な課題を発見すること。課題を改善するために必要である基本的な動きをリストアップし、

基本的運動動作を可視化する試みは、企画する学生自身が「多様な動き」を意識化、具体化しやすく、自由遊びでは、出現頻度の少ない動きをプログラムに取り入れたことが明らかになった。また、実践後のグループワークでは、今後の自分の課題を認識し、保育者として、自分に必要な資質を明確化することができた。

しかし一方では、特定の指導者が一方的に決めて指導するよりも、行う活動やそのやり方を子どもたち自身が決める遊びとして運動を行っている幼児の方が、運動能力が高く（杉原ら, 2010）、子どもの遊びとして行っている程度が高い程、様々な運動パターンを経験する頻度が高いことが報告されている（杉原ら, 2011）。本研究では、20分間の模擬保育での運動プログラムを作成し、保育者主導の一斉指導で模擬保育を実践した。指導の方法によっては、子どもの自発性を抑制してしまう可能性も含んでいる。学生達には、このような危険性がはらんでいることを伝えつつ、運動プログラムのあり方についても論及した。多様な動きを経験するための運動プログラムづくりは、『きっかけづくり』として存在するものと考え、子どもの心をまず「ぱっと」捉え、「わくわくして」すぐにその場へ飛び込んでいき、あっという間に体を動かし「夢中になれる」環境構成を工夫することこそが、保育者に与えられた「お膳立て的使命」であり、その後は、個々の子どもがその遊びを発展的に広げ、楽しんでいけるような言葉かけ、導きが必要である。授業実践、グループワークを継続して実施した中で、この本質的な部分に学生自身が気づき、たどり着きつつあるのではないかと示唆されたのは、学生の自由記述欄での記述である。複数の記述に、「子どもが主体的に体を動かせるような環境構成を工夫したいこと」「遊んでいる際の子どものつぶやきを聞き逃さないこと」「一人ではなく友達と一緒に体を動かす楽しさを味わわせたいこと」が記載されていた。この記載は、学生が保育者として必要な要素としてあげた「保育者自らが楽しむ」という視点と子どもにとって「本当の楽しさとは何か」の両方の視点が、学生自身の中に『芽生え』はじめてきていることの証ではないか。今後、この気づきが「楽しく体を動かす」ための運動プログラムづくりの経験値として活かされることを期待する。

のびのびと体を動かす環境設定を行うことは、幼児教育における保育内容領域「健康」の目標の中でも「1. 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子供の様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること」「2. 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと」につながっていく。今回、学生は、「幼児体育 I-II」の授業において1年間を通して理論と実践を行った。今回の授業でのグループワークでは、これまで履修してきた学びや、この期間に同時に履修している様々な関連科目の理論や演習の内容を経て、それぞれの担当教員の導きで、子どもの環境構成について多角的に学んでいることが影響していると受け取られる記述が多く見られた。溝上（2018）は、アクティブラーニングへの転換が目指すものは、一方的な知識伝達型講義という教授形態から、学習者が能動的に参加する学修を生み出す授業形態への転換だけでなく、知識伝達に注力した講義法と能動的参加を促す教授法を組み合わせることとし、また森（2017）は、学習活動を知的に深く活発に考える内的な能動性と、発話や傾聴、書くことのような身体活動としての外的な能動性を組み合わせるプロセスがより深い理解へと至ることが重要となることを明らかにしている。本研究では、まだ未到達ながらも、2年間という限られた時間の中で、教員免許、保育士資格を取得させる責務をおう保育者養成校では、「アクティブラー

ニング」「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた施策を、領域横断的に実践していくことの必要性が改めて示唆されたといえよう。

運動プログラムについて、今後の課題にあげられるのは、20分間という時間が妥当であるのか。また、20分間であるならば、何項目の動きが出現できれば妥当なのかという具体的な基準の設定である。

まず、幼稚園もしくは保育園での設定保育での20分という運動遊びの時間設定を考えてみたい。子どもの運動に関する既存のガイドラインは、1980年代からアメリカで小児肥満に該当する児童が急増したため、90年代より小児の身体活動の推進が提唱され、乳児期から思春期までの子どもの身体活動・運動についてのガイドラインが策定された。National Association for Sports and Physical Education, (2002) では、健康に関連する体力と運動技能を獲得するために必要な身体活動・運動の種類・実施場所など、指導者について5歳までの時期毎に運動の基本方針が示され、National Association for Sports and Physical Education, (2004) の5歳から12歳までのガイドラインでは、生活習慣病の危険因子となる小児肥満予防対策として①年齢にふさわしい中程度から高強度の身体活動・運動を1日合計最低60分から3～4時間、ほぼ毎日実施すべきである、②毎回15分以上持続する身体活動を毎日3～4回実施すべきであるなどの具体的指針が提示されている。World Health Organization, (2010) は、5歳から7歳の子どもに対して、①少なくとも1日60分の中程度から高強度の身体活動を行うこと、②1日60分以上の身体活動・運動はより高い効果が望めること、③その中に、筋や骨を鍛えるための高強度の運動を少なくとも週3回以上含めることを推奨している。

我が国においては、幼児期の健康についての基準は、保育所保育指針（厚生労働省, 2017）幼稚園教育要領（文部科学省, 2017）幼保連携型認定こども園教育保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省, 2017）に示されている。具体的な運動時間については、『幼児期運動指針』（文部科学省, 2012）に【1日60分】と明記された。日本においては、アメリカのように「小児の生活習慣病予防から」という観点と共に、子どもの体力の低下や運動の二極化現象を懸念しての発信という点については前述した。

以上の観点から、自由遊び、設定保育も含めての運動時間と考えると、今回の設定保育の20分間は妥当ともいえる。だが、今後15分、30分、45分、60分と年齢の設定も含めて、効果的な時間帯について、検証が必要といえる。

次に、時間を20分とした場合、何項目の動きを確認すれば、多様な動きの経験ができたといえるのか。吉田（2016）は、年間を通して45種類の基本的運動パターン（以下運動パターン）のうち、4歳児で42種、5歳児で43種の多様な運動パターンがみられたと考察している。今回取り上げた13項目の多様な動きと、この運動パターンを単純に比較することはできないが、1日に5種類の運動パターンが体験でき、一週間ごとに変化させることが可能であれば1カ月に20、3カ月で60と多様な動きを広げていくことができる。しかし、宮丸（1998, 2011）は、幼児期の運動発達は、幅広い運動パターンの獲得という量的発達と、その習熟である質的発達の2つの側面が大きな特徴であると報告している。本研究では、模擬保育での生徒役である学生の動きから抽出したため、発育発達段階の途中である運動経験の少ない幼児の動きと同様とはいえなかった。動きの質を解析するためには、学生が立案した運動プログラムを、子ども達に体験してもらい取り組みに繋げ、子ども一人

ひとりの経験できた動作を観察、抽出、分析する機会が必要である。

本研究は、幼児期の多様な動きを検討するための運動プログラムを保育者養成校の授業実践で取り組み、子どもの健やかな健康を育む運動遊びについて学生と共に再考することが目的であった。改善点として、「運動プログラムの立案、模擬保育実施、グループワーク」までの過程を第1段階とするならば、企画した運動プログラムを「子ども達に実践、再度グループワーク」までの第2段階を加え、動作の抽出もそれぞれ行い比較するといった内容の検討も必要である。

謝辞

本研究の授業実践のために、毎週快く用具を貸して下さった奈良保育学院付属幼稚園、園長中町泰子先生はじめ諸先生方、並びに本研究に参加して下さった学生の皆さんに衷心よりお礼申し上げます。なお、本研究で作成した56通りの運動プログラムは、『運動遊びのレシピ集2020』として製本し学生達に配布いたしました。

参考文献

- 藤巻裕昌、2018、幼児期の運動における教材研究－体育学の視点からみた保育内容「健康」の教材の考察を中心に－、名古屋女子大学紀要、64、(pp223～235)
- ガラヒュー、D.L.、杉原隆監訳、1999、幼少年期の体育、大修館書店
- 川上暁子 増田未来 竹内秀一、2017、保育者養成のための体を動かす授業を考える1：保育学生の体力・運動能力調査に関する先行研究の把握、武蔵野教育學論集、1号、(pp21～3)。
- 小林真 増田共子、2017、保育者を志望する学生に対する運動遊びの企画力を育てる実践の効果について、富山大学人間発達科学部紀要、第11巻第2号、(pp37～46)
- 厚生労働省、2017、保育所保育指針、厚生労働省
- 真砂雄一、2018、幼児における基本的な動きの種類と出現頻度について、小池学園紀要、(pp99～106)
- 増田未来 川上暁子、2019、多様な動きの体験を目指した幼児の身体を動かす活動に関する考察、武蔵教育學論集、7号、(pp103～115)
- 宮内孝、2016、幼児期の基本的な動きを身につける運動指導のあり方、南九州大学人間発達研究、第6巻、(pp23～30)
- 宮丸凱史、1998、運動能力の発達バランス、体力の科学、48、(pp699～705)
- 宮丸凱史、2011、子どもの運動・遊び・発達・動きのでる子どもに育てる、学研教育みらい、(pp20～21)
- 溝上慎一、2018、アクティブラーニング型授業の基本形と生徒の身体性、東信堂
- 文部科学省、2008、小学校学習指導要領、文部科学省
- 文部科学省、2012、子どもの体力向上のための取り組みハンドブック、文部科学省。
- 文部科学省、2012、幼児期運動指針、文部科学省
- 文部科学省、2017、幼稚園教育要領、文部科学省

森朋子、2017、「『わかったつもり』をわかった』へ導く反転学習の学び」森朋子・溝上慎一編
ナカニシヤ出版、『アクティブラーニングとしての反転授業理論編』（pp19～35）

National Association for Sports and Physical Education、2002、A statement of physical
activityren guidelines for children birth to five years.、NASPE

National Association for Sports and Physical Education、2004、Physical activity for children
(A statement of guidelines children ages 5-12,2nd ed)、NASPE

内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017、幼保連携型認定こども園教育保育要領、
内閣府・文部科学省・厚生労働省

中村和彦、2009、子どもの体力低下から見えてくるもの、体力科学、58巻第1号、p12

中村和彦ら、2011、観察的評価法による幼児の基本的動作様式の発達、発育発達研究、
第51号（pp 1～18）

根元和典ら、2020、幼児期に多様な動きを経験するための環境のあり方、茨城大学教育学部紀要（教
育科学、69号）、（pp343～354）

日本学術会議、2011、健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分会 提言
子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本方針、健康・スポーツ分会

西川正晃 煙山千尋、2019、運動遊びにおける「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」育成の
可能性Ⅰ、岐阜聖徳学園大学教育実践科学センター紀要、18、（pp79～86）

坂口将太、2018、領域「健康」における”多様な動き”の捉え方に関する一考察、聖和短期大学紀
要4号、（pp21～25）

櫻木真智子 太田よし美 西田ますみ 梁川悦美 桐川敦子、2014、「親子で楽しむ運動遊び」の
実践が子どもと保護者に与える影響に関する報告、聖徳大学研究紀要、聖徳大学第25号 聖徳
短期大学第47号、（pp143～151）

征矢英昭、2012、幼少期の軽運動がもつ体育的意義：脳への作用と抗ストレス効果の発現、日本体
育学会 第63回大会学術的シンポジウム抄録、2012 - 08 - 23.

スポーツ庁、2019、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果のポイントについて
スポーツ庁

杉浦隆ら編著、2014、幼児期における運動発達と遊びの指導～遊びの中で子供は育つ
ミネルヴァ書房.

杉原隆、2000、新版幼児の体育、健帛社

杉原隆 吉田伊津美 森司朗 中本浩揮 筒井清次郎 鈴木康弘 近藤充夫、2011、幼児の運動能
力と基礎的運動パターンとの関係、61（6）、（pp455～461）

杉原隆 吉田伊津美 森司朗 筒井清次郎 鈴木康弘 中本浩揮 近藤充夫、2010、幼児期の運動
能力と運動指導ならびに性格との関係、体育の科学 60（5）、（pp342～343）

World Health Organization、2010、Global recommendaton on physical activity for health. WHO

吉田伊津美、2016、幼稚園の運動遊びおよび小学校低学年体育で観察される基礎的運動パターン。
発育発達研究第70号、（pp48～54）

湯浅理枝 松尾晋典 松田亮、2020、多様な動きの捉え方に関する一考察ー幼児期から児童期への

運動遊びの接続に着目してー、子ども学論集、(pp41 ～ 49)

令和3年2月1日 発行

奈良保育学院研究紀要 第19号

編集兼発行 奈良保育学院

〒630-8121 奈良市三条宮前町3番6号

Tel (0742) 33-3622

<http://www.shirafuji.ac.jp/gakuin>

印刷所 共同精版印刷株式会社

〒630-8013 奈良市三条大路2丁目2番6号

BULLETIN
OF
NARA TEACHERS COLLEGE OF EARLY CHILDHOOD EDUCATION
Volume 19

CONTENTS

About the Corona Sorrow Class	Koitiro ONO
Introduction of kids English English Education up to High School and Future Kids English	Yasuo KOMEDA
The need to select childcare songs that are in line with the development of infants - focusing on the development of mind and body, and the growth of music&rhythm -	Maki SUGIYAMA
Maternal and child health and healthy upbringing of children in response to diversifying needs	Keico TAKEWA
Research of the maritime counselors system -Interpellation and statement in the Diet-	Keico TAKEWA & Yoshimune IMAI
Comparison and mutual relations between Constitution of Japan and Ryukyu government Constitution -Interpellation and statement in the Diet of Japan-	Keico TAKEWA & Yoshimune IMAI
Policy research of support for visiting nursery	Keico TAKEWA & Yoshimune IMAI
To develop professionalism as a childcare teacher - Teaching Method Using Active Learning -	Akie NISHIDA
A Study of Teaching the Basics and Sensitivity for Piano Beginners: Through a Teaching Experience at Training School for Nursery Teachers	Haruka NISHIDA
Examining an exercise program to experience diverse movements in early childhood Report of the school lesson for childcare training school	Juri HAMANO